

令和元年度 第1回神戸市市民福祉調査委員会

日時：令和元年12月26日（木曜）
午後1時30分から3時30分
場所：神戸市役所1号館14階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) “こうべ”の市民福祉総合計画の策定について

3. 報 告

- (1) 神戸市しあわせの村リニューアル検討有識者会議について
- (2) ひきこもり支援施策検討会について
- (3) 福祉政策会議について
- (4) 認知症「神戸モデル」実施状況について

4. 閉 会

資 料

| | |
|-------|--|
| 資料1 | 神戸市市民福祉調査委員会 委員名簿 |
| 資料2 | 神戸市市民福祉調査委員会 参与・代表幹事等名簿 |
| 資料3 | “こうべ”の市民福祉総合計画について |
| 資料4 | 神戸市市民福祉調査委員会運営要綱の一部改正の件 |
| 資料5 | しあわせの村リニューアル検討有識者会議 |
| 資料6 | 神戸市ひきこもり支援施策検討会の概要 |
| 資料7 | 市民福祉調査委員会「福祉政策会議」について |
| 資料8 | ～認知症になっても安心して暮らしていけるまちへ～ 全国初！ 認知症「神戸モデル」 |
| 参考資料1 | 平成30年度第2回神戸市市民福祉調査委員会議事要旨 |
| 参考資料2 | “こうべ”の市民福祉総合計画2020の評価について（平成30年度） |
| 添付資料 | “こうべ”の市民福祉総合計画2020 概要版 |

令和元年12月5日時点

神戸市市民福祉調査委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

※下線は今回新たに選任された委員

- [学識経験者等]
- 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部教授
- 大串 幹 兵庫県立総合リハビリテーションセンター診療部長兼リハビリテーション科部長
- 大和 三重 関西学院大学人間福祉学部教授
- 置塩 隆 神戸市医師会会長
- 奥村 比左人 神戸労働者福祉協議会副会長
- 小野セレストア摩耶 滋慶医療科学大学院大学准教授
- 柏木 登起 特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
- 黒川 恭眞 神戸市社会福祉協議会施設部会部会長(神戸市保育園連盟理事長)
- 桜間 裕章 神戸新聞社常勤監査役
- 佐々木 利雄 神戸市自治会連絡協議会事務局長
- 関口 幸明 神戸商工会議所理事・総務部長
- 高木 佐和子 兵庫県弁護士会弁護士
- 高田 哲 神戸大学名誉教授・神戸市総合療育センター診療担当部長
- 玉田 はる代 神戸市婦人団体協議会会長
- 辻 幸志 特定非営利活動法人こうべユースネット理事長
- 中川 寿子 生活協同組合コープこうべ常勤理事
- 成田 康子 兵庫県看護協会会長
- 西垣 千春 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
- 橋本 好昭 神戸市民生委員児童委員協議会理事長
- 服部 祥子 大阪人間科学大学名誉教授
- 松井 年孝 神戸市社会福祉協議会施設部会副部会長(神戸市老人福祉施設連盟理事長)
- 松端 信茂 神戸市知的障害者施設連盟会長
- ◎ 松原 一郎 関西大学社会学部教授

[市会]

- 大井 としひろ 市会議員
- 岡村 正之 市会議員
- さとう まちこ 市会議員
- 高橋 ひでのり 市会議員
- 軒原 順子 市会議員
- 林 まさひと 市会議員

◎ 委員長
○ 副委員長

神戸市市民福祉調査委員会 参与・代表幹事等名簿

令和元年10月作成

下線は今年度転入者

| | | | |
|------|--|--|--|
| 参与 | | 保健福祉局長 子ども家庭局長 教育次長 | 小原一徳 森下貴浩 後藤徹也 |
| 代表幹事 | | 保健福祉局 保健所長 副局長 人権推進担当部長 生活福祉部長 健康部長 高齢福祉部長 障害福祉部長 障害福祉部就労支援担当部長 保健所調整担当部長 子ども家庭局 副局長 子ども育成部長 子育て支援部長 | 伊地智昭浩 花田裕之 山田敏之 常深幸子 熊谷保徳也 上田智恵実 山端惠実子 樫原伴子 山崎初美 高田純 八乙女悦範 豊永太郎 |
| 幹事 | | 保健福祉局 政策課長 政策課調査担当課長 生活福祉部くらし支援課長 生活福祉部保護課長 健康部健康政策課長 健康部地域医療課長 高齢福祉部高齢福祉課長 高齢福祉部介護保険課長 高齢福祉部介護保険課担当課長 保健所介護予防担当課長 障害福祉部障害福祉課長 障害福祉部障害福祉課ひきこもり支援担当課長 障害福祉部障害者支援課長 保健所精神保健福祉担当課長 保健所精神保健福祉センター担当課長 子ども家庭局 子ども企画課長 子育て支援部振興課長 教育委員会事務局 総務部教育企画担当課長 市長室 広報戦略部広聴課長 企画調整局 政策企画部産学連携ラボ所長 市民参画推進局 市民協働課長 男女活躍勤労課長 経済観光局 経済政策課事業担当課長 住宅都市局 住宅政策課企画担当課長 神戸市社会福祉協議会 地域支援部長 | 一安顕昭 神谷俊幸 中野善文 長村信幸 水野進太郎 境智司 稲田浩司 林秀和 宮川知幸子 丸山佳子 星島淳一 大礼能成 奥谷由貴子 松原雅子 川野欣樹 三尾浩之 坂井亘 東慎太郎 島正樹 藤岡健 説田安雄 中山さつき 藤田真右 光平正弘 禰宜田竜樹 |
| 事務局 | | 保健福祉局 政策課政策係長 政策課調査担当係長 人権推進課人権推進担当係長 生活福祉部くらし支援課くらし支援係長 生活福祉部くらし支援課地域福祉係長 健康部健康政策課計画調査担当係長 高齢福祉部介護保険課担当係長 障害福祉部障害福祉課調整係長 子ども家庭局 子ども企画課総務係(政策・広報担当)長 教育委員会事務局 総務部総務課政策企画担当係長 | 渡辺元樹 福原宣人 影山智佳美 林宏則 竹内孝洋 勝間恒平 西村千広 棟安崇雄 永山優 水畑明彦 |

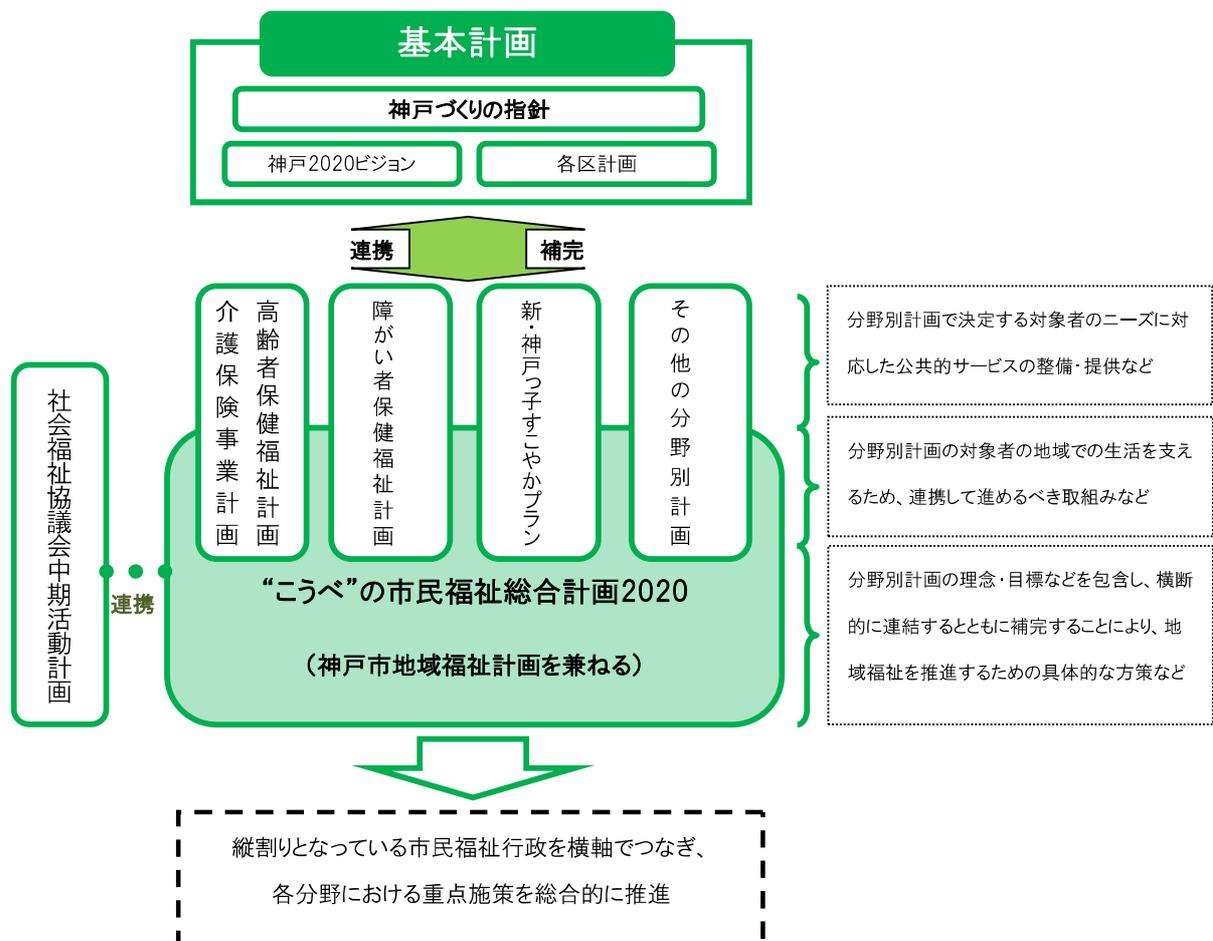
“こうべ”の市民福祉総合計画について

○市民福祉総合計画の位置付け

本市では、昭和 52 年に全国に先駆けて制定した「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき市民福祉を推進するため、市民福祉に関する総合計画を策定しており、現行の「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020[計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度（令和 2 年度）]」は第 11 次計画となっている。

また、保健福祉分野の総合計画として、神戸市基本計画の「神戸づくりの指針（目標年次 2025 年）」及び「神戸 2020 ビジョン」とは相互に連携・補完するとともに、高齢者保健福祉計画・障がい者保健福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画などの分野別計画の理念・目標を包含しながら横軸でつなぐことにより、相互に連携・補完することとしている。

なお、現行計画は、社会福祉法に定める「市町村地域福祉計画」を兼ねている。



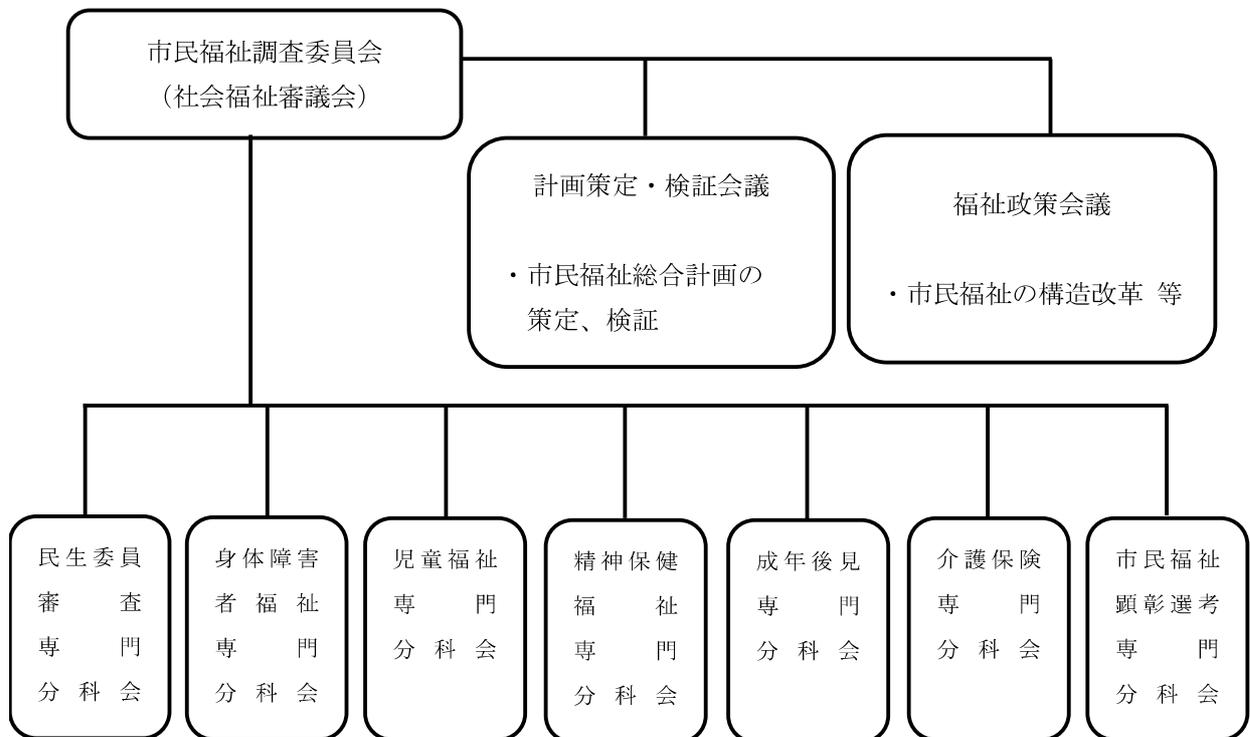
○市民福祉総合計画の変遷

| 昭和 | | | | | 平成 | | | | | | 令和 | |
|------------------|------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------------|----------------------|--------------------------------|------------|------------------------------------|--|--|--|
| 52-54 | 55-57 | 58-60 | 61-63 | 元-3 | 4-8 | 9-13 | 14-18 | 19-22 | 23-27 | 28-2 | 3-7 | |
| | | | | | | 7~9 市民福祉 復興プラン | | | | | | |
| “こうべ”の 市民福祉計画 | | 新・“こうべ”の 市民福祉計画 | | | “こうべ”の 市民福祉総合計 画 | | “こうべ”の 市民福祉総合計 画 2010 | | “こう べ”の市 民福祉総 合計画 2015 | “こう べ”の市 民福祉 総合計 画 2020 | (仮称) “こう べ”の市 民福祉 総合計 画 2025 | |
| 第1次 3か年 計画 | 第2次 3か年 計画 | 第3次 3か年 計画 | 第4次 3か年 計画 | 第5次 3か年 計画 | 前期実 施計画 | 後期実 施計画 | 当初5 か年実 施計画 | 後期実 施計画 | | | | |
| | | | | | | | | 地域福 祉計画 | (統合) | H30.4 努力義務化 上位計画として位 置づけ | | |

○市民福祉調査委員会の見直しについて（平成30年度）

多様化・複雑化する地域生活課題に対応することを目的に、市民福祉調査委員会の調査審議を機動的に実施していくため、市民福祉調査委員会の体制の見直しを決定。

見直しの結果、昨年度まで運営していた市民福祉調査委員会・小委員会を解体し、従来通り市民福祉総合計画の策定・検証を実施する「計画策定・検証会議」と、市民福祉の更なる推進に向けた政策を検討する「福祉政策会議」の二つの会議を設置。



(1) “こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価について <報告>

1. 平成30年度 検証・評価 (参考資料2)

(2) 次期市民福祉総合計画の策定に向けて

1. 次期計画の方針・部会（ワーキンググループ）の設置

- ・次期ビジョン策定の方向性を踏まえ、策定作業は簡素化するとともに、分野別計画との重複をできるだけ回避し、全体として簡素化。
- ・検証・評価方法についても再考を行う。
- ・現行計画と同様、計画期間は5年とし、社会福祉法上の地域福祉計画を兼ねるものとする。
- ・策定作業は、計画策定・検証会議内に設置する部会（ワーキンググループ）で行う。

2. 進め方

- ①市民アンケート「市民福祉に関する行動・意識調査(※)」を実施
- ②アンケート調査結果を分析
- ③次期計画のテーマ(理念)を仮設定 ⇒ 計画策定・検証会議で確定
- ④障がい・高齢/介護・こども・生活困窮・社協 分野別に
「テーマに沿った施策・事業についてどのようなものがあるか」
「テーマに即した尺度についてどのように検証できるか」 検討・議論
- ⑤④を踏まえて、次期計画の具体的内容を検討 ⇒ 計画策定・検証会議で議論
- ⑥具体的方策を踏まえて、次期計画(案)作成 ⇒ 計画策定・検証会議で議論、本会で報告
- ⑦パブリックコメント実施のうえ、計画策定。
※進捗状況は、市民福祉調査委員会へ報告する。

3. (※) 市民福祉に関する行動・意識調査の実施(報告)

目的

- ・「市民福祉」に関する市民の行動および意識について調査し、次期市民福祉総合計画の策定にあたって、基礎参考資料とする。
- ・現行計画(“こうべ”の市民福祉総合計画2020)の効果等を検証する為の資料とする。

調査方法

- ・対象者 神戸市在住の20歳以上の市民5,000人〔住民基本台帳(外国籍含)から単純無作為抽出〕
- ・回答方法 郵送によるアンケート方式・無記名回答
- ・期間 令和元年11月22日から令和元年12月19日
- ・回答率 12月17日時点 32% (約1,600人)

調査項目

- 「地域との関わり・疎外感について」 「日常生活上の不安について」
 「地域で活動する団体や地域の課題について」 「福祉施策やサービス・相談窓口について」
 「災害時に備えた地域での助け合いについて」 「人権問題について」
 および回答者の属性

調査結果

- ・統計処理のうえ、報告書を作成し、市民福祉調査委員会および計画策定・検証会議へ報告。
- ・分析結果を踏まえ、本アンケートの位置づけについて、計画策定・検証会議で検討。

4. 今後のスケジュール（案）

| | 調査委員会 | 計画策定・ 検証会議 | 部会 | 内 容 |
|-----|-------|---------------|-----|---------------------|
| 1月 | | | 第1回 | 部会の内容・進め方について意思統一 |
| 2月 | | | | アンケート報告書完成・分析 |
| 3月 | | | 第2回 | 分析結果を踏まえ、次期計画テーマ設定 |
| 4月 | | | | |
| 5月 | | 第1回 | | テーマ確定 |
| | | | 第3回 | 分野別検討1（障がい・生活困窮・社協） |
| 6月 | | | 第4回 | 分野別検討2（高齢/介護・子ども・他） |
| 7月 | | | 第5回 | 具体的内容検討 |
| 8月 | | 第2回 | | 具体的内容確定 |
| 9月 | 第1回 | | | 報告 |
| 10月 | | | 第6回 | 計画（案）作成 |
| 11月 | | 第3回 | | 計画（案）確定 |
| 12月 | | | | パブリックコメント |
| 1月 | 第2回 | | | 計画策定 |

5. 部会（ワーキンググループ）メンバー構成（4～6名程度）

- ・計画策定・検証会議会長の指名による
- ・計画策定・検証会議および福祉政策会議の委員から指名予定
- ・各回のテーマに沿って、市民代表をネットモニター等で募集予定

参 考 前回策定時（平成27年度） メンバー 7名（小委員会委員から指名）

6. 神戸市市民福祉調査委員会運営要綱 改正（案）（資料4）

- ・策定作業を行う部会（ワーキンググループ）について、要綱改正を行い、設置する。

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱の一部改正の件

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日委員会決定）の一部を次のように改正する。

第2条に次の項を加える。

10 会議には，必要に応じて部会を置くことができる。

11 前項に定める部会の定数は，10名以内とする。

12 第3項から第9項までの規定は，部会において準用する。この場合において，「会長」とあるのを「部会長」，「副会長」とあるのを「副部会長」とそれぞれ読み替える。

第3条第2項中，「第2条（同条第1項を除く。）の規定」とあるのを，「第2条第3項から同条第10項までの規定」と改める。

第3条第6項を削除する。

(参 考)

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(会議)

第 2 条 略

2 ～ 9 略

10 会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

11 前項に定める部会の定数は、10名以内とする。

12 第 3 項から第 9 項までの規定は、部会において準用する。この場合において、「会長」とあるのを「部会長」、「副会長」とあるのを「副部会長」とそれぞれ読み替える。

(専門分科会)

第 3 条 略

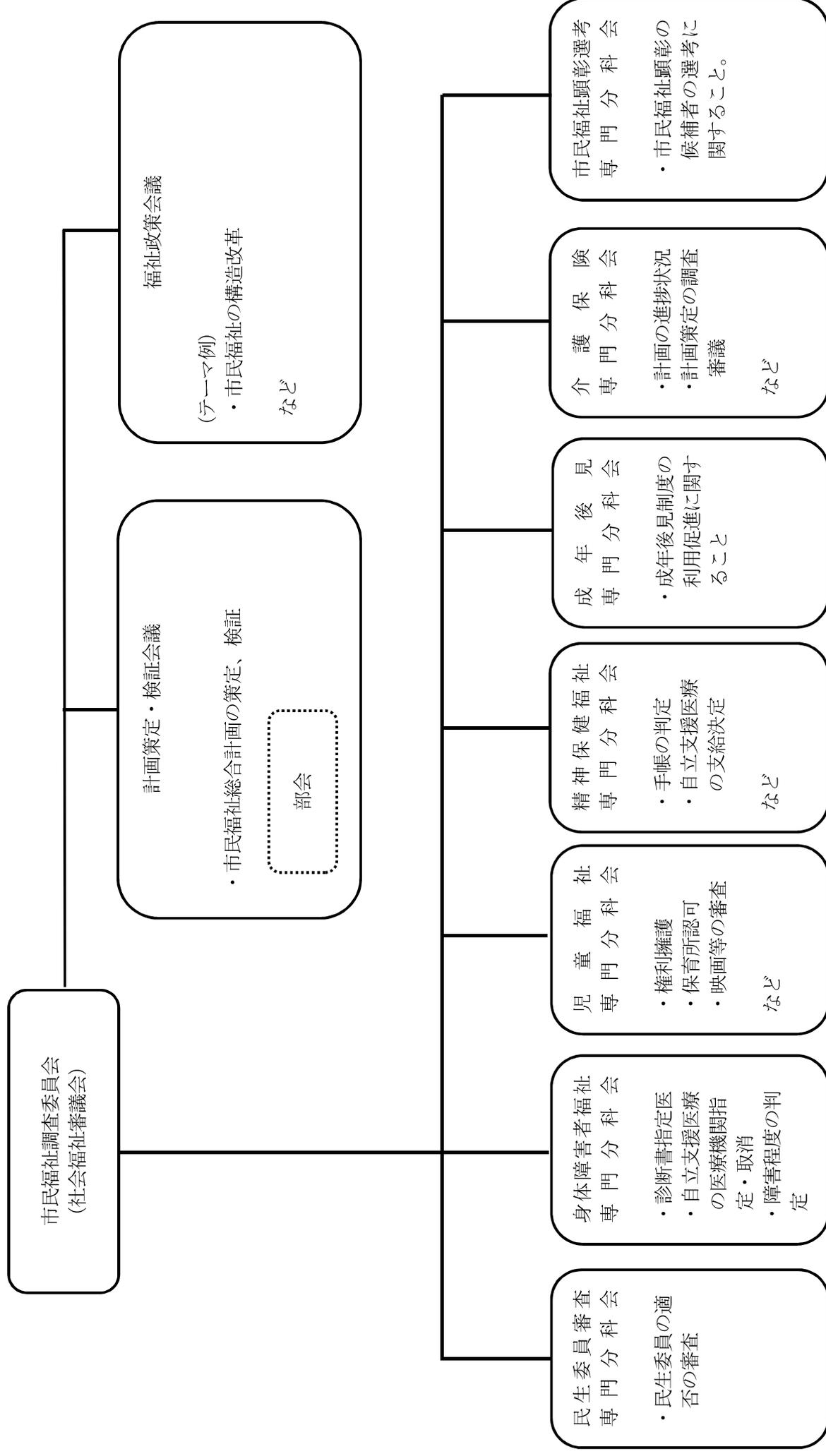
2 第 2 条（同条第 1 項を除く。）の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、「会議」とあるのを「専門分科会」と、「会長」とあるのを「分科会長」と、「副会長」とあるのを「副分科会長」とそれぞれ読み替える。

3 ～ 5 略

6 専門分科会には、必要に応じて部会を置くことができる。

第 2 条第 3 項から同条第 10 項までの規定は、

神戸市市民福祉調査委員会 組織図 (案)



(案)

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱

平成 12 年 4 月 18 日

委 員 会 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会条例（平成 12 年 3 月条例第 101 号）第 8 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(会議)

第 2 条 委員会に、次の会議を設置する。

(1) 計画策定・検証会議 定数 15 名以内

(2) 福祉政策会議 定数 15 名以内

2 前項に掲げる会議の所掌事務は、別表 1 に掲げるとおりとする。

3 会議に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。ただし、委員長が互選されるまでの間、会議の運営上支障がある場合、会議に属すべき委員又は臨時委員の指名については、市長が行う。なお、その際は、委員長決定時に、改めてその承認をとるものとする。

4 会議に会長を置き、又必要があるときは副会長を置くことができる。

5 会長及び副会長は、会議に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

6 会長は、その会議の会務を総理する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又はあらかじめ会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

8 会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選されるまでの間、保健福祉局長が召集する。

9 会議は、会議に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

10 会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

11 前項に定める部会の定数は、10名以内とする。

12 第 3 項から第 9 項までの規定は、部会において準用する。この場合において、「会長」とあるのを「部会長」、「副会長」とあるのを「副部会長」とそれぞれ読み替える。

(専門分科会)

第 3 条 委員会に、次の専門分科会を設置する。

(案)

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 民生委員審査専門分科会 | 定数 10 名以内 |
| (2) 身体障害者福祉専門分科会 | 定数 15 名以内 |
| (3) 児童福祉専門分科会 | 定数 30 名以内 |
| (4) 精神保健福祉専門分科会 | 定数 20 名以内 |
| (5) 市民福祉顕彰選考専門分科会 | 定数 15 名以内 |
| (6) 介護保険専門分科会 | 定数 35 名以内 |
| (7) 成年後見専門分科会 | 定数 10 名以内 |

2 第2条第3項から同条第10項までの規定の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、「会議」とあるのを「専門分科会」と、「会長」とあるのを「分科会長」と、「副会長」とあるのを「副分科会長」とそれぞれ読み替える。

3 第1項の各号に掲げる専門分科会の委任事務は、別表2に掲げるとおりとする。

4 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

5 専門分科会で決議された事項は、委員会の決議とみなす。

(会議等の公開)

第4条 会議は、これを公開する。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。

3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という）を作成する。

4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。ただし、個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。

5 前4項の規定は、第2条に定める会議及び第3条に定める専門分科会に準用する。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、会議及び専門分科会に準用する。この場合、「委員長」と

(案)

あるのを「会長」又は「分科会長」と読み替える。

(参与)

第6条 委員会に参与を置く。

2 参与は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(代表幹事及び幹事)

第7条 委員会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、委員会等の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉局又は教育委員会において処理する。

2 専門分科会の庶務は、保健福祉局又はこども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び専門分科会の運営に関し必要な事項は、会議及び専門分科会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成13年1月9日委員会決定）

別表は、平成13年1月9日改正。但し、平成12年6月7日より施行する。

附 則（平成13年7月18日委員会決定）

別表は、平成13年7月18日改正。同日施行。

附 則（平成15年7月29日委員会決定）

別表は、平成15年7月29日改正。同日施行。

附 則（平成17年4月21日委員会決定）

別表は、平成17年4月21日改正。但し、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年10月20日委員会決定）

(施行期日)

1 別表は、平成18年10月20日改正。但し、別表2 ②及び3 ②は平成18年4月1日、その他は平成18年10月1日より施行する。

(経過措置)

(案)

2 障害者自立支援法附則第48条の規定による精神障害者社会復帰施設については、改正前の別表の4 ②の規定の適用があるものとする。

附 則（平成21年1月28日委員会決定）

別表は、平成21年1月28日改正。同日施行。

附 則（平成24年8月6日委員会決定）

この要綱は、平成24年8月6日より施行する。

附 則（平成26年2月7日委員会決定）

この要綱は、平成26年2月7日より施行する。

附 則（平成27年12月21日委員会決定）

この要綱は、平成27年12月21日より施行する。

附 則（平成31年1月16日委員会決定）

この要綱は、平成31年1月16日より施行する。

附 則（令和元年12月26日委員会決定）

この要綱は、令和元年12月26日より施行する。

(案)

別 表 1 (第 2 条 関 係)

会 議 の 所 掌 事 務

1. 計 画 策 定 ・ 検 証 会 議

- ① 市 民 福 祉 総 合 計 画 の 策 定 に 関 す る 事 件 。
- ② 市 民 福 祉 総 合 計 画 の 進 行 及 び 成 果 の 検 証 ・ 評 価 に 関 す る 事 件 。

2. 福 祉 政 策 会 議

- ① 市 民 福 祉 の 推 進 に 必 要 な 施 策 の 企 画 ・ 調 査 に 関 す る 事 件 。

(案)

別 表 2 (第 3 条 関 係)

専 門 分 科 会 へ の 委 任 事 務

1. 民 生 委 員 審 査 専 門 分 科 会

① 民 生 委 員 の 適 否 の 審 査 に 関 す る こ と 。

(社 会 福 祉 法 第 11 条 第 1 項)

2. 身 体 障 害 者 福 祉 専 門 分 科 会 (社 会 福 祉 法 第 11 条 第 1 項)

① 身 体 障 害 者 手 帳 の 交 付 申 請 に 必 要 な 診 断 書 を 作 成 で き る 医 師 の 指 定 の 審 議 に 関 す る こ と 。

(身 体 障 害 者 福 祉 法 第 15 条 第 2 項)

② 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) の 指 定 及 び 取 消 に つ い て の 審 議 に 関 す る こ と 。

(障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 第 59 条 、 第 68 条)

③ 身 体 障 害 者 の 障 害 程 度 の 審 査 に 関 す る こ と 。

(身 体 障 害 者 福 祉 法 施 行 令 第 5 条 第 1 項)

3. 児 童 福 祉 専 門 分 科 会

① 児 童 の 施 設 入 所 等 の 措 置 の 決 定 及 び 解 除 に つ い て の 審 議 に 関 す る こ と 。

(児 童 福 祉 法 第 27 条 第 6 項 及 び 同 法 施 行 令 第 32 条)

② 児 童 虐 待 事 案 の 検 討 に 関 す る こ と 。

③ 映 画 、 演 劇 、 出 版 物 、 玩 具 等 に よ る 児 童 福 祉 の 増 進 又 は 児 童 に 及 ぼ す 悪 影 響 の 防 止 を 目 的 に 、 映 画 等 を 審 査 の う え 、 推 薦 又 は 勧 告 す る こ と 。

(児 童 福 祉 法 第 8 条 第 7 項)

④ 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 の 打 ち 切 り の 審 議 に 関 す る こ と 。

(母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 法 施 行 令 第 13 条)

⑤ 里 親 の 認 定 に つ い て の 審 議 に 関 す る こ と 。

(児 童 福 祉 法 施 行 令 第 29 条)

⑥ 認 可 を 受 け ない 児 童 の た め の 施 設 に 係 る 事 業 の 停 止 又 は 施 設 の 閉 鎖 に つ い て の 審 議 に 関 す る こ と 。

(児 童 福 祉 法 第 59 条 第 5 項)

(案)

⑦児童福祉施設に係る事業停止についての審議に関すること。

(児童福祉法第46条第4項)

⑧家庭的保育事業等及び保育所の認可についての審議に関すること。

(児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項)

4. 精神保健福祉専門分科会

①厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなった、又はその運営方法がその目的遂行のために不適切であると認めた指定病院の取消についての審議に関すること。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9第2項)

②指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定及び取消についての審議に関すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第68条)

③精神保健福祉の調査審議に関すること。

5. 市民福祉顕彰選考専門分科会

①市民福祉顕彰の候補者の選考に関すること。

(神戸市民の福祉をまもる条例第56条)

6. 介護保険専門分科会

①介護保険事業計画の進捗状況等の把握・点検に関すること。

②介護保険事業計画の策定のための調査審議に関すること。

③高齢者保健福祉計画の策定のための調査審議に関すること。

7. 成年後見専門分科会

①成年後見制度の利用促進に関すること。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項)

しあわせの村リニューアル検討有識者会議

＜委員名簿＞（敬称略・五十音順）

| ふり 氏 | がな 名 | 専門分野 | 所属・役職 |
|------------|------------|----------------------|--|
| かなやま 金山 | ちひろ 千広 | 障害者スポーツ 体育教育 | 立命館大学 産業社会学部 教授 |
| こわ 古和 | ひさとも 久朋 | 神経内科 | 神戸大学大学院 保健学研究科 教授 |
| こんどう 近藤 | たけお 武夫 | 人間支援工学 | 東京大学 先端科学技術研究センター 准教授 |
| しもまえ 下前 | やすお 康夫 | 青少年育成 | 一般財団法人野外活動協会 理事・事務局長 NPO 法人こうべユースネット 副理事長 |
| たけだ 武田 | まさひろ 雅弘 | 防災・医療・子ども 高齢者施設経営 | マルホ株式会社 取締役 株式会社ベネッセスタイルケア 取締役 |
| たけなか 竹中 | ナミ | 障害者社会参加 | 社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長 |
| まつはら 松原 | いちろう 一郎 | 社会福祉 | 関西大学 社会学部 教授 |
| むらおか 村岡 | まさかず 正和 | 情報システム | 株式会社神戸デジタル・ラボ 取締役 |

座長

＜開催状況＞

- 第1回・9月9日（月） 開催（市役所内）
- 第2回・10月30日（水） 開催（しあわせの村内）
- 第3回・1月27日（月） 開催予定（市役所内）

しあわせの村の概要(1/2)

| | |
|----|---|
| 開村 | <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念の実現を目指し、健康福祉拠点(保健福祉局)と都市公園(建設局)からなる総合福祉ゾーンとして、平成元年開村。 ・高齢者や障害者の自立と社会参加・社会復帰を支援するとともに、すべての市民が交流し、相互理解を深め、ともに生きる社会の実現をめざし、各施設を総合的・体系的に整備した総合福祉ゾーンである。 |
|----|---|

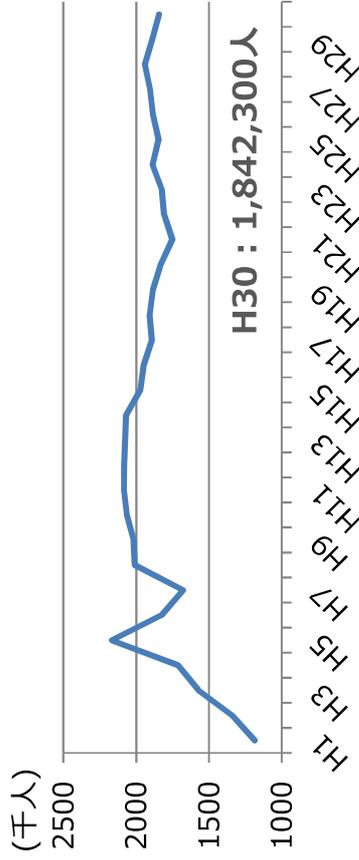
| | |
|-------|---|
| 目的・理念 | <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者や障害者などハンディキャップのある人に必要な訓練・介護・指導など総合的なサービスを提供し、自立や社会参加を促進、支援する。 ② 高齢者・障害者・児童・婦人・勤労者など広くすべての市民を対象とし、市民相互の交流、ふれあい事業を推進する。 ③ 神戸市における在宅福祉推進のための情報提供・研究・開発・相談・啓発などを行う。 ④ 緑豊かな自然の中で、ウエルネスパークとして、すべての市民にリフレッシュできる場を提供する。 ⑤ 福祉・保健・医療・教育・労働およびスポーツ・レクリエーションなどの関連分野の連携を図り、総合的な福祉サービスを提供する。 |
|-------|---|

| | |
|------|--|
| 項目 | 内容 |
| 住所 | 神戸市北区しあわせの村 1 番 |
| 敷地 | 都市公園しあわせの森 (都市公園ゾーン) 面積：164.3ha 所管：建設局公園部管理課 福祉施設しあわせの郷 (保健福祉ゾーン) 面積：33.2ha 所管：保健福祉局政策課 ※ 上記は都市計画法上の都市決定区域であり、シルバーカレッジ付近は都市計画決定区域外となる。 ※ 敷地の大部分は市街化調整区域であり、原則として開発行為や建築行為などは禁止。 |
| 総事業費 | 約400億円 ※ 一般財源156億円、市債148億円、民間法人等資金40億円、国県支出金37億円、その他特定財源19億円。 |

| | |
|--|------------------------------|
| 管理運営 | |
| 指定管理者：しあわせの村運営共同事業体 指定管理期間：平成30年度-令和元年度 | |
| JV構成員 | 業務内容 |
| (公財)こうべ市民福祉振興協会 | 全体の総合調整、シルバーカレッジ、園地・駐車場の管理運営 |
| (株)グリーンホスピタリティーマネジメント | 宿泊施設・野外活動施設の管理運営 |
| (株)ウエルネスサブライ | 温泉健康センターの管理運営 |
| 美津濃(株) | 屋外スポーツ施設の管理運営 |
| (公社)神戸乗馬倶楽部 | 馬事公苑の管理運営 |
| (一財)神戸すまいまちづくり公社 | 電気・機械設備点検、建築・設備修繕 |

しあわせの村の概要(2/2)

利用者数推移 (平成元年度～30年度)



収支状況 (平成30年度)

| 事業種別 | 全体 | | 金額(千円) |
|--------|--------|----|-------------|
| | 収入 | 支出 | |
| 指定管理事業 | 指定管理料 | | 1,636,313千円 |
| | 利用料金収入 | | 1,221,666千円 |
| | 収入 | 支出 | 414,647千円 |
| | 収支差 | | 1,567,711千円 |
| 自主事業 | 収入 | | 68,602千円 |
| | 支出 | | 1,126,306千円 |
| | 収入 | 支出 | 1,065,430千円 |
| | 収支差 | | 60,875千円 |

※自主事業:施設を利用した各種教室や、飲食・駐車場などの収益事業

来村者の状況

| 住所 | 年代 | | 全体 |
|------------|------|------|------|
| | 平日 | 休日 | |
| 東灘区 | 2% | 3% | 2% |
| 灘区 | 2% | 2% | 2% |
| 中央区 | 2% | 3% | 3% |
| 兵庫区 | 3% | 5% | 4% |
| 北区 | 47% | 43% | 45% |
| 長田区 | 6% | 6% | 6% |
| 須磨区 | 14% | 15% | 14% |
| 垂水区 | 6% | 9% | 8% |
| 西区 | 9% | 7% | 8% |
| 兵庫県内(神戸市外) | 6% | 5% | 5% |
| 兵庫県外 | 2% | 2% | 2% |
| 全体 | 100% | 100% | 100% |

年代

| 年代 | 年代 | | 全体 |
|--------|------|------|------|
| | 平日 | 休日 | |
| 19歳以下 | 0% | 4% | 2% |
| 20歳代 | 1% | 2% | 2% |
| 30歳代 | 5% | 9% | 7% |
| 40歳代 | 7% | 16% | 12% |
| 50～64歳 | 15% | 20% | 18% |
| 65～69歳 | 19% | 15% | 17% |
| 70～74歳 | 28% | 18% | 22% |
| 75歳以上 | 24% | 17% | 20% |
| 全体 | 100% | 100% | 100% |

参考：平成30年度しあわせの村入村者アンケート調査結果より

神戸市しあわせの村リニューアル検討有識者会議の論点整理

| 新たな取り組み項目 | 前回の意見 | 前回の意見を踏まえた具体策 | 課題 |
|---------------------|--|--|--|
| ① 高齢者・障害者の“しごと”づくり | <ul style="list-style-type: none"> 神戸市全体がインクルーシブになるため、しあわせの村が拠点として機能することが必要、なかでも特に働き方を作る視点が重要。 高齢者や障害者が「できること」をサポートし、“しごと”や役割を担ってもらうことが重要。そのためにはテクノロジーによる支援によって自律的に責任ある活動が出来る環境整備が欠かせない。 能力に応じて、ボランティアも含めゆるく活動することも出来るような場になれば。 「非日常」の利用施設という側面もしっかり持ち続けながら、それだけでなく、「日常」の“しごと”の場となっていくことが重要。(ゲストユーザー + パワーユーザー という視点) 社会を変えていくために「住む」こともセットで考えるべき。近隣地域も含めて、しあわせの村を拡張するという考え方も。 地域に“しごと”などのノウハウを還元するため、シルバーカレッジの機能拡張も一つの手段。 | <ul style="list-style-type: none"> ○村内の業務や、村外から呼び込んだ業務を分析し、多様な働き方と接続する“しごと”創出拠点の整備 ○“しごと”をするための住居整備・近隣地域との連携 ○“しごと”と地域がつながる仕組みの構築 <p style="text-align: center;">⇒ 議題2へ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ☆オフィススペースの整備 ☆近隣住民のニーズ調査など ☆“しごと”創出のエンジンとなる研究機関が必要 |
| ② パラ・スポーツの振興 | <ul style="list-style-type: none"> 神戸は学校教育においても障害があっても普通校に通えるようインクルーシブな環境を整えており、さらにパラ・スポーツでも先進的な発信が可能ではないか。 学習指導要領でも来年から、パラスポーツが要素として組み込まれる。教育においても重要な項目のために、しあわせの村をプラットフォームとして開放。 オリンピック後の振興も目指し、合宿支援などをしあわせの村で行うべき。 環境や設備を活用し、さらにパラスポーツやeスポーツの啓発など様々なイベントに活用可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ○パラリンピック・世界パラ陸上の後を見据えた、選手への支援や交流活動の提供 ○子どもたちへのパラスポーツ体験機会の提供・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ☆市内の各施設との役割分担 ☆健康づくりに加え、生きがいづくりにもつなげる取り組み |
| ③ 認知症予防・共生の拠点 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人にやさしいまちづくりを進める観点からも、しあわせの村にはハード面での受け皿が整っており、若年性認知症患者の社会参加や、トータルで認知症予防を考える取り組みも効果的に実施できるのではないか。 しあわせの村が地域との関係づくりでモデルとなり、神戸市全体のまちづくりにも寄与することが重要。 | <ul style="list-style-type: none"> ○運動プログラムをはじめとした、予防に関する最新の取り組み実施 ○当事者とともに進める共生の取り組みや、まちづくりに向けたテクノロジー導入 | <ul style="list-style-type: none"> ☆効果をはかるための研究機関が必要 |
| ④ あらゆる子どもの成長支援 | <ul style="list-style-type: none"> しあわせの村が児童・青少年も役割をもって関わることができる場に。 子どもが成長してから、さらにしあわせの村で次世代に対してリーダーとして関わっていく、そのような循環が都市の魅力にもつながる。 子どもの「育ち」が福祉の中で大きな位置を占めるようになっており、自然との関わり・多様な人との関わりが出来る場が必要。公園としての役割も依然として重要である。 新しいテクノロジーの拠点となるなかで、子どもたちへテクノロジーの扱い方の教育の場となることも。昔ながらの遊び・新しい遊び、両方に取り組みめる場として可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○安心して遊べる場の提供、そのために必要な環境整備 ○しあわせの村全体を活用した子ども向けプログラムの開発 | <ul style="list-style-type: none"> ☆老朽化した施設の改修 ☆プログラム開発を担うコーディネート機能の必要性 |
| ⑤ 新たな技術の発信・実現に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> 社会環境の変化に対応するためには、最新のテクノロジー導入が欠かせない。しあわせの村がそのための先進地でありつづけることが重要。中でも、周辺地域との連携も考えると、移動支援が重要。 NPO や企業の活動拠点となるサテライトオフィス群の整備も考えられる。 新しいテクノロジーの展示会の開催場所としても活用可能ではないか。 テクノロジーの拠点として、移動することも難しいという方のための技術（VR やドローンなど）の活用も可能では無いのか。 テクノロジーを呼び込み、イノベーションを加速する仕組みづくりが重要。 | <ul style="list-style-type: none"> ○移動支援の具体化に向けて、既存の村内巡回バスなどを活用 ○民間企業と連携し、ドローンやVRの活用可能性を調査 | <ul style="list-style-type: none"> ☆各種法規制への対応 |
| ⑥ 動物とのふれあいを通じた交流 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症に対しても、アニマルセラピーの視点は重要。コミュニケーション・ロボットなども出現しているが、人と人の交流、人と動物の交流と全く同じものとする事はできない。 障害者へのホースセラピーなどにもこれまで取り組んでいるが、動物とのふれあひもリアルな体験として重要であり、しあわせの村での新しい取り組みに組み入れるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ○効果的なアニマルセラピーの提供体制拡充 ○近接する動物管理センターと連携した取り組みの実現 | <ul style="list-style-type: none"> ☆実施場所・実施主体の確保 |

しあわせの村の新たな取り組み(案)

① 高齢者・障害者の“しごとづくり” (東京大学先端科学技術研究センターと連携した仕組みづくり)

- ・ 村内各施設で高齢者・障害者の新たなしごとづくり
- ・ 先端研が取り組みむ社会・福祉課題の実証実験 など



② パラ・スポーツの振興

- ・ 障害の有無に関わらないパラスポーツ体験機会の提供 (パラスポーツ教室の拡充)
- ・ 施設改修によるパラスポーツアスリートの育成拠点としての環境整備 (各種大会実施、選手団の合宿誘致) など



③ 認知症予防の全市拠点 (おれんじパーク)

- ・ 認知症の予防につながると思われる様々な取り組みを行う
- ・ 認知症に関する正しい理解を進め、神戸市の認知症施策の情報発信を行う



④ あらゆる子どもの成長支援

- ・ 子どもの遊びプログラムコーディネーターの配置
- ・ 障害の有無に関わらず、当事者ニーズに基づいたプログラムの提供
- ・ 家族間・世代間交流
- ・ 子どもの遊び場整備



⑤ 新たな技術の発信や実現に向けた支援の場

(健康福祉関連のMICE)

- ・ 健康・福祉目的の会議、研修等の誘致、開催支援 など

(スタートアップ企業等の支援)

- ・ 障害者、高齢者、スタートアップ企業等が参加し快適な生活や、しごとを得るためのアイデアソン・ハッカソンの開催・村内施設と連携し、実証実験の実施、コワーキングスペース など



(新たなユニバーサル社会構築の実験)

- ・ 村内循環バスを活用し、移動支援の実証実験
- ・ 次世代先進移動手段の検討
- ・ 電動車イスなどによる、パーソナルな自動移動手段の実証 など



⑥ 動物とのふれあいを通じた交流

- ・ アニマルセラピー・動物とのふれあいによる、心と体の健康増進
- ・ 村を訪れる認知症患者など、高齢者・障害者や子どもたちなど様々な人々の交流を促す。



⑦ 施設改修

- ・ 温泉健康センターを老朽改修し、様々な事業と連携
- ・ 施設の効果的な転活用
- ・ バリアフリー対応、ユニバーサルデザイン対応



しあわせの村の将来像実現に向けた新たな取り組みの考え方

しあわせの村の将来像

(=これからの30年を見据えた、しあわせの村が目指すべき姿)

「しあわせの村」で次々に福祉の試みが起こり、新たな福祉課題を解決することによって、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現に貢献するとともに、市民の暮らしに寄与する。

社会課題

人口減少・少子高齢化の進行、福祉課題の複合化・複雑化、社会保障費の増大
地域包括ケアシステムの構築、**地域住民が支えあう地域共生社会の実現**
バリアフリー、ユニバーサルデザインの社会への浸透

神戸市の都市課題

独居高齢者の増加、空家の増加によるコミュニティの衰退、地域社会の担い手不足
独自財源減少からの事業削減

神戸の魅力向上
くらしの質の向上



あらゆる人が、あらゆる形で働ける仕組みづくり

課題解決のため、しあわせの村や周辺エリアをフィールドに、
民間活力を活用し、実践的・モデル的なコミュニティ再生に取り組む必要



神戸のリソース（資源）を開発・集積することでイノベーションの起点に
↳ 情報・財源・技術・空間・人 など



人・しごと(※)

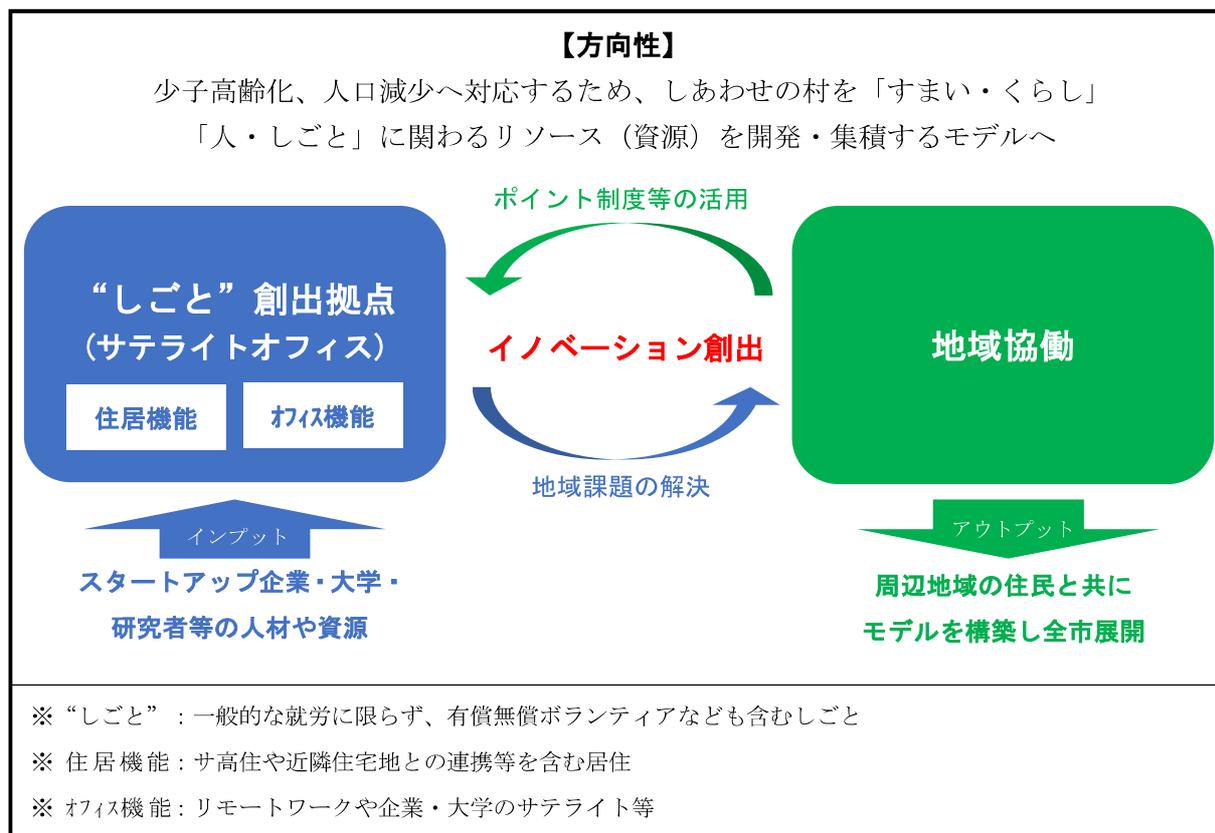


を核に検討

都市空間・くらし

※一般的な就労に限らず、有償無償ボランティアなども含むしごと

“しごと”創出拠点の整備・“しごと”と地域がつながる仕組み（案）



（ポイント1）しあわせの村の“しごと”創出拠点の整備

- ① サテライトを拠点に、村内や外部から呼び込んだ「しごと」を分析、UDの観点から、超短時間雇用など多様な働き方の創出を支援
- ② 様々な企業や研究機関のサテライトの誘致を展開、オフィススペースとともに、附属住居を整備、サテライトオフィスの利便性を向上
- ③ 「すまい・暮らし」のモデルとするためには、「周辺地域に住まう住民との連携」「地域モデルとなるコミュニティ作りの仕掛け」「新たな技術・イノベーションの活用」が必要

（ポイント2）しあわせの村で“しごと”と地域がつながる仕組みの構築

- ① 村内の“しごと”の情報提供とマッチング、ポイント制度の構築
- ② 健康づくりメニューの提供やポイント制度の構築
- ③ 余暇活動等を通じたコミュニティ活動の場の提供

（メリット）

- ① 人的資源として、村内で活動する新たなプレイヤーを増やすことができる
- ② 人材の呼び込みと共に、常に新しい技術・取り組みや情報も資源として入ってくる
- ③ 利用施設として、コアユーザーの獲得・組織化

（課題）

- ① しあわせの村内から始まる取り組みを地域へ広げていくインセンティブの設計
- ② 個々の取り組みについて個別に評価を実施することが困難

高齢者・障害者の社会参加の現状

(高齢者)

- ・人口減少、少子高齢化が進み、高齢化率は今後も上昇 労働力人口に占める65歳以上の比率も年々増加
⇒「高齢社会白書」高齢化の推移と将来推計 労働力人口の推移
- ・「高齢になっても収入を伴う仕事で働きたい」という声の増加
⇒「全世代型社会保障検討会議」何歳くらいまで働きたいか
- ・高齢者の体力・運動能力については10歳若返ったとも
⇒「全世代型社会保障検討会議」高齢者の通常歩行速度の変化
- ・一方で高齢者は「自分の都合のよい時間に働きたい」
⇒「全世代型社会保障検討会議」高齢雇用者が現在の雇用形態についての理由
- ・地域の活動に参加したいという希望は半数以上の人が持っているが、実際に地域のボランティア活動等に参加している人は約2割
⇒「神戸市健康とくらしの調査」ボランティア参加頻度 グループ活動への参加希望

(障害者)

- ・民間企業で就労する障害者は確実に増加、ハローワークにおける障害者の職業紹介状況および就労系福祉サービスの利用者数も増加（特に精神障害者の増加が顕著）
⇒「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」障害者雇用の状況
- ・障害者の就業希望時間は「短時間から働きたい」
⇒「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」就業希望時間
- ・「障害にあった仕事」「職場の理解」が必要 ⇔ まだ不十分
⇒「神戸市障がい者生活実態調査」就労について



「働きたい」という意欲があっても、様々な要因で参加できない現状

しあわせの村あり方検討プロジェクトチーム 報告書概要

➤ はじめに

開村よりおよそ 30 年をむかえる「しあわせの村」について、課題について検証し、その課題を解決するための方策を検討する、庁内関係課に外部有識者を加えた「あり方検討プロジェクトチーム」を設置

1 あり方検討の社会背景

➤ 神戸市の現状

本格的な人口減少・超高齢化の進行に加え、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、社会環境の変化により市民の抱える福祉課題も多様化・複合化している

神戸市では、既存の制度だけでは支えられないニーズまで視野を広げ、高齢者・障がい者も含め全ての市民が、それぞれの役割を自覚し主体的に支えあう「市民福祉」の実現を目指す

➤ 市民福祉の課題の変化

平成元年の「しあわせの村」開村時には、認知症への対応・リハビリテーション機能の整備・介護者となる家族の支援、などの問題が重要な市民福祉の課題

介護保険法や障害者総合支援法など、地域での生活継続を支援する制度の整備が進む中で、障がいのある親や子の家庭支援・高齢者や障がい者の多様な就労の拡大など、市民福祉の課題も多様化・複合化

2 「しあわせの村」のあゆみ・問題点

➤ 村のあゆみ

S52 年に制定された「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念・ソーシャルインクルージョンを実践する場として、福祉施設等と都市公園を一体的に整備した「しあわせの村」が H 元年に開村

市民福祉のパイオニアとして、当時の福祉課題に対応するリハビリ病院などを中核機能とし、障がい者の社会参加実現のための施設や市民の交流・休養のための施設などを整備

➤ 村の現状

施設を整備した市・外郭団体・事業者が自らの施設運営を担当するほか、市有施設については指定管理者制度も導入し、利用料金制を採用して創意工夫を引き出しながら、JV 方式による役割分担で管理効率的な運営により入村者数や利用料金収入の確保に大きな成果を上げているが、結果として、村内では数多くの設置者・管理運営者が複雑に入り組んだ状態

(⇒ 村内に 2つの所管局・3つの運営制度・8つの設置者・13の事業者・35の施設)

計画時点では基金も活用し運営費をまかなう予定であったが、震災により基金は取り崩され、施設老朽化へ十分な対応が難しく、複雑な管理体制とあわせ長期的な視点での取り組み実施も難しい状況に一方で、都市公園法改正・規制緩和により、しあわせの村の活用可能性は広がっている

➤ これから「しあわせの村」が解決すべき問題点

計画に基づき、先駆的な事業に取り組む様々な施設が整備されたが、全国に類を見ない巨大施設として管理運営方法の模索が続き、指定管理者制度・利用料金制の導入など効率的な管理運営体制の構築を優先した結果、社会環境の変化にあわせて村内の施設や事業を“つなぎ”、プロデュースやコーディネートする機能の強化が進まなかった。そのため、村外の団体や施設との連携不足が問題点として顕在化している

⇒ 「しあわせの村」のイノベーションは、神戸市の喫緊のテーマ

3 村の将来像とコンセプト

将来像

◇ 「しあわせの村」で次々に福祉の試みが起こり、新たな市民福祉の課題を解決することによって、社会的包摂の実現に貢献するとともに、市民の暮らしに寄与する

コンセプト

市民福祉実践の フロントランナー

試み・開発
の場

人材育成
の場

市民交流
の場

“つなぎ”
の場

4 コンセプト実現のための提言

➤ 提言の視点

- ・しあわせの村の資源・神戸の都市としての資源を活かしながら、プロジェクトを通じて個別の施設や事業をつなぐ「市民福祉のデザイン・クリエイティブセンター」を目指す
- ・これからの村全体を表現する新しい「コンセプト」によって、改めて「しあわせの村」のブランド化を図る

➤ しあわせの村の資源・神戸の資源の活用

村の資源：豊かな自然環境に様々な施設が立地
 村内連携による新たな価値の可能性
 神戸の都市資源：医療産業・国際交流・健康創造
 デザイン都市・ヘルスケア企業群

➤ 「しあわせの村」のイノベーション

福祉の試み・開発などを含め様々なプロジェクトが起こり、そこで当事者として関わり交流する人や団体を増やし、つながりを築くことで、さらなるプロジェクトを実践していくことが重要

| 提言：多機能交流拠点の整備 | 提言：開村 30 周年プロジェクト |
|---|--|
| <p>村内既存施設を転活用し、村内各施設と協働するプロジェクトの企画・実施により、村のコンセプト実現やイノベーションを推進する機能を新たに導入</p> <p>(例) 高齢者・障がい者の就労拡大 障がいのある親・子の家庭支援 など</p> <p>さらに、村内施設を“つなぎ”、村全体をプロデュースする機能の中核とする</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が最も多い温泉健康センターのリニューアル推進と市民・事業者が交流するための新たな機能を整備 ・人材育成の拠点・シルバーカレッジと連携した30周年記念イベントの展開 (子育て支援やパラスポーツなど) ・魅力ある飲食を提供する障害福祉サービス事業所による収入アップのモデル構築 など |



・提言の実施によって、「しあわせの村」を高齢者・障がい者の新しい社会参加モデルへ
 ・支援の必要な高齢者・障がい者が特性に合わせた“しごと”で能力を発揮し、経験豊富なアクティブシニアがともに働く市民福祉の新たな仕組みを構築し、村から全市・国内外に向けて発信

上記提言をパイロット・プロジェクトとするほか

- ・障がい者スポーツ分野でのアシストロボットの実験・開発
- ・障がい者のアート活動の裾野を広げるための相談や鑑賞の場を整備
- ・医療産業や介護ロボットの開発に市民が参加する場の整備 など、様々なプロジェクトを検討

⇒プロジェクトを進めることで、“つなぎ”の役割を担う。
 これによって「市民福祉実践のフロントランナー」というコンセプトを“見える化”

☆「しあわせの村発」の人材・取組が神戸市内の様々な地域を活性化

➤ スケジュール案
(ソフト面)

| | | |
|---|--|---|
| <p>◆ 初期 (H30～32 年度)</p> <p>運営継続しながら、上記パイロットプロジェクトを推進することで、プロジェクト推進機能の整備を進める</p> | <p>◆ 中期 (H33～40 年度)</p> <p>村の総合調整機能整備を進めるとともに、施設改修の進捗にあわせてトータルプロモーションを展開</p> | <p>◆ H40 年度～</p> <p>村が自律的に様々なパートナーと協働しながら運営</p> |
|---|--|---|

(ハード面)

| | | |
|---|--|---|
| <p>◆ 初期 (H30～32 年度)</p> <p>温泉健康センターで、今後も村の交流拠点となるためのリニューアル実施 UD 整備計画に基づく改修や、既存の建物への施設誘致も進める</p> | <p>◆ 中期 (H33～40 年度)</p> <p>UD 整備計画とあわせ、しあわせの村・施設全体の長期的な改修計画を策定し、優先度と新たな機能の必要性を見極めながら改修</p> | <p>◆ H40 年度～</p> <p>計画的に改修を実施し、村の役割や機能を守り、育てる</p> |
|---|--|---|

➤ 運営体制について

指定管理者制度により個々の施設を効率的に運営する一方で、こうべ市民福祉振興協会を中心とした村全体のマネジメント機能も発揮できるよう、次回の選定に向けて PFI の活用も含めた施設の改修・運営体系の整理や、指定管理者の施設特性に応じた募集方法など制度の運用見直しが必要

公園部分の管理も村のコンセプトに即したルールを設けるとともに、市の所管体制も再検討

➤ 財源の確保について

震災で取り崩しされた「しあわせの村基金」について、ふるさと納税制度やオーナー制度・クラウドファンディングなども活用した再積立を検討

施設改修後も見据え、料金体系全体の再検討とともに、新しいプロジェクトの運営に必要な財源を安定的に確保する方策も必要

➤ 長期的に検討すべき課題について

「住民による地域活動の活性化」も市民福祉の課題として重要となる中で、しあわせの村で当事者として関わる・交流する人口の増とともに、長期的に村の住民＝「居住する人口」をどう考えるかという課題あり

具体的には「しあわせの村」を周辺住宅地に広げ、住民やコミュニティを巻き込みながらプロジェクトを推進するという点についても、検討が必要

- ・市民の大きな財産である「しあわせの村」のイノベーションが現在の神戸市の責務
- ・村を福祉課題の解決を図る「市民福祉のエンジン」（学び、実践し、地域で活躍する人材が集う）という全市のモデルに

✚ あとがき：「しあわせの村」あり方検討を通じて明らかになった課題について

条例に定められた目的を達成するため設置された公の施設について、限られた期間内の管理運営について民間企業等と協定を結ぶ指定管理者制度では、制度上、管理運営が重視され、公の施設の目的達成のための中長期的なアプローチや専門性が保てないという弊害が存在する。

さらに、指定管理者制度が創設される以前の「管理委託制度」では受託者が出資法人等（公共団体・外郭団体）に限定されていたことにより、制度移行時に外郭団体が引き続き指定管理者となっている事例が神戸市においても数多く存在する。上記の指定管理者制度の問題点とあわせ、民間企業とは異なる外郭団体ならではの役割発揮や、公共性の位置づけに対しても様々な影響が及んでおり、「しあわせの村」に限らず複合的な目的を担う施設にとって、全市的に共通の課題である事がプロジェクトチームの議論の中で明らかになった。

まもなく開村 30 周年を迎える「しあわせの村」について、明らかとなった課題を解決し、次の 30 年も市民から愛される財産であり続けるため、提言を今後の運営や検討に活かしていただきたい。

神戸市ひきこもり支援施策検討会の概要

1. 設置目的

多様な課題を抱えるひきこもり状態にある方及びその家族等に対する相談機能の充実、さらなる支援策の検討及び潜在的なひきこもり者への啓発等についての検討を行うことを目的とする。

2. 開催スケジュール（計4回程度開催予定）

| | | | |
|-----|--------|----|--|
| 第1回 | 8月23日 | 議題 | ・ひきこもり支援体制、相談実績等について ・対応事例の紹介 ・課題の抽出 |
| 第2回 | 10月8日 | 議題 | ・国の動向と他都市の先進事例について ・切れ目のない支援の課題の検討 |
| 第3回 | 12月6日 | 議題 | ・神戸市のひきこもり支援体制について ・神戸市が目指すべき支援の方向性について |
| 第4回 | 1月下旬予定 | 議題 | ・提言書のとりまとめ、承認（⇒新年度予算で事業化） |

3. 検討会メンバー（※は座長）

| 区分 | 氏名 | 役職 |
|-------|--------|--|
| 学識経験者 | ※松原 一郎 | 関西大学社会学部 教授 |
| | 船越 明子 | 神戸市看護大学看護学部 教授 |
| 関係機関 | 近藤 誠宏 | 神戸市医師会 副会長 |
| | 羽下 大信 | 兵庫県臨床心理士会 会長 |
| | 北岡 祐子 | 兵庫県精神保健福祉士協会 会長 |
| 支援機関 | 高宮 静男 | たかみやこころのクリニック 院長 (神戸市教育委員会不登校事例検討会専門委員) |
| | 佐伯 隆義 | こうべ若者サポートステーション 総括コーディネーター |
| | 岸田 耕二 | 社会福祉法人 すいせい 理事長 |
| | 飯島 久道 | 社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会担当局長 |
| 家族会 | 藤本 圭光 | NPO法人 神戸オレンジの会 理事長 |

4. 事務局

神戸市 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉課

関係機関におけるひきこもりに関する相談状況

1. ひきこもり専門相談支援機関（延べ相談件数で集計）

| 相談支援機関名 | 平成30年度 | 令和元年度 4月～6月 |
|---------------------|--------|----------------|
| ひきこもり地域支援センター「ラポール」 | 749 | 273 |

2. (1) ひきこもりを含む主な相談支援機関（延べ相談件数で集計した機関）

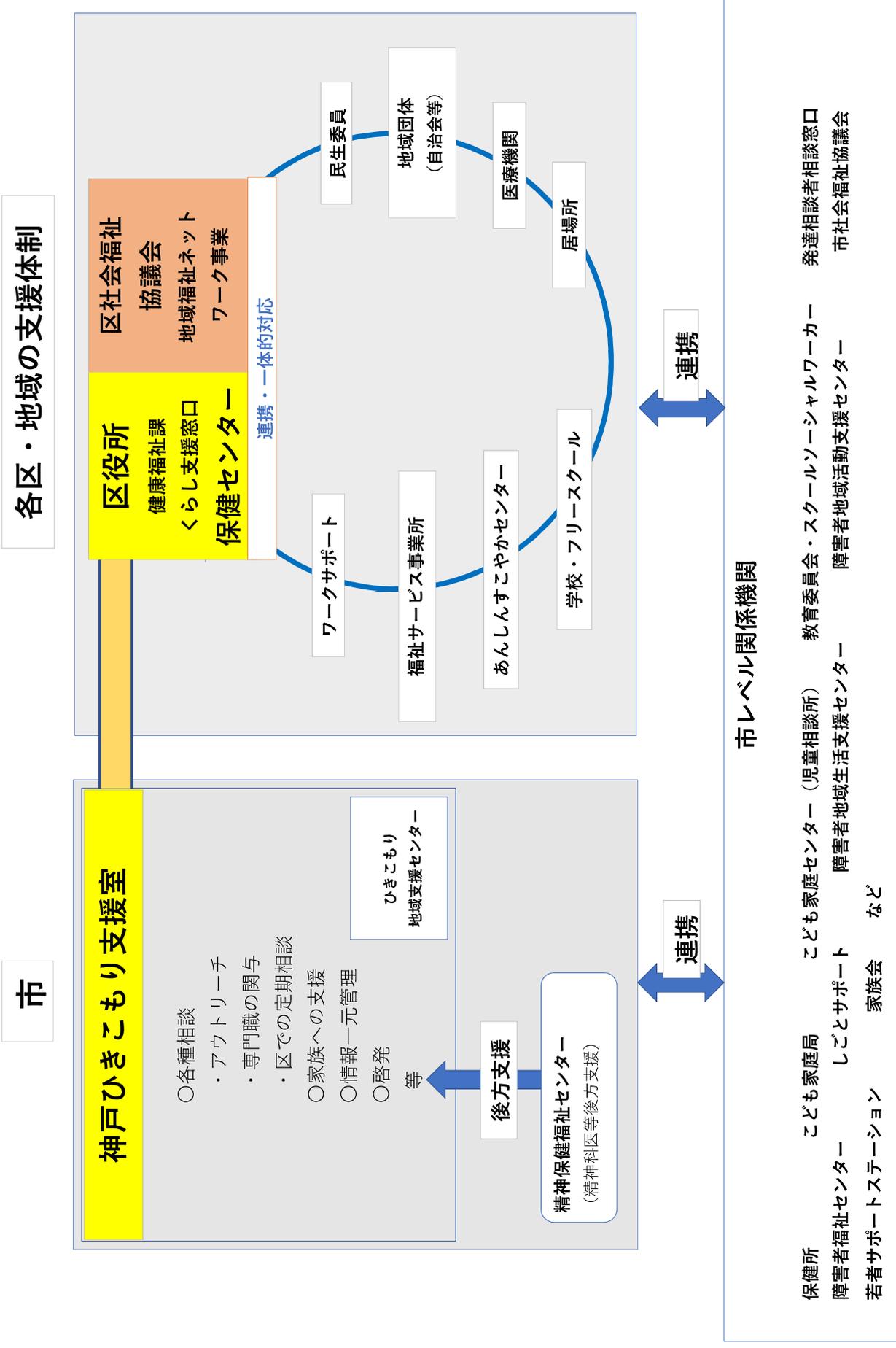
| 相談支援機関名 | 平成30年度 | 令和元年度 4月～6月 |
|---------------------------------|--------|----------------|
| 保健センター | 277 | 108 |
| 発達障害者支援センター | 763 | 220 |
| 障害者地域生活支援センター | 913 | 433 |
| 障害者地域活動支援センター | 97 | 50 |
| 教育委員会（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー） | 15 | 18 |
| 小 計 | 2,065 | 829 |

※地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）では、平成29・30年度で延べ316件の相談を受けた。

2. (2) ひきこもりを含む主な相談支援機関（相談実人員で集計した機関）

| 相談支援機関名 | 平成30年度 | 令和元年度 4月～6月 |
|--------------|--------|----------------|
| くらし支援窓口 | 集計無し | 15 |
| 地域福祉ネットワークカー | 90 | 36 |
| 若者サポートステーション | 166 | 57 |
| 小 計 | 256 | 108 |

神戸市のひきこもり支援体制について（案）



神戸市の目指すべき支援の方向性について（案）

| | | 第1回検討会での意見・課題 | 第2回検討会での意見・課題 | 目指すべき支援の方向性 |
|------------|----|--|--|--|
| 1. 総論 | | | <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり状態となっている方は、社会保障の各制度からこぼれた方であり、ひきこもりは社会保障制度の中の課題と考えられる。(具体的には労働環境、経済雇用、教育、社会保障、障害福祉、精神科医療の各制度・事業に適応できなかった方であって、)制度自体の充実と制度の狭間を埋める施策が重要である。 個人の問題として「ひきこもり」と考えるより、社会の課題として「社会的孤立」と考えていく方が課題解決の方法としてはよい。 ひきこもりは、社会的孤立や生きづらさという社会的問題というとらえ方も可能であり、社会的排除というとらえ方も可能だ。 | <ul style="list-style-type: none"> 社会的孤立を生む要因は複合的であるため、既存の人的・物的資源を活用して、社会的孤立の解消に、取り組める相談支援体制を築く。 |
| 2. 相談・支援 | | <ul style="list-style-type: none"> 相談支援をプラットフォーム化、ワンストップ化し明示することが必要。 子どもの健康・安全を確認するためには、デリケートな(時間をかける)対応と権限に基づいた(緊急的な)対応があり、双方連携をとっての対応が必要。 ひきこもりは、社会的孤立の問題のため、複合的な課題があり、複数の機関で支援する必要があるが、制度の狭間にいる方もある。 本人の心のケアやサポートのための個別カウンセリングや、グループ療法ができるような組織的な取り組みが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 相談支援の場では、アセスメントをして、どの制度を用いて支援していくのかを交通整理することが重要。 連携拠点である支援室がしっかりとした上で、関係機関それぞれを結びつけて支援することが重要。 ひきこもり支援のネットワークとして効果的に機能するには、ひきこもり支援を共通の目標とし、関係機関が持つ機能をどう活用できるか考えていく必要がある。 相談支援をより効果的にしていくためには、いろいろな職種の専門職が意見交換できる環境が重要。 | <ul style="list-style-type: none"> 複雑な課題を抱える相談者に対し、適切に対応できるよう、ワンストップの相談窓口を設置する。 ひきこもり支援室は、アセスメントを実施し、専門職(医師・臨床心理士・精神保健福祉士・保健師・福祉職等)とともに支援方針を検討する。支援室は、支援方針に基づき、関係機関と役割分担しながら、効果的な支援を行う。 相談のために来所できない場合は、家庭訪問を行うなど、相談機能を充実する。 <p>参考:【堺市】当事者向けのグループワークの実施・ピアサポーター養成講座、登録者による活動</p> |
| 3. 専門的支援 | 就労 | <ul style="list-style-type: none"> 働きたい(本人)・働いてもらいたい(家族)という意見が多い。「就労支援」をひとつの方向性として進めてはどうか。 2年間、職場体験などの支援の結果、週3日工場で勤務できるようになった事例もある(ご本人の意向から就労支援という一面でのサポートとなったが、本来は、指令塔があって支援者のネットワーク構築による総合的支援を行うべき)。 就労に関しては「8050」では遅く、「6535」付近でキャッチできる仕組み作りが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 就労することによって人の役に立ち、人に求められるようになり、ひきこもりからの解決につながる。 50歳であれば就労は難しいが、35歳であれば、就労の可能性があり、支援の力を注ぐべきところといえる。 | <ul style="list-style-type: none"> それぞれの心身の状態や適性に応じた就労支援を行う。例えば障害福祉サービスの就労支援メニューを活用し、就労を目指す相談者に対して、就労支援を行う仕組みを検討する。 |
| | 医療 | <ul style="list-style-type: none"> 対象者の年代で支援の内容が異なる。年代が横軸と医療機関の必要性が縦軸のマトリックスで考えている。 | <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり当事者の相談には様々なものがあり、精神科未受診の方や、就職サポートが必要な方、身体疾患を持っている方などと振り分ける必要があり、支援機関はこうした交通整理をする機能が求められる。 ひきこもり当事者には、医療未受診の方も多いため、受診することでいろいろな解決につながることもある。 | <ul style="list-style-type: none"> 精神疾患の有無や程度により、支援方針が異なるため、必要に応じて医療機関につなぐ。特に緊急性が高い場合は、精神科医師や医療の専門職を含む相談員が訪問して、相談にあたるような体制をつくる。 <p>(参考)相模原市、浜松市、名古屋市で医師を配置(精神保健福祉センター内)</p> |
| 4. 情報共有・連携 | | <ul style="list-style-type: none"> マンパワーは限りがある資源であり、ネットワーク化が重要。また、どこがリーダーシップを取るか連携と分担も考える必要がある。 支援者個人の専門性を高めて、それぞれがプラスアルファの取り組みを行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 中学卒業後スクールソーシャルワーカーの支援が切れないような仕組みが必要。 支援の継続性から学校と地域の支援機関が卒業までに結びつくことが重要。 学校の卒業等によって、各制度の対象からこぼれ落ちてしまう。対象者別の事業という従来の制度の欠陥が出てきている。 関係機関でもひきこもりについての基礎的な知識・対応を知っておくことが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり支援室が各関係機関で受けた相談に関する情報を一元化して各機関との連携を密に取りながら適切な支援を行う。 不登校の中学生など、ひきこもりになるリスクがある生徒に対して、スクールソーシャルワーカーによる支援が卒業により途切れることのないよう、卒業後も教育委員会や学校と連携して支援が継続できる仕組みをつくる。 ひきこもり状態の方に適切な支援ができるよう、関係機関の支援者のスキルアップを図る。 <p>(参考) 【堺市】地域包括支援センターへ出張講座を実施 【名古屋市】家庭訪問型相談支援事業として不登校などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者を対象に、訪問支援員が自宅等へ訪問して相談支援を実施</p> |
| 5. 家族支援 | | | <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり当事者を支援するには、まず家庭内の理解と協力が重要で、また地域の力で解決する力もつけていく必要がある。 支援機関では、まず家族の話や家族の将来について話せるようにしておくことが重要。 家族を支援していくには、家族を受け入れるための相談場所・プラットホームが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 家族がひきこもりを正しく理解し、本人との良好な関係が維持できるよう、精神的サポートと技術的な助言を行う。 ひきこもり支援室は、ひきこもりについて同じような悩みを持つ家族同士で意見交換ができる場を提供するとともに、家族の悩みに対しても傾聴を行う。 <p>(参考)家族会・家族教室は政令都市20都市中17都市で実施。神戸市、大阪市、広島市が未実施。</p> |
| 6. 啓発 | | <ul style="list-style-type: none"> ひきこもりは社会的孤立の問題であり、本人も社会につながりたいので、市としても手を差し伸べていきたいとのメッセージを強く打ち出してほしい。 キーワードは社会的孤立で、社会的排除を無くし社会的包摂へ変えるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> 10代のうちに保健教育を行うことが、ひきこもり予防に関して効果がある。 個人の自己責任の問題ではなく、社会全体の問題であることを市民にPRしていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ひきこもりを、個人の問題ではなく、社会的孤立の問題として考えるように、様々な手段によって広く市民に対して必要な情報提供を行う。 ひきこもり予防のため、若年世代に対してひきこもりにかかる相談機関や精神保健を含む情報を提供し、啓発を行う。 <p>(参考)一般市民向け講座を14都市で実施。神戸市は未実施。</p> |

具体的支援施策

(案)

ひきこもりの相談窓口

神戸ひきこもり支援室

を新たに開設します

「ひきこもり」は決して個人や家族の責任ではありません。
一人で抱え込まずに、悩みをお聞かせください。

●開設予定日

令和2年2月3日

●相談受付時間

月曜から金曜日の9時～17時（祝日，年末年始を除く）

●受付方法

【電 話】

| | | | | | |
|----|----|---|----|----|---|
| | ハヤ | ク | オー | エン | |
| 番号 | # | 8 | 9 | 0 | 0 |

（電話機によっては、短縮ダイヤルがご利用になれない場合があります。ご利用になれない場合は、以下の番号でお掛けください。

078-361-3521

【Eメール】

hikikomori_shien@office.city.kobe.lg.jp

【来 所】

神戸市中央区橋通3丁目4番1号

総合福祉センター1階

神戸ひきこもり支援室



市民福祉調査委員会「計画策定・検証会議」開催状況

1. 設置目的

本会議は神戸市市民福祉調査委員会運営要綱第2条にもとづき、市民福祉総合計画の進行及び成果の検証・評価を行うことを目的として設置。

2. 委員名簿（※は会長。50音順・敬称省略）

| | |
|--------|--|
| 上村 敏之 | 関西学院大学経済学部 教授 |
| 金子 良史 | 兵庫区ほっとかへんネット代表・兵庫県ほっとかへんネット副代表 (社福) 基督教日本救霊隊神戸実業学院理事長 |
| 竹内 友章 | 東海大学健康学部 助教 |
| 玉置 和美 | 神戸市社会福祉協議会地域福祉課長 |
| 中川 寿子 | 生活協同組合コープこうべ 常勤理事 |
| 中村 順子 | (特非) コミュニティー・サポートセンター神戸 理事長 |
| 中村 祐介 | (株) あらたか 代表取締役 |
| ※西垣 千春 | 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授 |
| 長谷川 和子 | つつじが丘ふれあいのまちづくり協議会 委員長 |
| 吉岡 洋子 | 大阪大学大学院人間科学研究科特任准教授 |

3. 令和元年度の開催状況

令和元年7月23日 第1回会議

- (1) “こうべ”の市民福祉総合計画2020の検証・評価について
- (2) 市民福祉に関する行動・意識調査の実施について

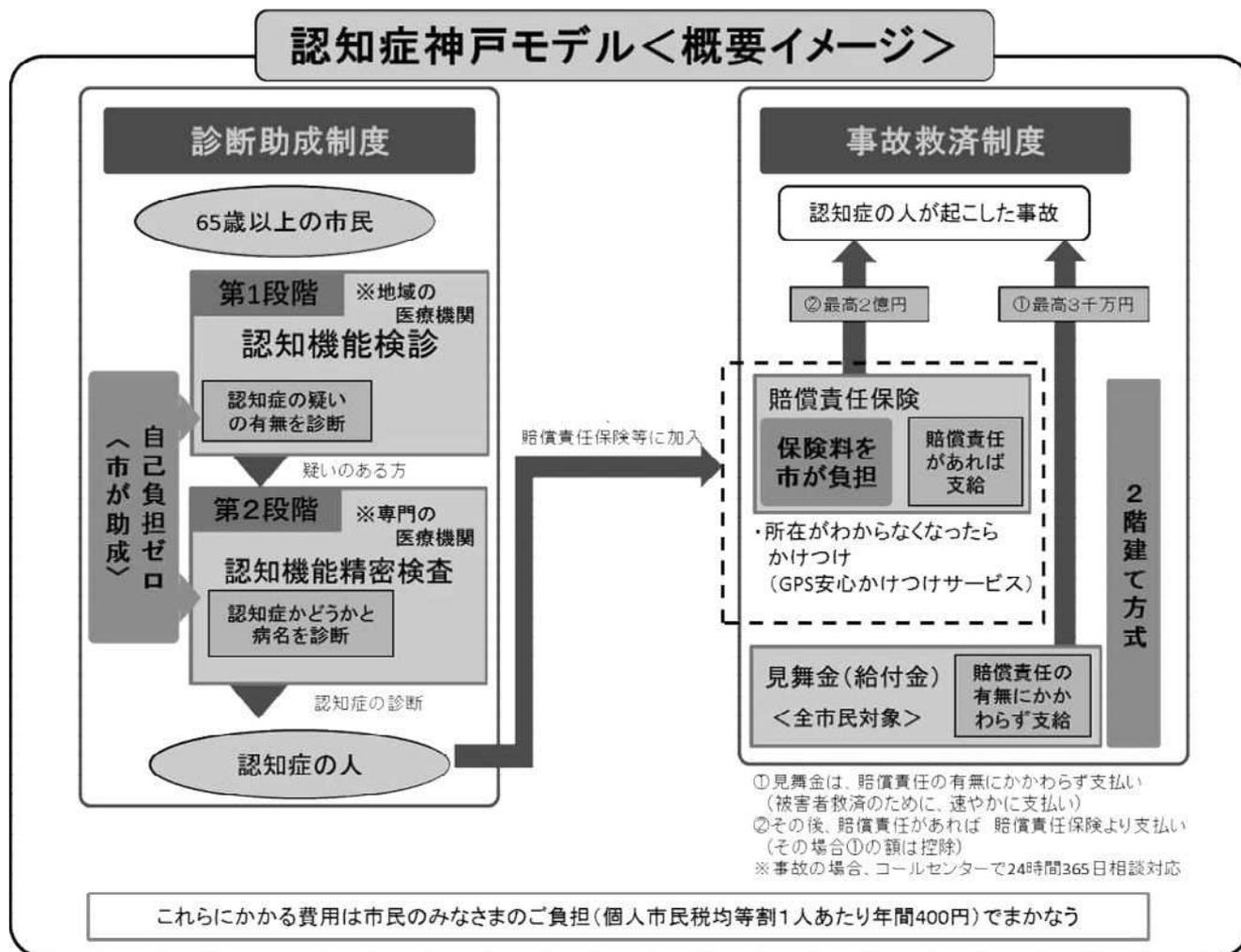
令和元年10月17日 第2回会議

- (1) 市民福祉に関する行動・意識調査の実施内容について
- (2) 次期市民福祉総合計画の策定に向けて

～認知症になっても安心して暮らしていけるまちへ～

全国初！ 認知症「神戸モデル」

認知症「神戸モデル」とは、新たに創設する診断助成制度と事故救済制度を組み合わせる実施し、その財源は、超過課税の導入により、市民の皆様から広くご負担いただくこととする全国初の取り組み。



(1) 新たな診断助成制度 (平成31年1月28日開始)

早期診断・早期対応を推進するため、2段階方式による診断助成制度を創設。いずれも自己負担のない仕組み。

- ① 認知機能検診 (認知症の疑いの有無を診断)
 - ・地域の医療機関で検診
- ② 認知機能精密検査 (認知症かどうかと、病名を診断)
 - ・専門の医療機関で診断

(2) 新たな事故救済制度（平成31年4月1日開始）

認知症の方が事故を起こした場合に救済する制度を創設。

○認知症と診断された方が対象

①賠償責任保険に市が加入

- ・事前に登録された方の保険料を市が負担。

②事故があれば、24時間365日相談を受付

③所在が分からなくなったら、かけつけ

- ・非常時のかけつけ（検索）サービスを含むGPS（衛星利用測位システム）の導入費用を負担。※月額利用料金は別途発生

○全神戸市民が対象

④認知症の人が起こした事故で被害に遭われた方に、見舞金を支給

<①賠償責任保険と④見舞金の内容>

「見舞金（給付金）制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式。

(i) 見舞金（給付金）

ア 被害者（市民）の場合

- ・死亡（最高3千万円）、後遺傷害（最高3千万円）、入院（最高10万円）、通院（最高5万円）、財物損壊（最高10万円）、休業損害（最高5万円）

※火事の類焼被害があった場合は上乗せ有り（1世帯当り最高30万円・1事故最高1,000万円）。

イ 被害者（市外）の場合

- ・見舞金（最高10万円）

(ii) 賠償責任保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

- ・賠償責任保険（最高2億円）

(iii) 傷害死亡・後遺障害保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

交通事故（自動車事故対象）、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支給

- ・死亡（100万円）、後遺障害（42万円～100万円）

※（i）と（ii）は自動車事故対象外

(3) 神戸モデルの費用と財源

神戸モデルに必要な費用として年間約3億円（3年間で約9億円）を予定。

神戸モデルがスタートする平成31年度から、市民税均等割（現行3,500円）に1人あたり年間400円（月当たり約34円）を上乗せする。

(4) 神戸モデルに関連する認知症施策

① こうべオレンジダイヤルの開設

認知症神戸モデルが本格実施に併せて、市民が気軽に認知症について相談いただけるよう、平成31年4月1日から、認知症の総合電話相談窓口「こうべオレンジダイヤル」を開設。

・電話番号 078-262-1717

・受付時間 平日（土日祝、年末年始除く） 9時～17時

※10月末時点の相談件数：423件

② 認知症疾患医療センターでの専門医療相談・日常生活支援相談窓口の開設

令和元年5月より、認知症疾患医療センターに臨床心理士、作業療法士、精神保健福祉士等の専門職を増員配置し、診断後の専門医療相談・日常生活支援相談を開始した。

③ 認知症サロンの実施

認知症疾患医療センターにおいて、認知症の人の状態に応じた対処についての学習の機会の提供や、認知症の方本人同士や家族同士の交流などを行う認知症サロンをモデル実施（年度内に各センターで1回ずつ実施予定）。

④（仮称）認知症見守りヘルパー事業の開始

介護保険制度で利用できる身体介護、生活援助のホームヘルプサービス以外に、話し相手や見守りなどに関する支援として、新たに（仮称）認知症見守りヘルパー事業を開始する。

⑤ 介護保険関連での実態調査

介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象とする「健康とくらしの調査」（対象者約1万6千人）と、要介護認定を受けている65歳以上の方を対象とする「在宅高齢者実態調査」（対象者約7千8百人）において、認知症神戸モデルの周知度を把握。

<調査項目>

診断助成制度を知っているか、診断助成制度をどのようにして知り得たか、事故救済制度を知っているか、認知症に関する相談は誰にしているか

<調査実施時期>

令和2年1月頃

⑥ 調査研究事業

厚生労働省との連携により、事故救済制度に関するアンケートを実施する予定（現在調整中）。

＜認知症「神戸モデル」の実施状況について＞

1 診断助成制度（平成31年1月28日開始）

（1）認知機能検診（第1段階）

①申込み状況（令和元年10月末まで）

・申込み人数 11,156人

※上記とは別に、75歳以上の方に受診券を発送

| | |
|-------------------|------------------|
| 第1期（4、5、6月生まれ） | 43,413人（7/12発送） |
| 第2期（7、8、9月生まれ） | 50,535人（10/11発送） |
| 第3期（10、11、12月生まれ） | 約5.6万人（1月発送予定） |
| 第4期（1、2、3月生まれ） | 約8.1万人（3月発送予定） |

②受診状況（令和元年9月末まで）

・受診者数 8,718人

（結果内訳） 疑い有り 2,776人（31.8%）

疑い無し 5,942人（68.2%）

（2）認知機能精密検査（第2段階）

①受診状況（令和元年9月末まで）

・受診者数 1,872人

（結果内訳） 認知症 1,137人（60.7%）

MCI 483人（25.8%）

認知症でない 252人（13.5%）

（3）実施医療機関について（令和元年11月現在）

①認知機能検診（第1段階） 実施医療機関：421（開始時：326）

②認知機能精密検査（第2段階） 実施医療機関：65（開始時：53）

2 事故救済制度（平成 31 年 4 月 1 日開始）

（1）支給状況

- ・支給件数 3件
- ・給付の種別 見舞金（財物損壊給付金）2件、賠償責任保険1件

| | 給付の種別 | 事案発生日 | 給付額 | 事案の概要 |
|-----|------------------|------------------|-----------|---|
| 事案1 | 見舞金 (財物損壊給付金) | 平成 31 年 4 月 25 日 | 15,932 円 | 他人の所有する自転車を自宅へ持ち帰ってしまい、その自転車に損傷を与えた。 |
| 事案2 | 賠償責任保険 | 令和元年 5 月 16 日 | 138,632 円 | 飲食店で食事中に座席を汚損した。 ※支給対象者が法人（飲食店）であり見舞金制度の対象外となるため、賠償責任保険のみの支給 |
| 事案3 | 見舞金 (財物損壊給付金) | 令和元年 6 月 1 日 | 9,720 円 | 自宅で着替え中にバランスを崩し、転倒。ガラス扉を割ってしまった。 |

（2）申込み状況（令和元年 10 月末まで）

- ・神戸モデルの賠償責任保険加入者数 3,413人
※見舞金（給付金）制度は事前申込み不要
- ・GPS安心かけつけサービス契約数 96人

※○は委員の発言、●は事務局の発言

平成 30 年度第 2 回神戸市市民福祉調査委員会議事要旨

- ◇日時 平成 31 年 1 月 16 日（木）午後 4 時 00 分～5 時 13 分
- ◇場所 神戸市役所 1 号館 28 階第 4・第 5 委員会室
- ◇議題 今後の神戸市市民福祉調査委員会について
- ◇報告 障害者の超短時間雇用創出に向けた取り組みについて

1. 副委員長選任

前回保留としていた副委員長に大和委員を選任。

2. 議題

(1) 今後の神戸市市民福祉調査委員会について

事務局より資料 3、4 の説明

○再編案の(3)の「(仮称) 成年後見専門分科会」の立ち上げで、議論すると書いてあるが、どのような形のものになるのか。

●高齢者や障害者の権利擁護を成年後見の利用促進法の要請に基づいて検討していく。現在、社会福祉協議会の「こうべ安心サポート委員会」でニーズへの対応や、市民後見人の養成に関して検討しているが、ますます高まるニーズに応えるために、行政としてどのような対応を行っていくか、これをこの市民福祉調査委員会の体制の中に位置づけて、政策として検討していければと考えている。

○どのようなメンバーか。

●メンバーは、学識経験者や弁護士、司法書士、社会福祉士、あるいは利用者の方からも一部代表に加わっていただいて、検討していければと思っている。

○今度これを立ち上げることによって、現状の問題・課題がどう克服できるのか、改善できるのかを、大枠で結構なので、少し教えていただきたい。

●現状に関しては、年々増加するニーズに対する対応として、社会福祉協議会・市・区社協が連携してやっているところだが、さらにニーズが増えてくるため、それに対してより機動的に対応していくために、専門職団体との連携を強化していく必要がある。そういったことを市民・事業者・行政が一体となって検討するこの調査委員会で考えていきたいと

思っている。

○この体制図だが、障害の場合、知的障害や発達障害というのは、この体制図のどの分科会に入ると理解すればいいか。「身体障害者福祉専門分科会」というところが、あえて「身体」が要るのか、それとも「障害者福祉専門分科会」になるのか。

●障害の専門分科会は、いずれも法定の分科会（審議会）である。社会福祉法の社会福祉審議会の下にぶら下がっている審議会が、精神保健福祉専門分科会と身体障害者福祉専門分科会。基本的には、手帳を交付する、あるいは自立支援医療の判定をするための法上の委員会という言い方がおそらく適切だと思う。障害者施策全般においては、障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会で議論するという形になっている。ただ、そういう法定の審議会が市民福祉調査委員会になじむのかという問題があるので、そういったところも踏まえて、親会のほうは括弧を書いているが、あくまで社会福祉審議会の分科会であるということを確認して運用しようということも考えているので、ご理解のほどをよろしく願いたい。

○成年後見があるということで、行政上や法的な決定権が非常にスムーズに進み、当事者の方の福祉が進みやすくなるということは、本当にありがたいことだと思っている。

ただ、成年後見専門分科会について、できればということで要望だが、救急医療において、例えば、意識障害のある患者の後見制度の問題や、倫理的な問題もあわせて考えただけだと大変助かるので、ぜひ臨床倫理アドバイザーや法令に基づいた措置ができるような弁護士の方も含めて、メンバーをぜひご検討いただきたい。そうすると我々医療者としては大変助かると思っているので、よろしく願いたい。

●その点を踏まえてメンバー選定をして、また随時報告させていただきたい。

○確認だけさせていただきたいが、15名以内の会議が2つできる。学識経験者等の15名の委員が、市長が指名されるか何かして選ばれて、その会議の内容のことに關しては、もう一度この市民福祉調査委員会の中で報告なり、審議が行われるということによろしいか。

●はい。その通りである。

○先ほど局長からお話があった様に、社会福祉審議会に該当するものを一つのくくりにして、下のほうに列挙している。そして、それに加えて成年後見の分科会が設けられるというのが一つ。それから、市民福祉条例でうたっているような新たな問題、総合的な問題、それに対して、計画を作り検証するということと、新たな問題のテーマへの挑戦ということで、2つの会議を立ち上げるという趣旨だと思う。

私自身もこの市民福祉調査委員会をずっとさせていただいているが、数年前にひきこもりで困っているという市民のお声をいただき、なかなかそれに対応できるような部署や、あるいは計画づくりというのがなかったので、本当にやり残した宿題のまま。市民福祉というのは、各自治体の先駆を切るような神戸の位置づけと考えていたので、市民福祉条例を根拠とした意思決定の機関によって、まさしくそういう市民の声にこたえられるようなスピードあるいは実効性の意思決定、そして、新たなあるいは狭間の問題等々に果敢にチャレンジできるような意思決定をする。その上で、行政あるいは議会に提案できるようなものが必要だと思う。長年の宿題を、遅まきながらも対応できるのかなと期待をしている。

皆さんからご質問、ご意見がなかったら、一応こういう形で進めさせていただくということではよろしいか。（「異議なし」の声）。

3. 報告事項

(1) 障害者の超短時間雇用創出に向けた取り組みについて

事務局より資料5の説明及びスライド投影

○このプロジェクトのことは少し前に伺っていたが、すごく素晴らしいと思う。「これができないといけない。これができないのだったら、もう仕事はできないよ」ではなくて、「これができる」「これをしてほしい」というところに特化して、少しでも働いていただけるというのは素晴らしいと思った。

ちょっと確認だが、このプロジェクトの「超短時間雇用創出コーディネーター」というのは、ジョブコーチと似ているが、考え方としては、ジョブコーチと同じ働きと違ってよろしいか。

●基本的には同じで、企業の開拓をされる方はまた別途にいるので、超短時間に限って、障害特性とマッチングを密度濃くやっていただくとご理解いただければと思う。

○垂水商店街で非常にニーズがあるということだったが、他の地域でもそのような雇用の機会があると思うので、是非進めていただきたいと思う。

○非常に素晴らしい試みだなと思ったが、一つだけ気がかりなのは、受け入れる側がかなり十分な理解を持っていないとうまくいかないということ。初期の段階のモデル事業のときは、様々な専門家が入っているかと思うが、数が増えれば増えるほど、その部分をどう担保するかということが出てくると思う。

成功体験を積み重ねるのが非常に大切だということが、大事なポイントだと思うが、一方で、1回失敗してしまうと、すごく落ち込んでしまって、次に立ち直れないという方もいるということもあるので、そのあたりのことを考えていくと、かなりこの仕組みを維持していく、受入先をどのようにしていくかというところを考えていく必要があるかなと思った。

○結構長いスパンで全体の事業を見ていく、そして、改善点なりを考えて、フォローしていくという体制が必要だというご指摘だった。

○すばらしい取り組みだと思う。こういう一つのスキームと言うか、超短時間雇用という形態をつくっていただくと、非常に障害の人の「しごと」という概念の中の可能性がすごく広がっていくのかなと感じる。

垂水区だけでなく、各区に一つこういうモデル的なものをつくっていければと思うので、またよろしくお願ひしたいと思う。

○先ほど私がちょっと指摘したが、ひきこもりの人たちの社会参加への第一歩としてのステップとしてもこれは有効かもしれないので、またその汎用性と言うか、またご検討いただければと思う。

○就労継続支援B型事業所との併用というところだが、実は知っているNPO法人から、ここが非常にネックで困っていると聞いていた。また、20時間がどうしても壁で、なかなか次に進めないということを聞いていたので、これができる、すごく前に進むのかなと思っている。

もう一つは、障害者の雇用率のところ。カウントされないということだが、こう変えていけばもっと増えるのではないか。企業にとってもカウントしてもらおうと、もっと採用する。例えば、2人で0.5になるとか、そういう発信を神戸市からしていけば、この制度はもっと活用できるのではないか。

●説明不足だったが、雇用率が中小企業は対象外になっているため、もともと法定雇用率に対するインセンティブがない。今回垂水の商店街に目をつけたのは、本当に人手不足で困っているというのが一つ。

それと、この短時間雇用というのは、主に精神障害、それから発達障害に適したスキルである。この障害特性の理解やスキルというのは、市内に4カ所しごとサポートがあるが、どこでも持っているわけではない。社会福祉法人すいせいは、もともと精神障害者の作業所からスタートされて、今は、学園都市の大学の発達障害の学生の就労アドバイスまでや

っている。東京大学の近藤先生は、ソフトバンクや大企業と組んでやっていたが、社会福祉法人すいせいとだったらできるということで、成功しているということ。

我々が想像するよりも、この商店街の人手不足というのはすごくて、本当に猫の手も借りたい状況。ところが、実際に雇うといっても、この人手不足で、しかも魚屋やパン屋は、かなりきつい仕事である。それを障害者が短時間でもやってくれるということがあった。保健福祉局の食品衛生協会というのが出てきたが、食べ物を扱う協会には割とそういう仕事がある。このような形で今垂水の商店街に入り込んでいるということなので、もう少しノウハウがたまってから他の地域へという風には思っている。

○小規模の商店で、コーディネーターの方がしっかりしておられて、だからこそ今、成立している。これは、実際に定着した後のフォローアップをどうやっていくかというのが一番大事なんだろうと感じた。

法定雇用率の話については、当然事業所にとってはそれも関心事だが、大きな規模でやったときにうまくはまるかどうかというのはちょっと分からない。20時間未満のところであつても法定雇用率に反映されれば、事業所にとってはインセンティブになるので、汎用性が高まっていけばいいと思う。

○これを大きく広げていくという意味でも、やっぱり地域とどう関わっていくか、そういうところも考えていかなければいけないのではないかなと思う。

今後地域のサポートする仕組みが必要になってくると思うが、どのようにお考えか。

●地域のサポートは、とても大事だと思う。やはり理解をしていただくだけではなくて、さらにやってみて意外に助かるなという実感を積み上げるしかないと思う。例えば、垂水の事例で言うと、食品衛生協会の理解のもとに、いろんなところを紹介したり、広報もやっていただいたりといったこともある。その地域、地域ごとにいろんな方とネットワークを組むことが大切だと思う。これからもそういうことをやっていきたいと思う。

○「しごと」というところが、お給料をもらって活動する仕事につながるのが自立にはすごくいいと思うが、そのファーストステップにボランティアとして関わるということもあってもいいのかなと思っている。神戸の事例ではないが、若者サポートステーションの相談に来ているひきこもりの若者に、朝起きるというトレーニングのために、朝10時にNPOに来てもらったことがある。2時間の封入作業を手伝ってもらったところから少しずつコミュニケーションをとっていき、少しずつ関わりが増えてきて、実際にそのままアルバイトに繋がったというケースもあった。コーディネーターが配置されるというのはすごく

大事なことだと思うので、お金が発生する仕事も当然あったらいいと思うが、むしろ地域の中で商店街のまちづくり活動にちょっとだけ関わってもらうとか、コーディネーターの視野が広がって、NPO等いろんなところに繋がるような、そういうボランティアということもあっていいのかなと感じた。

○社会参加の一環として、「雇用」とか、「就労」という言葉を使わずに、あえて神戸では「しごと」というのを使っている。そういう意味では、広く考えて、ボランティア、あるいは社会参加。ただし、それが、障害者に対する搾取や虐待にならないようにという視点は欠かすことはできないと思うが、かなり広く「しごと」というものを柔軟に考えていって、そして取り組んでいく。それが社会参加であり、まちづくりであるという方向で神戸は取り組んでいるのだろうなと思った。

参考資料 2

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の評価について
(平成 30 年度)

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 における具体的取組み方策

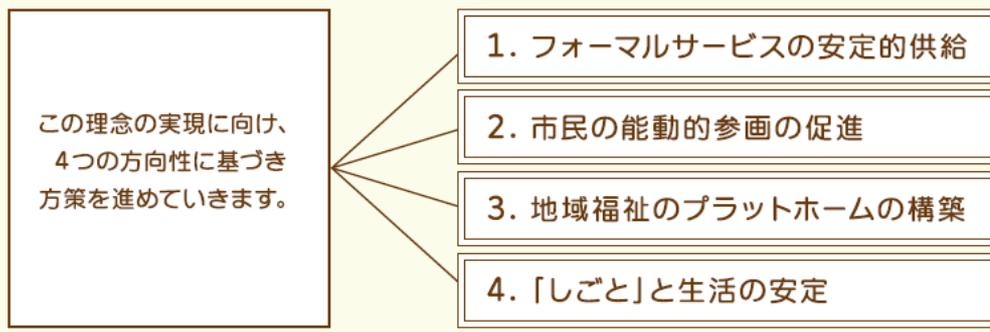
計画の基本理念

～ つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現 ～

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「*ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。



1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

- 福祉サービスの充実
- 包括的な相談支援体制の整備
- 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
- 権利擁護/虐待防止の取組み
- ユニバーサルデザインのまちづくり など

2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけでなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

- 市民が参画しやすい環境整備
- 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり
- 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進
- ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 など

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

- 地域における多様な主体による協議の場づくり
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- 医療・福祉の幅広い連携
- 「地域支え合い活動」の充実
- 災害時における要援護者への支援体制の整備 など

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

- 多様な働き方の確保 など

4つの方向性と具体的方策

| | |
|---|--|
| 1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～ | |
| (1) 福祉サービスの充実と包括的な供給 | |
| ① 福祉サービスの充実 ② 包括的な相談支援体制の整備 ③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化 ④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止 | |
| (2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保 | |
| ① 権利擁護／虐待防止の取組み ② ユニバーサルデザインのまちづくり ③ 地域での居住の安定確保への支援 ④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開 | |
| 2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～ | |
| (1) 市民が参画できる仕組みづくり | |
| ① 市民が参画しやすい環境整備 | |
| (2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策 | |
| ① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり ② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり ③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進 ④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開 ⑤ 学校を拠点とした地域交流 | |
| (3) 市民の活動が定着するための方策 | |
| ① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 ② 地域ボランティア活動の促進 | |
| 3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～ | |
| (1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 （区単位のネットワーク） | |
| ① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応 ② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり | |
| (2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 （身近な地域におけるネットワーク） | |
| ① 地域における多様な主体による協議の場づくり ② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携 ③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 ④ 医療・福祉の幅広い連携 | |
| (3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み | |
| ① 「地域支え合い活動」の充実 ② 災害時における要援護者への支援体制の整備 | |
| 4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～ | |
| (1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり | |
| ① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開 ② 多様な働き方の確保 | |

取組み方策に対する評価

I. 国における地域共生社会の実現に向けた動きと神戸市の市民福祉総合計画

国においては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進として、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日より施行された。改正内容の主なものとして①地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨が追加されたこと、②市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされたこと、③市町村は市町村地域福祉計画の策定に努め、また計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項が追加されたこと等が挙げられる。

一方、“こうべの市民福祉総合計画2020”は社会福祉法における市町村地域福祉計画を兼ねているが、本計画においては、福祉分野のみならず、保健医療、住まい、防災、しごと等幅広い分野の視点から高齢者・障害者・児童・その他の福祉における共通的な事項を取り入れた計画となっており、国の方向性に合致した内容となっている。また、すでに①地域における多様な主体による協議の場づくり②包括的な相談支援体制の整備等を進めており、この改正法に対応できる内容となっているため、引き続き取組みを進めていく。

Ⅱ. 基本理念の実現に向けた4つの方向性の総合評価（平成30年度時点）

「1 フォーマルサービスの安定的供給」では、各区に設置している「くらし支援窓口」において、引き続き、就労支援・学習支援・家計相談支援事業・子どもの居場所づくりなど生活困窮者等への支援に引き続き取り組んだ。平成30年度より一部の区において、小学校時代の基礎学力の向上に着目し、学校内外・年間を通じた「学力育成支援事業」を開始した。

また、児童虐待に対応する体制の強化（兵庫県警と協定を締結し、情報共有の範囲を拡大）などの取組みを進めた。

一方、福祉サービスの充実に向け、現在、特に保育人材の確保・定着に取り組んでおり、平成30年度は『5つのいいね!』をキャッチフレーズに市内外で交通広告を打ち、神戸で働くことの魅力やメリットをわかりやすく広報する取組みを行った。しかし、福祉・介護・保育人材の不足は未だ深刻な課題であり、今後もさらなる施策の推進が必要である。

「2 市民の能動的参画の促進」では、「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」の具体化に向け、引き続き「地域の基礎データ」の公開、助成金手続きの簡素化など市民の参画の促進に向けた取組みを行った。各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う「各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」の全区設置が進み、各区の特性に応じた相談窓口の設置や居場所運営、生活改善事業、法人と地域の連携などを行った。

また、社会貢献活動を希望する人材が自身のスキルを活かして、地域社会課題に取り組むNPO法人や地域団体と協働し、地域コミュニティにおける課題解決を目指し、「ソーシャルブリッジ事業」を実施した。

ほかに、誰もが健康になれるまち「健康創造都市KOBE」を目指して「市民の健康とくらしに関するアンケート調査」を実施し、健康課題の分析を行い、市民PHRシステム「MY CONDITION KOBE」の運用を開始し、具体的な取組みが進んでいる。

「3 地域福祉のプラットフォームの構築」では、引き続き、各区の地域福祉ネットワークが中心となって「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」を行う中、ネットワーク者のスキルアップを目的に学識経験者による研修や、連絡会での情報共有・課題検討に取り組んだ。

医療と福祉の連携として、認知症施策をより一層推進するため、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」が施行され、認知症「神戸モデル」として「認知症診断助成制度」が先行して始動している。

また、災害時等の避難所において特別な配慮を要する要援護者への支援として、福祉避難所運営にかかるマニュアル検討を引き続き行い、平成30年度は、市内の社会福祉法人を対象としたシンポジウムを開催し、福祉施設における災害対応に関する啓発に取り組んだ。

さらに、障害者の相談や見守りなどの拠点として、平成30年度に開設した西区障害者支援センターにおいて、障害者の見守り支援員を配置し、障害者の見守り支援を行った。全区設置に向けて順次整備中である。

「4 「しごと」と生活の安定」では、引き続き、障害者の短時間雇用の創出に向けた取組みとして、シンポジウムの開催や、協力企業の開拓及び企業と障害者のマッチングに着手した。

また、場所や時間にとらわれない働き方を推進するため、市民及び企業を対象とする講習会等の実施など、多様な働き方の確保、働く場づくりの取組みが少しずつ進んでいる。垂水駅前地区をモデル地区として、週20時間未満の超短時間雇用をさらに発展させ、新たな雇用を創出することとあわせてまちのにぎわいづくりに取り組んでいる。

今後も、これらの4つの方向性に基づく施策の推進により、国の掲げる地域共生社会の実現、本計画の基本理念であるソーシャルインクルージョンの実現を目指していく。

総合評価 （“こうべの市民福祉総合計画2020”の検証・評価シートより）

| | A | B | C | D | 総合評価 |
|---------------------------|---|---|---|---|----------|
| 1 フォーマルサービスの安定的供給 | 3 | 5 | 0 | 0 | B |
| 2 市民の能動的参画の促進 | 4 | 5 | 0 | 0 | B |
| 3 地域福祉のプラットフォームの構築 | 4 | 4 | 0 | 0 | B |
| 4 「しごと」と生活の安定 | 1 | 1 | 0 | 0 | B |

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の検証・評価シート

(平成 30 年度)

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P27

大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～

中項目：(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給

小項目：① 福祉サービスの充実

所管課：政策課・介護保険課・介護指導課・こども家庭局振興課・こども家庭局こども企画課

ア. 個別目標

- ◇それぞれの計画等の目標に応じたサービス基盤に取り組む。
- ◇行政・事業者・NPO・地域住民組織等との連携によりできる限り隙間をつくらない。
- ◇事業者等に対する各種研修を充実させ、人材育成の支援をおこなう。
- ◇指導監督などの実施により適切な運営を図り、サービスの質の向上に取り組む。
- ◇福祉サービスを提供する人材の確保や定着の支援に取り組む
- ◇各担当課で作成するリーフレットや「広報紙KOBÉ」等の紙媒体に加え、メール・インターネットを活用した情報提供等様々な媒体を活用し、適切な福祉サービスの利用に結び付けていく。

イ. 主な取組みの実施状況

①福祉・介護・保育人材の確保、定着に向けた取組み

(1)福祉人材の確保・定着

○市民福祉大学の運営

‘こうべ’の市民福祉総合計画及び‘こうべ’の社会福祉協議会中期活動計画2020に基づき福祉人材の育成のための研修事業を推進している。その中で、施設従事者のキャリアアップと定着（離職防止）に向けた研修の新設・拡充をするため、28年度に既存研修の見直しを行い、29年度から研修体系の再構築を図った。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施状況 | 3,126人 | 3,163人 | 3,590人 | 2,800人 | 2,527人 |

※社会福祉事業従事者研修延べ参加者数

○「スキルアップ・福祉の仲間づくり研修」の開催（市民福祉大学へ事業委託）

福祉・介護の仕事に携わる職員を対象に、「スキルアップ・福祉の仲間づくり研修」を開催する。講義や演習、受講者が自由に設定したテーマに沿って行う共同研究などを実施し、知識・技術の向上と職場を越えたネットワーク作りを支援することで、福祉・介護人材の育成と定着促進をはかる。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 参加者数 | 26人 | 26人 | 23人 | 18人 | 19人 |

神戸市福祉人材確保施策懇話会の開催

福祉・介護・保育人材の確保・定着に向けたさらなる施策の検討を目的とした福祉人材等に関する学識者と市内事業者による意見交換の場として有識者会議を開催している。

(2)介護人材の確保

介護人材の確保・育成の取組みとして、23年度から市独自事業として、神戸市高齢者介護士認定事業を実施。24年度からはケアマネジャーの能力向上のため、自立支援型ケアマネジメント研修を実施するとともに、25年度・27～29年度には少人数事業所のケアマネジャーを対象としたアウトリーチ型研修を実施。24年度からはケアマネジャーの能力向上のため、他職種協同による自立支援型ケアマネジメント研修を実施するとともに、25年度・27～30年度には少人数事業所等のケアマネジャーを対象とした実践形式の対応を含めた研修を実施。

さらに、28年度から、介護現場を離れている介護福祉士等の復職を後押しする「介護職再就職支援講習会」を、兵庫県・（公財）介護労働安定センターと協調して実施。

外国人介護人材に関して、外国人技能実習制度を活用するため、兵庫県社会福祉協議会が監理団体となる経費に対する補助を兵庫県と協調して実施。また、市内事業所に対して、外国人介護人材に関するアンケート調査を実施した。

また、施設管理者や施設研修担当者を対象として、法令遵守・職業倫理・施設運営等に関する研修を実施し、事業所での適切な研修を実施させることで、福祉施設等における虐待や不適切な介護などを防止し、サービス水準の維持・向上を図っている。

(神戸市高齢者介護士認定事業)

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | 28人 | 24人 | 33人 | 18人 | 22人 |

※認定証授与者数

(介護職再就職支援講習会)

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 参加者数 | — | — | 24人 | 17人 | 16人 |

(法令遵守研修)

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 施設長 | 297人 | 295人 | 362人 | 395人 | 366人 |
| 担当者 | 81人 | 89人 | 88人 | 92人 | 219人 |

※参加者数

(3) 保育人材の確保・定着

処遇改善の取組みとして、昭和50年度より、私立保育園等の職員給与の改善のため、市単独で年額6万円～47.2万円(年額1人平均17.5万円)を補助する「神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助」制度を実施。

また、30年度は保育人材の確保にむけて、『5つのいいね!』をキャッチフレーズに市内外で駅構内での柱巻き、デジタルサイネージといった交通広告を打ち、神戸で働くことの魅力やメリットをわかりやすく広報した。

②福祉・子育て情報の発信

(1) 福祉情報の発信

神戸市のホームページにおいて、介護保険制度に関する情報を集めた「神戸ケアネット」や高齢者・障害者施策の総合メニューのページ、ハローワーク神戸で実施される就職説明会の情報提供等探したい情報をすぐに見つけられるよう情報発信を夫している。

(2) 子育て情報の発信

子育て応援サイト「ママフレ」や「こうべ子育て応援メール」において、神戸市の子育て施策を周知しているほか、子育て世代に「神戸で子育てする魅力」をわかりやすく伝え、子育て世代に選ばれるまちとなるよう広報に努めている。広報誌での周知、母子健康手帳交付時のチラシ配布、9ヶ月時検診実施医療機関でのチラシ・ガイドブックの配下を行った。

また、不動産業者に向けて『ぜんぶ比べて神戸で子育て!』をキャッチフレーズに、「神戸の子育て環境の魅力」についての周知に取り組んだ。

さらに、30年10月に「子育てするなら神戸!100の理由」のプロモーションを展開し、100個の子育て施策を交通広告やママフレ内で周知したほか、Instagramを用いてフォトコンテストを実施した。

○子育て応援サイト「ママフレ」

子育てに役立つ行政サービス情報や利用したい施設を検索できるサイトとして、子育て情報を発信している。年齢などの条件から利用できるサービスを検索できる機能があるほか、アプリを公開したことにより、スマートフォンから手軽に子育て情報を入手できるようになっている。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| アクセス数 | 135,123 | 164,893 | 312,506 | 352,421 | 422,309 |

○「こうべ子育て応援メール」の配信

27年10月より、子育てに関する不安や悩みを軽減し、孤立を防止するため、妊婦や乳幼児の親やその家族等を対象に、子どもの成長過程、定期健診情報、妊娠・子育て生活のアドバイス、子育てイベントなどの情報を、妊娠週数や月齢に応じてタイムリーにメール配信している。登録者数の増加を図るため、「ママフレ」などでの広報に加え、産科等へのポスター掲示を実施した。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 配信数 | — | 2,370 | 4,859 | 5,747 | 5,859 |

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|-------------------|-----------|-----------|
| 神戸市高齢者介護士認定事業 | 600 千円 | 511 千円 |
| 介護職再就職支援事業 | 1,124 千円 | 637 千円 |
| 法令遵守・職業倫理研修業務 | 550 千円 | 550 千円 |
| 子育てするなら神戸！100 の理由 | 5,000 千円 | 8,340 千円 |
| 保育人材プロモーション事業 | 15,000 千円 | 17,115 千円 |
| 子育て応援サイト「ママフレ」の充実 | 4,336 千円 | 8,247 千円 |
| 子育て応援メール配信事業 | 5,860 千円 | 5,099 千円 |

エ. 課題（現在取組みが進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・福祉人材の確保や定着にかかる施策の継続はできているが、新たな確保定着支援の検討が必要である。
- ・介護現場での人材不足はまだ喫緊の課題であるため、引き続き、事業を進めていくとともに更なる施策を進めていく必要がある。
- ・市内の保育士の有効求人倍率については、27 年 1 月では 1.51 倍だったのが、直近の 31 年 1 月では 3.49 倍となっており、この 4 年間で約 2 倍に上昇している。保育定員拡大とともに、保育人材の確保・定着が大きな課題となりつつあり、人材確保策の取り組みを強力に進めていく必要がある。
- ・福祉情報の発信について、古い情報や、不要な情報は更新、削除を行う等、常に最新の情報が閲覧できるよう、頻繁にHPの更新を行う。
- ・必要な情報を必要な方に確実に届けるとともに、「子育てするなら神戸」のイメージを醸成することにより、子育て世代に選ばれるまちになるように広報を進める。
- ・市民に気軽に利用してもらえよう「ママフレ」の認知度をさらに向上させ、サイトの内容を工夫する必要がある。
- ・「こうべ子育て応援メール」について、情報ニーズの把握と反映を行っていく必要がある。また、新規登録者と継続登録者の確保のために継続的に広報活動等を行っていく必要がある。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 A】

- ・介護人材の確保について、28 年度より実施している事業を、計画通り引き続き実施できた。
- ・介護人材の確保について、既存の事業は計画通り引き続き実施することができた。法令遵守研修についても有用な研修を継続して実施できている。
- ・待機児童の解消に向けた保育定員の拡大に伴い、保育人材の確保が必要なことから、引き続き、保育人材の確保・定着の取組みを進めていく。
- ・福祉情報の発信について、定期的に情報の掲載や更新を行い、市民や事業所に向けた分かりやすい情報発信に努めている。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・市民福祉大学について、30 年度については、社会福祉従事者が働きやすい環境づくりを側面からサポートするため、主任者向け管理職向けの研修の充実を図ったが、元年度についても、福祉人材の確保・育成に向け、引き続き、施設従事者向けの研修に重点を置いて取り組み、各従事者の専門性向上と離職防止につなげていく。
- ・福祉人材の確保・定着に資する支援のあり方を検討する。
- ・国や県が実施している福祉人材確保策と連携・調整を図りながら、引き続き、潜在的介護職員の復職を支援する講習の実施や、介護現場への外国人受入れ制度のセミナーの開催、介護職員の安全対策の支援など、人材確保・育成施策を進めていく。

【参考】元年度からの新規事業

神戸市新規採用介護職員に関する住宅手当等補助事業

神戸市高齢者介護士認定制度キャリアアップ支援事業

神戸市高齢者介護士認定制度受講支援事業

- ・福祉情報の発信については、必要な情報を探しやすいよう、HPのリンクのはり方や、カテゴリを見直す。
- ・子育て情報の発信については、30 年度に引き続き、不動産事業者に対する周知や保育人材確保のプロ

モーション事業に取り組むとともに、「神戸における子育て魅力発信」プロモーション事業として、大阪駅や三宮駅等での交通広告や子育て世帯向けのアプリ・雑誌での広告、さらにインスタグラムを用いたフォトコンテストを実施し、「子育てするなら神戸」というイメージを醸成する。

- ・ママフレアプリに「KOBE 予防接種ナビ」のアイコンを設置し、同アプリのダウンロードを促すとともに、ママフレに KOBE 子育て応援団がイベント情報を書き込めるページを設置し、子育て世帯への情報提供の場としてママフレを積極的に活用してもらおう。「こうべ子育て応援メール」については、引き続き広報紙、窓口等で積極的に登録を勧奨し登録者数の増加を目指すと共に、神戸市が行っている子育てに関する支援事業やイベント情報をタイムリーに配信する。

キ. 委員の意見

- 「子育てするなら神戸」のプロモーションを展開するとあるが、幼稚園事情が一切組み込まれていない。共働き世帯への制度、保育園等はずいぶん制度化されたように思える。また、学校への学習支援等にも取り組まれているが、幼稚園の文字が出てこない。認定こども園への移行が進む中、自宅で育児中の母親が幼稚園入園に非常に危機感を感じている。3歳児の受け入れなどはごく少数、0～2歳児が繰り上がってくる為と思われる。また、幼稚園入園情報が極めて少なく、プレ保育がますます低年齢化しているように見受けられる。保育園・幼稚園（認定こども園）・小学校や中学校などと同じように福祉問題として取り組む必要があるように思える。
- 保育人材確保の広報は街なかでも目立ち、また「ママフレ」サイトも以前より大幅に使いやすくなり、改善が進んでいると感じる。

1-(1)-①

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| | | | | | |
|---|---------------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 計画 P28 | | | | | |
| 大項目：1. 市民が安全に安心してさせるための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～ | | | | | |
| 中項目：(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給 | | | | | |
| 小項目：② 包括的な相談支援体制の整備 | | | | | |
| 所管課：くらし支援課・障害者支援課 | | | | | |
| ア. 個別目標 | | | | | |
| ◇「くらし支援窓口」や地域福祉ネットワークを中心とした庁内、区役所内、関係機関や民生委員、社会福祉法人、事業者との連携により、切れ目のない相談体制と、様々な福祉課題に対応できる仕組みを構築していく。 | | | | | |
| ◇地域福祉ネットワークは日常的に地域に出向き、地域住民と協働して様々な生活課題を発見し、専門機関へつなぎ、支援に結びつける。 | | | | | |
| イ. 主な取組みの実施状況 | | | | | |
| ①包括的な相談支援体制の整備 | | | | | |
| 本市では複合的な課題を抱える方への包括的な相談支援体制の構築を、27 年度の生活困窮者自立支援法の施行により各区に設置した「くらし支援窓口」と社会福祉協議会の「地域福祉ネットワーク」を中心に進めている。 | | | | | |
| (1)くらし支援窓口 | | | | | |
| 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、27 年 4 月に各区福祉事務所に「くらし支援窓口」を設置した。生活困窮者からの相談を広く受けるとともに、個別のニーズに応えるため、法に基づいた各種支援を実施している。 | | | | | |
| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | |
| 実施状況 | 2, 183 件 | 2, 635 件 | 3, 410 件 | 2, 657 件 | |
| ※生活困窮者自立相談支援の実績（相談実件数） | | | | | |
| (2)地域福祉ネットワークの配置によるアウトリーチ機能 | | | | | |
| 23 年度より各区社会福祉協議会に「地域福祉ネットワーク」を順次配置し、27 年度には全区に 20 人の地域福祉ネットワークが配置されている。関係機関間のネットワーク構築に取り組んでおり、具体的には、「認知症高齢者や家族を地域で支えるための仕組みづくり」、「地域住民から排除を求められる方に対する支援」、「ふれあいのまちづくり協議会を単位とした福祉を考える場づくり」、「絆サポーター事業の推進」、「引きこもり中高年の自立に向けた支援」、「ちょっとした困りごとを地域で助け合う仕組みづくり」などに取り組んだ。 | | | | | |
| 28 年度より「くらし支援窓口」のアウトリーチ・地域づくりを専門に担う地域福祉ネットワークを増員し、継続して支援に取り組んだ。 | | | | | |
| 30 年度は、くらし支援窓口と合同の事業推進会議を開催し、連携・協働の強化を図った。 | | | | | |
| ②障害者地域生活支援センターのアウトリーチ機能 | | | | | |
| 障害者地域生活支援センターまで相談に来ることが難しい重度の障がい者に対し、区や関係機関からの情報提供や訪問依頼を受けて、訪問・面接を行い、障害福祉サービスの利用調整など必要な支援を行った。 | | | | | |
| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| 訪問数 | 10, 595 件 | 10, 957 件 | 11, 531 件 | 11, 659 件 | 11, 899 件 |
| ウ. 関連する事業費 | | | | | |
| | 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | | |
| | 自立相談支援事業 | 102, 376 千円 | 100, 397 千円 | | |
| | 地域福祉ネットワーク事業 | 147, 032 千円 | 156, 124 千円 | | |
| | 障害者地域生活支援センター | 426, 769 千円 | 420, 769 千円 | | |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・「くらし支援窓口」設置以降、相談内容が複雑化多様化しており、今後、更なる関係機関等との連携が課題となっている。
- ・相談者の状況から、既存の制度では対応できない場合も増えている。地域福祉ネットワークは、制度の狭間にある相談者への支援を行うが、支援の延長にある生きがづくりを含めた「出口づくり」が必要となっている。
また、本人と会えない、本人の問題意識がない、援助を受け入れるタイミングなど、時間がかかるケースが増えている。
- ・障害者地域生活支援センターでアウトリーチが可能であることを知ってもらうために、広報活動等を行っていく必要がある。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- ・地域福祉ネットワークが各区において取り組んでいる分野は様々であるが、いずれの取組みも、既存の仕組みでは対応できていない地域課題や制度の狭間・複合的な生活課題を抱える要援護者に対する支援などのニーズを汲み上げ、その課題解決を契機に従来つながっていなかった関係機関のネットワーク化を実現している。また、地域共通の課題について普遍化し情報共有することで、他の地域への波及に努めた。一方、エの項目で挙げた課題が残っている。
- ・障害者地域生活支援センターの訪問件数は年々増加している。また、相談者からのニーズに応えられるように訪問だけでなく来所者への面談、電話相談、同行支援等を行っている。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・くらし支援窓口については、今後も引き続き地域福祉ネットワークと連携して相談者へ支援を行うことに加え、生活困窮者が身近な地域で活動できる「居場所づくり」「しごとづくり」を推進するなど、相談者の状況や特性に応じた支援の充実を図る。
- ・障がい者の重度化・高齢化等が進んでおり、障害者支援センターとも連携して、障がい者が地域で安心して生活できる体制を整えていく。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| | | | | | |
|---|-------------|---------|---------|------|------|
| 計画 P29 | | | | | |
| 大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～ | | | | | |
| 中項目：(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給 | | | | | |
| 小項目：③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化 | | | | | |
| 所管課：くらし支援課 | | | | | |
| ア. 個別目標 | | | | | |
| ◇個人情報の保護と利用のバランスを十分に考慮し、支援を行うために必要な情報共有のあり方について検討していく。 | | | | | |
| ◇地域の関係者や団体の間で適正な方法で個人情報が共有されるよう、関係者に対する研修を行い、理解を深める。 | | | | | |
| ◇マイナンバー制度を活用し、様々な部署で対応が困難となっている社会的な課題に対し、組織的・システム的に対応できないかの検討も含め、利用者サービスの向上と個人情報の適正な管理等に努める。 | | | | | |
| イ. 主な取組みの実施状況 | | | | | |
| ○災害時要援護者支援にかかる個人情報の取扱いについて | | | | | |
| 災害時要援護者支援にかかる個人情報の取扱いについては、25年4月に施行された「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、①名簿管理者を定めること、②個人情報の取扱いに関する協定の締結、③個人情報の安全管理措置を講じること、④目的外での利用・提供の禁止、⑤支援活動で知りえた個人の秘密の漏洩禁止について定められている。これらのルールを支援団体に対して説明を行い、個人情報の適切な管理を求めている。 | | | | | |
| また、支援団体に要援護者の個人情報を提供する際は要援護者から同意を得た方の情報を提供しているほか、条例に基づき、不同意の意思表示がない無回答の方は同意と推定し、支援団体に個人情報を提供することができる。 | | | | | |
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 実施状況 | 42か所 | 49か所 | 56か所 | 67か所 | 76か所 |
| ※取組地区・団体数 | | | | | |
| ウ. 関連する事業費 | | | | | |
| | 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | | |
| | 災害時要援護者支援事業 | 6,972千円 | 7,268千円 | | |
| エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に） | | | | | |
| ・取組地区・団体数について、年々増加はしているが、まだ取り組めていない地区が多い。 | | | | | |
| オ. 評価＜所管部局による自己評価＞ | | | | | |
| A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である | | | | | |
| 【総合評価 B】 | | | | | |
| ・災害時の要援護者への支援については、政令市初となる条例が施行され、条例施行後5年間で新たに76地区・団体において取組みが始まっており、支援団体による適切な個人情報の管理が行えている。一方、エに挙げた課題が残っている。 | | | | | |
| カ. 今後の方向性・新たな取組み | | | | | |
| 災害時要援護者への支援の取組みを進めるためには、支援団体に適切な個人情報の管理が求められるため、今後も引き続き各地域へ出向き、個人情報の取扱いについての説明などを行っていく。 | | | | | |

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P30

大項目：1. 市民が安全に安心してさせるための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～

中項目：(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給

小項目：④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止

所管課：くらし支援課・保護課・障害者支援課・こども家庭局家庭支援課・こども家庭局こども青少年課

ア. 個別目標

- ◇「くらし支援窓口」や地域福祉ネットワークを中心とした関係機関等との連携により、課題を抱えて地域から孤立している生活困窮者を早期に発見し、支援につなげていく。
- ◇生活困窮者に対する支援をより一層効果的に行うため、支援メニューの充実を図り、生活困窮者一人ひとり、また世帯の状況に応じた寄り添った支援を行う。
- ◇市営住宅について、住宅困窮度の高い世帯へ的確に住宅を提供するとともに、一部の住宅については若年単身世帯への提供を行う。
- ◇ひとり親家庭に対して、生活・仕事・学び・住まいの支援や相談体制の整備等、様々な方策で自立支援を推進する。
- ◇学力の育成支援として、学校では、確かな学力の育成に向け放課後学習の実施など、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導に取り組み、学力の定着・向上を図るとともに、学校外では、生活困窮世帯等に対して、子どもの学習支援やその保護者に対する養育支援をおこなう。
- ◇事業の実施にあたっては、関係部局間の連携強化を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

イ. 主な取組みの実施状況

景気低迷の長期化や雇用環境の悪化により、経済的自立が困難で生活に困窮する方が増える中、27年4月、生活困窮者自立支援法が施行された。

①くらし支援窓口（検証・評価シート 1-(1)-②参照）

②住宅支援

住居を喪失または喪失する恐れのある離職者に対し、住宅支援給付から引き続き、27年度からは住居確保給付を行いながら就労の支援を実施した。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | 278件 | 154件 | 151件 | 147件 | 124件 |

※支給決定件数

③就労支援

神戸市と兵庫労働局との間で協定を締結し、福祉事務所にハローワークの窓口を設置することで、ワンストップの就労支援事業を一体的に実施した。（25年2月～垂水区、25年9月～長田区、26年1月～北区・須磨区、27年1月～東灘区、29年2月～中央区、灘区）で実施。

また、神戸市とハローワークの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」により、生活保護受給者等（住居確保給付対象者、生活困窮者も対象）の就労支援に取り組んだ。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施状況 | 1,952人 | 1,937人 | 2,003人 | 1,987人 | 1,944人 |

※生活保護受給者等就労自立促進事業利用者数

生活困窮者自立支援法に向けたモデル事業として、生活困窮者及び生活保護受給者の39歳までの若年層を対象とした「若年層の就労準備支援事業」をNPOへの委託により実施し、27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、稼働年齢層（15歳～64歳）に対象を拡大し「就労準備支援事業」を実施している。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | 54人 | 112人 | 187人 | 237人 | 264人 |

※就労準備支援事業支援者数

市内4か所に設置されている障害者就労推進センター・しごとサポート（東部・北部・西部 地域障害者就労推進センター）において、ハローワークをはじめとする関係機関と連携しながら障がい者の就労支援に取り組んでいる。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 相談件数 | 12,460件 | 12,023件 | 14,877件 | 15,454件 | 13,354件 |
| 就職者数 | 195名 | 172名 | 215名 | 247名 | 257名 |

※障害者就労推進センター・しごとサポートにおける相談件数・就職者数

その他、若年者の自立・就業を目的として、青少年会館内にて「こうべ若者サポートステーション事業」を実施し、心理カウンセリングやキャリア形成相談などを行うことで、ニートなど社会的自立への阻害要因を抱える若者の支援に取り組んだ。

④学習支援

(1) 学習支援事業

24年度以降、生活保護世帯を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施してきたが、27年度から対象者を生活困窮世帯に拡大し、学習支援及び保護者に対する養育支援を行っている。28年度からは、中学生を対象に全ての区(12か所)で通年型による学習支援を実施し、29年度以降は、対象を小学生(4～6年生)に拡大し、全区で通年型あるいは短期集中型での学習支援を実施している。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | 102人 | 410人 | 356人 | 428人 | 435人 |

※参加登録者数

(2) 学力育成支援

30年度から、小学校中学年頃の基礎学力の向上に着目し、一部の区において、学校内外・年間を通じた学習支援を提供する学力育成支援を実施している。

| | 30年度開始 |
|------|-------------|
| 実施状況 | 夏季22名、冬季15名 |

※長期休業期間参加登録者数

⑤家計相談支援事業

28年度から、くらし支援窓口を利用する生活困窮者を対象に家計相談支援事業を実施し、専門の相談員が家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じている。家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援している。30年度には相談員を1名増員し、相談支援の充実を図った。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | — | — | 51件 | 107件 | 151件 |

※実利用件数

⑥ひとり親家庭への支援

「就業支援策」、「子育て・生活支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4つの柱で施策を展開しており、「就業支援策」に関しては、各区役所、ひとり親家庭支援センターにおいて、就業相談に応じている。また、就業・自立支援にかかる施策として、高等職業訓練促進給付や、自立支援教育訓練給付のほか、就職に有利な資格取得事業などを実施している。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 就業相談数 | 50件 | 71件 | 78件 | 125件 | 162件 |
| 資格取得数 | — | — | 29件 | 87件 | 106件 |

⑦子どもの居場所づくり

ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを地域の力を活用して進め、子どもたちの育ちを身近な地域で支援するため、地域団体等の多様な取り組みに補助を行う。

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 実施状況 | 16団体 (食事支援7団体) | 26団体 (食事支援15団体) | 27団体 (食事支援16団体) |

※補助団体数

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|----------------|-----------|-----------|
| 住居確保給付金 | 21,253 千円 | 21,221 千円 |
| 就労準備支援事業 | 61,459 千円 | 59,994 千円 |
| 障害者就労推進センター | 70,579 千円 | 70,579 千円 |
| 若年者の自立支援事業 | 2,416 千円 | 2,416 千円 |
| 学習支援事業 | 48,756 千円 | 43,425 千円 |
| 学力育成支援 | 14,163 千円 | 6,620 千円 |
| 家計相談支援事業 | 5,438 千円 | 8,245 千円 |
| ひとり親家庭等就業相談事業 | 4,362 千円 | 4,601 千円 |
| 就職に有利な資格取得支援事業 | 5,698 千円 | 5,571 千円 |
| 子どもの居場所づくり事業 | 18,000 千円 | 17,785 千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・学習支援については、対象区・対象者（年齢）を順次拡充し、参加者数が増えている一方で、会場が区に1～2ヶ所のみであり、距離的に通えない児童・生徒のフォローが課題となっている。
- ・ひとり親家庭への支援について、支援を必要としている方に、情報を適切に伝えるため、福祉施策や相談窓口の認知度をさらに向上させる必要がある。
- ・子どもの居場所づくりについては、支援が必要な児童により一層支援を届けるために、実施場所を拡大する必要がある。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 A】

- ・生活保護受給者・生活困窮者等への就労支援として、ハローワークの常設窓口設置を7区に拡大したことで、職業相談・職業紹介を一体的に行えるようになった。距離的な課題のある福祉事務所への設置が達成され、常設窓口を設置しない区では巡回相談の回数を増やして実施するなど、就労支援事業の連携を図ることができた。
- ・福祉事務所に常設窓口を設置または定期的な巡回相談を実施することでワンストップ型の支援体制を設け、定期的な面談や職業紹介を実施することで、早期自立に向け就労支援事業の連携を図ることができ、引き続き、事業の推進に努めていきたい。
- ・就労準備支援事業の支援者数は順調に増加しているが、事業に繋がっていない対象者が存在しているため生活状況を把握し、内容の充実をはかり、事業の周知を実施する必要があるため、更なる事業の推進に努めていきたい。
- ・障がい者保健福祉計画2020において目標としている、32年度（令和2年度）の「障害者就労推進センターからの就職者実人数」の目標値260人に向けて、着実に増加している。
- ・青少年会館内にて実施している「こうべ若者サポートステーション事業」は、キャリア形成にかかる相談を含めた総合相談・支援、各種相談機関・窓口の案内を行うことで、ニートやひきこもりなど社会的自立への阻害要因を抱える若者の自立支援の第一歩となっている。
- ・「学習支援事業」については、30年度で支援対象となった中学3年生の高校進学率が98%となっており、事業の効果があったものと評価している。今後、対象となった子どもが高校卒業後に就労自立できれば、社会を担う人材の育成という側面で、将来的な効果も期待される。
- ・「学力育成支援」については、学校休業期間に校区内の身近な場所で学力育成支援を行うことで、年間を通じた継続的な支援となっており、学習習慣の定着につながっている。
- ・家計相談の相談者が自身の家計を把握できるよう支援することで、その後の生活が回るようになり、世帯の自立助長につながっている。
- ・ひとり親家庭への支援について、施策情報を周知するため、各種相談窓口や福祉施策等をまとめた「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」を作成し、対象者へ配布するほか、ひとり親家庭センターのホームページをリニューアルする等、広報啓発に努めている。
- ・市内に居場所づくりを実施する地域団体等へ補助を行なうことで、支援を必要とする児童への一助となっている。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・ハローワーク実務の一体的実施について、兵庫区の庁舎移転に伴い、ハローワークの常設窓口を設置予定。
- ・くらし支援窓口について、引き続き関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築していく。また、こどもの貧困対策についても、改善・解消に向けて、関係局が連携しながら、各々施策を展開しており、今後もこれを推進していく。
- ・29年度より、各区役所での「しごと」に関する相談を、くらし支援窓口に一元化するとともに、地域障害者就労推進センターの名称を「しごとサポート」にあらため、生活困窮者支援を踏まえた連携強化を図っている。30年度からは、就労促進のための支援・訓練等のシステム化にかかる調査研究等に取り組んでいる。
- ・学習支援事業について、元年度は、高校生世代への学習支援等を拡充し、高校の中退予防を図っていく。
- ・家計相談支援事業について、元年度は、対象を生活保護受給者に拡大して実施し、くらし支援窓口と生活保護担当課の間で更なる連携を図っていく。
- ・ひとり親家庭への支援については、30年度に実施したひとり親家庭等実態調査の結果を参考にしながら、より効果的な施策の実施に向けて検討していく。
- ・子どもの居場所づくりについては、支援が必要な地域で実施場所が広がるよう、子育てコーディネーターが中心となり、地域と協議しながら実施団体の掘り起こしを行い、放課後等に子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの取り組みを進める。また、既に実施している団体が継続して取り組めるよう、各区で実施団体間の連絡会を開催するなど、ノウハウの共有に努める。

キ. 委員の意見

- 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止に関する取り組みについて、以下のような成果の測定方法が考えられることから、今後検討をされたい。第一に、生活保護受給者等就労支援自立促進事業については、利用者のうちの就労者の割合を成果指標とする。第二に、学習支援事業については、学習支援の事前事後の学力の差を成果指標とする。
- 他項目との共通課題だが、ひとり親家庭支援の項目(⑥)に、例えば神戸市内で長年活動しているNPOの事業は含まれておらず、項目としての評価が難しい。
子どもの居場所づくり(⑦)の欄には、「課題を抱える子どもたち」のための助成事業が記載されているが、実際にはこの事業対象は明確に子ども一般対象の(課題発見機能も含むが)地域実践も含まれる。また、公的助成があるとはいえ、これら地域住民・団体・施設による実践を、フォーマルサービスに区分すべきかも要検討である。本評価シートの枠組み内で解決可能な範疇ではないが、今後、子どもの居場所づくりや学習支援等の概念整理が不可欠な段階にあると思われる。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P31

大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～

中項目：(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

小項目：① 権利擁護／虐待防止の取り組み

所管課：くらし支援課・こども家庭局こども家庭支援課

ア. 個別目標

- ◇福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）など、多様なニーズに合った支援につなげていくとともに、成年後見制度の理解を深めるための広報・啓発、さらには申立の支援などを行っていく。
- ◇それらの活動を支援するための組織体制の確保も検討していく。
- ◇弁護士・司法書士・社会福祉士など専門職後見人や、成年後見制度に関わる活動を行う様々な団体と課題解決に向けた検討の場を設け、役割分担や連携を図っていく。
- ◇子ども・高齢者・障がい者への虐待やDVに関する実態を把握し、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努める。

イ. 主な取り組みの実施状況

① 成年後見制度についての広報・啓発

神戸市成年後見支援センターでは、成年後見制度についての広報・啓発活動に努めるとともに、制度に関する相談を受け付けた。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施状況 | 1,395 件 | 1,383 件 | 1,261 件 | 1,284 件 | 1,244 件 |

※成年後見制度に関する相談件数

24 年度に東灘区に開設された「成年後見の利用手続き相談室」を、25 年度には垂水区及び西区、26 年度には長田区、27 年度には中央区、28 年度には兵庫区、29 年度には北区に開設した。30 年度には灘区及び須磨区に開設し、全区に開設された。（30 年度相談件数：123 件）

② 市民後見人の養成

後見人の新たな担い手として養成した、ボランティアで後見活動を行う「市民後見人」を養成するとともに、登録者の資質向上に努めた。神戸家庭裁判所へ市民後見人候補者として推薦し、30 年度末時点で 40 名が市民後見人として後見活動を行っている。

③ 権利擁護事業

判断能力が不十分な人が安心して地域生活をおくってもらえるよう、こうべ安心サポートセンターを設置して、権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の相談をおこなっている。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施状況 | 603 人 | 614 人 | 619 人 | 636 人 | 624 人 |

※福祉サービス利用援助事業 年度末利用者数

④ DV被害者支援

神戸市配偶者暴力相談支援センターでは、「女性のためのDV相談室」を開設しており、年末年始を除く毎日相談を受け付けている。また、区役所の相談窓口と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化を図るため、月 1 回の婦人相談員の連絡会議に配偶者暴力相談支援センターの相談員も参加して、相談の状況や困難事例などの共有を行っている。さらに、相談内容について一定の情報共有のためのルールと、区で相談を受けたケースについて DV センターで来所相談証明書を発行するためのルールを定めた。

啓発活動としては、11 月のパープルリボンキャンペーン（女性に対する暴力をなくす運動）において、市民や民生委員・児童委員にご協力いただいて作製したパープルリボンを活用し、大学生と連携したワークショップを企画・実施した。また、オレンジリボンキャンペーンとコラボをしいオンで啓発活動を行った。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施状況 | 3,324 件 | 3,414 件 | 3,772 件 | 3,213 件 | 3,111 件 |

※配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

⑤ 児童虐待防止対策

こども家庭センターでは、虐待に対応する体制の充実を図るとともに、こども家庭センターと各区に設置しているこども家庭支援室や警察、学校などの関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めている。30年度より、こども家庭センターに児童相談業務（インテーク）、児童虐待対応業務に各1名増員配置した。

プロジェクト組織である「こども家庭支援室」では、保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、子ども虐待の早期発見・早期対応・その防止を目的として取り組んでいる。

また、こども家庭センターと兵庫県警間で「児童虐待事案に係る神戸市及び兵庫県警察との連携に関する協定」を締結（26年2月5日締結）していたが、31年3月に改訂を行い、情報共有の範囲を拡大した。

さらに、区の児童相談システムを住基情報等と連動させ、こども家庭センターへ導入することにより、情報の共有化・一元化をはかり、効果的な支援の実施を図っている。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|--------|--------|--------|
| 実施状況 | 811件 | 904件 | 1,225件 | 1,548件 | 1,868件 |

※こども家庭センターに対する児童虐待相談件数

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|----------------------|-----------|-----------|
| 成年後見支援センター運営 | 44,554千円 | 44,554千円 |
| 安心サポートセンター事業 | 123,329千円 | 129,905千円 |
| 配偶者暴力相談支援センター業務委託 | 24,606千円 | 23,963千円 |
| 児童虐待防止対策・オレンジリボン啓発活動 | 40,581千円 | 26,598千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市としても、利用の進んでいない制度についての広報・啓発を充実させる必要がある。
- ・市民後見人の活動として、個人受任を核としつつ、地域における福祉人材として、制度の普及・啓発など制度への繋ぎ支援といった活動のあり方も検討するため、30年度は、センター職員同席の上で、出張講座の一部を市民後見人に担ってもらいモニター調査を実施。今後、本格実施を目指していく。
- ・権利擁護事業において、相談から利用開始まで約1年半程度を要するなど事業において人材が不足している他、近年では国庫補助も削減され財源確保にも課題がある。
- ・施設内における虐待や不適切なケアを防止していくためには、虐待予防の観点や虐待事案が発生した時の対応等習得することが必要である。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞ A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- ・「成年後見の利用手続き相談室」については、30年度に全区開設となった。受任前の後見人候補者についても、その意欲と獲得した知識を活用することができた。
 - ・市民後見人については、23年度に1名の受任があつて以来、着実に実績を伸ばしており、その活動内容も家庭裁判所から高い評価を受けている。累計で81件の選任を受け、30年度末時点では、40名が後見活動を行っている。
 - ・福祉サービス利用援助事業は社会福祉事業として唯一の公的な金銭管理サービスとして事業を実施してきた。30年度は新業務システムが稼動し、一定の効率向上を図ったが、ニーズは年々増加するにも関わらず、財源や体制などに課題があるため、今後の事業展開について検討する必要がある。
 - ・DV被害者からの相談について、よりきめ細やかで、被害者のニーズに沿った支援ができるように、相談体制を整えている。DVの予防啓発については、パープルリボンキャンペーンにおいて、大学生との連携やイオンでの啓発について店舗数を増やすなど取り組みを拡大し、また、オレンジリボンキャンペーンとのコラボをすることで一体的に啓発活動を行った。
 - ・こども家庭センターと各区の情報共有を強化するとともに、会議の構成員に弁護士や大学教授等、豊富な専門知識を持つスーパーバイザーを加えることで、更なる虐待防止体制の強化を図っている。また、こども家庭センターと兵庫県警の「児童虐待事案にかかる神戸市及び兵庫県警との連携に関する協定」改訂により、相互の連携・協力体制の強化を図った。
- オレンジリボンキャンペーンについては、28年度より新たな試みとしてオレンジリボンウォーク、ラ

ジオ等での広報活動を実施しており、効果的な啓発活動を行った。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・成年後見制度利用促進法の施行に伴い、国がまとめた利用促進計画において、市町村の役割として「地域連携ネットワーク」の構築により成年後見制度の利用を必要とする人のニーズを把握すると共に利用開始後の支援を進めていくことが求められている。成年後見制度と同様、金銭管理や申込手続を支援する福祉サービス利用援助事業についても、地域連携の中の権利擁護事業として一体的に議論し、必要な方へ早期に支援を届ける体制整備等について検討し利用しやすい制度となるよう努めていく。
- ・今後も引き続きDV被害者支援のための相談体制を充実させるよう努めていくと同時に、キャンペーン等を通じて、相談先の周知など、広報の充実に努める。また、これまで以上に各区・DVセンター・こども家庭センターの連携を深めた取り組みを進める。
- ・元年度よりこども家庭センターに児童福祉司を4名（別途区に5名配置 計9名増員）、児童心理司を2名増員し、児童虐待体制の強化を図り、速やかな対応や再発防止に努めている。さらに、法的な知見の強化を図るため、令和元年度中に、こども家庭センターに常勤の弁護士を配置する。

キ. 委員の意見

- 福祉サービスの充実に関する取り組みについて、以下のような成果の測定方法が考えられることから、今後検討されたい。第一に、市民福祉大学とスキルアップ・福祉仲間づくりの研修は、離職防止や人材の定着が目的であることから、研修の参加者の離職率と、それ以外の離職率を比較し、前者が低いかどうかを検証できる。第二に、介護職再就職支援講習会については、参加者のうち復職した人の割合を成果指標とする。第三に、福祉・子育て情報の発信については、各種イベントに参加される方々に、どのような媒体でイベントを知ったのかをアンケートで把握し、効果的な広報手段の検討材料とする。
- 児童福祉司の増員と区への配置は重要な進展で、全区展開が急務である。関連して（本評価での各項目には分類できない課題であるが）、児童家庭福祉分野も含めて、行政内での社会福祉専門職採用が圧倒的に不足しており、総合的な福祉推進のためには、この土台の人的資源部分の改善が極めて重要であると考えられる。

1-(2)-①

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P32

大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～

中項目：(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

小項目：② ユニバーサルデザインのまちづくり

所管課：人権推進課、障害福祉課、市長室国際課

ア. 個別目標

- ◇ユニバーサルデザインの考え方を将来の神戸を担う子どもや学生に広く啓発し、一人ひとりを大切に
する意識づくりを進める。
- ◇「神戸市バリアフリー基本構想」の推進をはじめ、ユニバーサルデザインの理念のもと、旅客施設・
建築物・道路・公園などのバリアフリー化により、誰もが暮らしやすいまちづくりを進める。
- ◇高齢者・子ども・障がいのある人・妊娠中の人などへの配慮の必要性や適正な支援方法について理解
を深めるため、研修等の実施により、心のバリアフリーを進める。
- ◇「障害者差別解消法」に基づき、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発事業、障がいを理由
とする差別に関する相談に的確に応じ紛争の防止・解決を図るための仕組みづくり、合理的な配慮が
適切に実施できるための環境整備などの取組みを進める。
- ◇外国人の日常生活などにおける多言語情報の提供の充実による情報提供の平準化、市民啓発によるマ
イノリティへの共感や共生への理解促進などを図る。
- ◇ダイバーシティ（多様性）を認め合う地域社会を目指す。

イ. 主な取組みの実施状況

①障害者差別解消法施行にかかる取組み

28 年 4 月の障害者差別解消法の施行にかかる下記の取組みを実施した。

- (1) 神戸市「障害者差別に関する相談窓口」における相談対応
- (2) 神戸市版リーフレットの更新・配布や、イベント等でのパネル展示などの広報啓発
- (3) 障害者差別解消法 研修講師派遣

30 年度は商工会議所や青年会議所を通して各会員への周知、事業者の研修における弁護士等の講師派
遣を行った。

- (4) 神戸市障害者差別解消支援地域協議会 開催
- (5) ヘルプマーク・ヘルプカードの導入

援助が必要な方のためのマークである、「ヘルプマーク」や、緊急連絡先などを記載し、困ったとき
に周囲に提示することで、自己の障がいなどへの理解や支援を求めるための「ヘルプカード」について、
市内統一版の普及を行なった。従来の区役所等だけでなく、私営地下鉄の駅など配布場所の拡大も実施
した。さらに、ヘルプマークをお持ちの方の援助や配慮を支援者側に求める内容を加えたポスターを作
成し、各区役所や市内の鉄道の各駅、小中学校などで掲示依頼を行なっているほか、各種イベントでチ
ラシを配布している

| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|-------|-------|---|
| 相談件数 | 107 件 | 109 件 | 70 件 |
| 配布数 | — | — | ヘルプマーク 8,518 個・ヘルプカード 9,809 枚 別途「障害者福祉のあらし」25,000 部に挟み込み配布 |

②心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発

多様な人の立場、場面での困ったことの理解を深めることを目的とした「心のバリアフリー講演会」
を開催。受講者は従来の公共交通事業者職員および市職員に加え、30 年度からは市民も対象とした。

こうべ市民福祉振興協会において、「UD 大学」、「夏休み親子 UD 教室」「出前授業」、「ユニバーサル
デザインフェア」等、市民組織「こうべ UD 広場」と連携しながら、UD の普及啓発イベントや、地域・
学校への UD 教育・啓発等、UD の意識づくり、しくみづくりの取組みを実施した。

③人権啓発事業

年齢、性別、文化、身体状況など、それぞれの人が持つさまざまな個性や違いを越えて、暮らしや
やすい社会となるよう人権啓発に取り組んでいる。市民を対象とした映画会（ハートフルシネマサロン、
親子映画大会）や講演会（市民のつどい）の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」（15,000 部）

の配布、研修用 DVD の貸出し等を行った。

| 参加者数 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|--------|---------|---------|-------|-------|-------|
| ハートフル | 900 人 | 674 人 | 679 人 | 460 人 | 476 人 |
| 親子映画 | 1,200 人 | 1,300 人 | 600 人 | 350 人 | 488 人 |
| 市民のつどい | 538 人 | 未実施 | 660 人 | 391 人 | 493 人 |

その他、マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することがないように市民啓発に努めた。

④在住外国人への支援

コミュニケーション上の課題を抱える外国人への支援として、神戸国際コミュニティセンターにおける外国人市民への生活相談や入国・在留及び行政手続きに関する専門相談及び区役所における電話による三者通訳を 7 か国語で、電話通訳では意思の疎通が図りにくい複雑な事例には同行通訳を 10 か国語で対応するとともに、NPO 等と連携して、日本語を学ぶ場の提供への支援に努めた。

さらに生活情報を多言語で提供している神戸国際コミュニティセンターのホームページ「神戸リビングガイド」へのやさしい日本語の導入などを進めた。

また、外国人患者の通訳派遣に係る経費を患者と医療機関で負担する医療通訳派遣システムを、24 年度より中央市民病院・西市民病院・西神戸医療センターにおいて、27 年度からは新たに市内 2 病院（神戸大学医学部附属病院、兵庫県立こども病院）県立尼崎総合医療センターでも実施している（H30 年度 881 件）。〔対応言語数（生活相談：7 か国語、三者通訳：7 か国語、同行通訳：10 か国語）〕

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|------------------|-----------|-----------|
| 神戸市バリアフリー基本構想の推進 | 1,282 千円 | 1,373 千円 |
| ユニバーサルデザインの推進 | 10,119 千円 | 10,085 千円 |
| 人権啓発事業 | 18,545 千円 | 15,509 千円 |
| 三者通話委託経費 | 639 千円 | 673 千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発については、様々な機会・手段で取り組んでいるが、息の長い取り組みが必要であるため、今後も引き続き普及啓発に取り組んでいく。
- ・人権啓発事業について、電子データになじみが薄い方々への広報手段を検討する必要がある。
- ・本年 4 月の新たな在留資格の創設など今後も在住外国人は増加する見込みであり、日本語学習支援や外国人を孤立させることのないよう日本人との交流等に取組む。
- ・マイノリティの方々への偏見や差別がまだ解消されていないことから、引き続き市民啓発に取り組んでいくことが必要である。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- ・「障害者差別に関する相談窓口」では、相談者からの話を単に聞くだけでなく、必要に応じて、相手方への状況確認や、法の説明を行い、可能な代替案の提供がないか等、建設的な対話が行えるよう努めるほか、他により適切な専門機関がある場合はつなぐなど、はしわたしの役割を果たし、30 年度に受けた相談案件は 1 件を除き全て終結している。
- ・他機関とのネットワークの構築により、相談窓口を相談者の一次的な受け皿として機能させるべく、神戸市障害者差別解消支援地域協議会の第二回目を開催できた。
- ・公共交通事業者職員および市職員を対象とした研修や、同協会を支援して様々なイベント等を実施し、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を普及・推進できている。
- ・人権啓発行事参加者数は以前ほど多くないものの減少傾向はおさまったように思われる。
人権啓発冊子「あすへの飛翔」の内容およびイラストをより現代的なものへと改訂し、課題の整理を行った。
人権イベント時、来場者に対して、性的少数者や外国人の人権問題を取り上げた小冊子やクリアファイル等を配布することによって、人権課題があることを市民に周知することが出来た。

- ・在住外国人への支援については、多言語対応の充実として生活相談・三者通訳・同行通訳の対応言語数の拡大や、生活情報を多言語で提供している神戸国際コミュニティセンターのホームページ「神戸リビングガイド」へのやさしい日本語の導入などを進めているが、時代のニーズに合わせた対応を行っていく必要がある。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・障がいのある人もない人も、共に生きる社会「共生社会」を目指して、障がいや障がい者の方への理解に向けた普及啓発活動を継続して行っていく。
- ・心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を普及・推進するため、今後も、これまでの取組みを充実させながら、引き続き取り組んでいく。
- ・人権イベントについては、新たな広報手段や対象者の開拓などを試みて、来場者増へ取り組んでいく。また来場者数に応じた会場の選定に取り組んでいく。あすへの飛翔の構成や内容、イラストの見直しに取り組んでいく。
- ・マイノリティへの支援として、これまでの事業を継続するとともに、第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画及び28年3月に策定した神戸市国際交流推進大綱に沿って、マイノリティと称される市民への偏見や差別をなくし、共感や共生への理解を促進することで、今後も支援を行っていく。また、マイノリティの方の人権に焦点を当てた啓発の実施も検討する。
- ・在住外国人にとって住みやすいまちづくりを実現させるため、以下の課題に対応していく。
 - ①在住外国人や外国人コミュニティ等に対し、必要な情報をいかにわかりやすく、効果的に伝えるか（情報発信の充実）
 - ②あらゆる言語に対応するには限界がある中で、いかに日本人と外国人とのコミュニケーションをとるか（コミュニケーション・多言語への対応）
 - ③特定の外国人だけで集まったり孤立したりしないよう、いかに日本人と外国人の交流の機会を作っていけるか（日本人と外国人の相互理解）

1-(2)-②

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P33

大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～

中項目：(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

小項目：③ 地域での居住の安定確保への支援

所管課：建築住宅局住宅政策課

ア. 個別目標

◇誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、特性に応じた住まいの確保、ニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援等に取り組む。

◇郊外の市営住宅団地の再編などにあわせ、若年子育て用住宅を追加するなど、住宅セーフティネットの核としての市営住宅の機能充実に向けた取組みを進める。さらに、民間賃貸住宅を住宅セーフティネットとして活用するための取組みもあわせて進める。

◇住まいに関する情報を届けるネットワークづくりを進めるため、すまいるネットと地域住民組織・福祉サービスの専門機関・NPO等との連携による取組みを推進し、情報を入手しづらい市民への情報提供等に取り組む。

イ. 主な取組みの実施状況

誰もが安全・安心に住まうことができるよう、下記の事業に取り組んだ。

① 「バリアフリー住宅改修補助事業」

高齢者等が現在のすまいに安全で安心して住み続けられるよう、住宅のバリアフリー化を進めている。要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者がいる世帯の住宅内（専有部分）のバリアフリー改修工事（手すり設置や段差解消など）への補助を行った。（累計補助実績 662 件）

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施状況 | 77 件 | 156 件 | 144 件 | 163 件 | 122 件 |

※「バリアフリー住宅改修補助事業」実績件数

②神戸すまいるのあんしん入居制度

神戸市すまいとまの安心支援センター（すまいるネット）と関係団体を構成員とする神戸市居住支援協議会（23 年度設立）において、高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るための「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」（現：神戸すまいるのあんしん入居制度）の検討を行い、26 年 10 月より神戸すまいまちづくり公社で運用を開始した。29 年度より制度利用対象を賃貸だけでなく持ち家にも拡大し、「安否確認」や「家財の片付け」などの居住支援サービスを公社が選定した民間事業者が有償で提供している。制度拡充を検討するにあたり、不動産事業者や家賃債務保証業者、民間賃貸住宅所有者へのアンケート調査を実施し、住宅確保要配慮者の受け入れに対する意向や居住支援サービスのニーズ把握に努めた。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施状況 | 1 件 | 4 件 | 29 件 | 47 件 | 45 件 |

※「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」実績件数

③親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業

高齢期や子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援するため、離れて暮らす子世帯と親世帯が近居・同居する際の引越しに伴う費用を助成する「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」を実施した。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施状況 | 90 件 | 75 件 | 110 件 | 99 件 | 90 件 |

※「親・子世帯の近居・同居住み替え助成」実績件数

④サービス付き高齢者向け住宅（以下：サ高住）のあり方検討

高齢者の居住の安定確保に向けて、第 7 期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画との連携・整合により相互補完を図り、引き続き総合的に施策に取り組んでいくため、第 2 期神戸市高齢者居住安定確保計画（2018-2023）を策定し、28 年度にとりまとめた「サ高住の良好な整備・運営に向けた方策のあり方について」を基に、良好なサービス付き高齢者向け住宅への誘導方針をとりまとめた。

（参考：誘導方針）

・方針 1：「住宅」としての質を確保するため、できる限り専用部分の面積を確保すると共に、専用部

分への台所の設置を誘導する。

- ・方針2：共同利用部分の台所の利用しやすさを向上させるため、入居者の使用状況や生活支援サービスの有無等に応じた規模や数を誘導する。
- ・方針3：入居者以外も利用できる地域交流のためのスペースは、住宅が地域に認知され、相互交流を促すきっかけにもなりうることから、共同利用部分での設置を誘導する。
- ・方針4：安全な住まい・住環境を推進するため、既存改修の住宅登録の場合においても新築と同様にエレベーターの設置や耐震性の確保を求める。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | 447戸 | 351戸 | 353戸 | 282戸 | 333戸 |

※サービス付き高齢者向け住宅の登録件数

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|---------------------|----------|----------|
| バリアフリー住宅改修補助事業 | 16,440千円 | 9,927千円 |
| 重層的住宅セーフティネット構築支援事業 | 9,955千円 | 9,947千円 |
| 親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業 | 18,550千円 | 10,937千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・神戸すまいのあんしん入居制度については、相談体制の強化検討が必要。
- ・親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業については、より効果的な情報発信のために、他機関との連携が必要。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞ A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある
C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 A】

- ・居住の安定確保への支援として、「バリアフリー住宅改修補助事業」を創設したが、30年度については、29年度と比べ2割弱減っており、更なる周知を図る必要がある。
- ・神戸すまいのあんしん入居制度について、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会等への普及啓発の結果、昨年度と同様の利用実績に繋がった。ただし、当初の目的である住宅確保要配慮者の円滑な賃貸住宅への入居促進に繋がるような直接的サービスの利用が少なく、制度改善が必要である。
- ・「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」について、アンケート調査等で意見がみられた市外への広報についても充実させ、市外からの転入実績をあげることができた。
- ・良好なサ高住への誘導方針を定めることで、ニーズに合った多様な住宅の供給の促進や、住まい・住環境の質の向上および地域コミュニティとの連携強化に資することができ、目標達成に繋がるものと考えられる。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・居住の安定確保への支援については、「バリアフリー住宅改修補助事業」に関して、令和元年度もすまいるネットと連携し、事業の利用・周知に引き続き取り組む。
- ・「神戸すまいのあんしん入居制度」について、引き続き普及啓発に取り組むとともに、社会福祉法人、あんしんすこやかセンター、ケアマネージャー等との連携強化に努めていくとともに、サービスの課題等を踏まえたうえで、制度全体の改善検討を進めていく。
- ・「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」について、より効果的な広報のため、引き続き市外への広報や不動産事業者に対するの広報についても充実させていく。
- ・元年度より、子育て支援家賃補助制度・子育て支援リノベーション住宅取得補助制度が開始となる。
- ・サ高住については、継続した状況把握が必要であるため、立入検査や定期報告により、基準への適合や提供サービスの維持、運営の実態について確認していくとともに、誘導方針に基づいた独自基準の改正を行い、良好なサ高住への誘導に取り組んでいく。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| 計画 P34 | | | | | | |
|--|-----------|-----------|---------|---------------|-----------|-----------|
| 大項目：1. 市民が安全に安心してさせるための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～ | | | | | | |
| 中項目：(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保 | | | | | | |
| 小項目：④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開 | | | | | | |
| 所管課：政策課 | | | | | | |
| ア. 個別目標 | | | | | | |
| ◇地域の資源・拠点を多機能に展開でき、市民の利便性が向上する、共生ケアの取組みが進むよう支援策を検討していく。 ◇取組みにあたっては地域住民、事業者、教育機関等と連携して進めていく。 | | | | | | |
| イ. 主な取組みの実施状況 | | | | | | |
| ①共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開 「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（H28.3）」や「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（H29.6）」など、国においても、一つの拠点等において、高齢者、障がい者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を推進する動きが見られる。 | | | | | | |
| ② 「しあわせの村」での取り組み 市民福祉の理念実践の場として整備された「しあわせの村」は、子どもから高齢者・障がいのある方など幅広い市民が集う場である。29年度は村内に企業主導型保育所が開設されるとともに、国が「障害児者の地域生活推進のための多機能拠点構想」として示しているモデルとなるような、新たなショートステイや相談支援事業所を併設するグループホームの建設が進められた。30年度は、しあわせの村における子育て世帯を対象とした駐車料金の減免を実施し、子育て世帯を呼び込むことで、多世代交流を促進した。 | | | | | | |
| ウ. 関連する事業費 | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>H30 予算額</th> <th>H30 決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しあわせの村子育て支援対策</td> <td align="center">15,640 千円</td> <td align="center">38,499 千円</td> </tr> </tbody> </table> | 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | しあわせの村子育て支援対策 | 15,640 千円 | 38,499 千円 |
| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | | | | |
| しあわせの村子育て支援対策 | 15,640 千円 | 38,499 千円 | | | | |
| エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に） | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等が同じ施設に集うことは、職員により多くの知識や経験が求められるなど、事業所側にインセンティブが働きにくい。 ・子育て世帯の更なる支援促進を図るため、子育て世帯のニーズを意識し、本取組と連携した事業を実施していくことが必要。 | | | | | | |
| オ. 評価＜所管部局による自己評価＞ | | | | | | |
| A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である | | | | | | |
| 【総合評価 B】 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業者説明会等において、高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けやすくなる「共生型サービス」の創設について周知を図った。 ・市内には共生型ケアに意欲的な法人や共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の事例はあるものの、更に広げていくための趣旨・理念等の発信ができていない。 | | | | | | |
| カ. 今後の方向性・新たな取組み | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「共生型サービス」が創設されたことを契機に、より多くの市民・事業所等に関心を持ってもらえるよう、共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の趣旨について周知の機会を広げていく。 ・引き続き「しあわせの村」では子育て支援・障がい分野・高齢分野の福祉課題に対応するため、施設などのハード面・事業や人材育成などソフト面の両面から整備するとともに、さらにプロジェクトの連携によって共生ケアのモデルとなることを目指す。 | | | | | | |

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P35

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～

中項目：(1) 市民が参画できる仕組みづくり

小項目：① 市民が参画しやすい環境整備

所管課：市民参画推進局市民協働課

ア. 個別目標

- ◇市民一人ひとりの福祉に対する意識や地域福祉活動への参加・参画に対する意欲を高めるため、あらゆる機会においてその意義や必要性を伝え、当事者自身の参画や協働を促進させていく。
- ◇地域の実情や課題の共有を促進するため、地域に関するデータを分かりやすく提供していくとともに、専門家の派遣などによる、地域の合意形成に対する支援を行い、市民・行政をはじめとした多様な主体による協議の場への参画につなげていく。

イ. 主な取組みの実施状況

①地域コミュニティ施策の推進

地域課題の多様化・複雑化、地域団体の役員高齢化など様々な課題を背景に、28年3月に「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」を策定し、総合的・自律的な地域コミュニティを実現するため、5つの行動指針（①地域特性尊重の原則②縦割り行政の弊害をなくして地域の負担を減らす③区役所の体制充実、支援者間やNPO等との連携強化④地域課題の共有と合意形成への支援⑤地域活動の担い手育成への支援）を定め、29年度は、地域の負担を減らす観点から、提出書類の簡素化を行い、また現行のふれあいのまちづくり助成金として一括申請できる助成金に、30年度より「市民花壇制度」「市民公園制度」「まちの美緑花ボランティア」を追加した。

また、まちづくりに関する専門知識・経験を有する「地域コミュニティ支援アドバイザー」を活用して、区ごとに実施している「地域コミュニティ支援者会議」では、まちづくりや地域福祉、防災面等で地域を支援している各関係部署が連携して地域課題を共有し議論しながら、課題解決に向けて効果的な支援策を検討する場として設けている。自治会が不存在の地域であっても生活上の課題が生じないように他の地域団体が活動をしている例が多いことを確認した。

【ふれあいのまちづくり助成】

30年度に一括申請を選択した協議会数（30年度申請時点）>

- ・防災福祉コミュニティ 85 協議会（前年度比 +9 協議会）
- ・エコタウン 55 協議会（前年度比 +6 協議会）
- ・市民花壇制度 10 協議会（30年度より選択可能）
- ・まちの美緑花ボランティア 2 協議会（30年度より選択可能）

※市民公園制度を選択した協議会はなし

②地域の基礎データの提供

地域ごとに、人口、世帯数、高齢化率など統計データをまとめた「統計版」と、避難施設、医療・福祉施設、子育て関連施設などを地図に掲載した「マップ版」で構成されており、PDF ファイルで公開。統計版は CSV ファイルでも公開。

さらに、地域ごとのデータに加え、区ごとに、人口、世帯数、高齢化率など統計データをまとめた「統計版」とデータの活用例を作成し、HPに掲載した。

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|--------------------|----------|----------|
| 地域コミュニティ支援アドバイザー業務 | 5,850 千円 | 5,776 千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・さらに一括申請できる補助金の検討が必要。
- ・具体的な交付金制度構築の検討が必要。
- ・区役所をはじめとする関係部局との課題認識の共有が必要。
- ・「地域の基礎データ」を市民が地域課題の解決により一層利用できるよう充実を図るため、関係部署との協議、検討が必要。

オ. 評価<所管部局による自己評価>

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- ・30年度より現行の「防災福祉コミュニティ」「エコタウン」の補助金に加え、「市民花壇制度」「市民公園制度」「まち美緑花ボランティア」を追加したが、今後も段階的に一括申請できる補助金の拡充が必要である。
- ・また、区役所職員の地域コミュニティ支援方策についての先進事例を含めた知識の向上や、地域の地域課題の解決方法を考え、実施・検証していくようなスキルの向上が必要である。
- ・「地域の基礎データ（統計版・マップ版）」を作成し、公開したがそれぞれの地域において活用していただくために周知を図る必要がある。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・「ふれあいのまちづくり助成金」として一括申請できる補助金の検討や、新たな交付金制度の構築等を順次進め、協議会に制度の活用を促すことを通じて「ふれあいのまちづくり協議会」の総合性・自立性を醸成し、「総合的・自立的な地域コミュニティ」の形成につなげていく。
- ・30年度までは全区一律に「アドバイザー」を派遣していたが、元年度については、派遣を必要とする区の要請に応じ、「地域コミュニティ支援アドバイザー」を派遣し、支援を実施していく。
- ・地域に一番身近で、地域課題に関わっている区役所が効果的に活動できるように、引き続き市民参画推進局として必要なサポートを行っていく。
- ・地域の基礎データと活用事例の周知を図っていく。

キ. 委員の意見

- ふれあいのまちづくり助成について、地域団体への補助金の助成が事業の目的ではなく、事業の成果に対して補助金を助成しているという原則を確認すべき。そのため、地域団体の活動にどのような成果を期待するのかを明確化し、その成果を行政がモニタリングして評価できる仕組みを構築することが重要である。
- 「アドバイザー派遣制度」について、アドバイザーが派遣されようがされまいが、とにかく地域の中で自主的、自発的にそういった勉強をしながら、話し合える環境づくりがとても大事である。
- 「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」が策定されたが、地域によってそれぞれの実情が違うので、一様に議論できないと感じる。
行政側は働き方改革を実践しているが、地域住民にとっては「これはふれまちで…」と業務が増加複雑化している。後継者不足等の課題を抱え、疲弊がみられる。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P36

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～

中項目：(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策

小項目：① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり

所管課：介護保険課・健康政策課・高齢福祉課・政策課

ア. 個別目標

- ◇高齢者が見守りなどの地域活動に参加し、社会的役割を持つことは健康寿命の延伸にもつながることを認識してもらうため、あらゆる機会を利用し、理解を深める働きかけを行う。
- ◇「健康こうべ21 市民推進員制度」を設けるなど、地域で健康づくりの輪を広げる活動を支援する。
- ◇高齢者が能力と意欲を発揮し、地域福祉の重要な担い手となるような活動・活躍の場を創出し、担い手と活動をマッチングする仕組みをつくっていきます。
- ◇セカンドキャリアの形成・推進として、シルバーカレッジを始めとした多様な研修の場、活動の場を充実させ、福祉活動のリーダーの育成、活動者の専門性の向上を図る。

イ. 主な取組みの実施状況

①介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防

65 歳以上を対象として、一般介護予防事業を開始することとし、地域での介護予防を推進していく。具体的には、専門職を派遣するなどの介護予防メニューを実施する「地域拠点型」や、高齢者の閉じこもり防止、活躍・生きがいづくりの場を身近な地域に設置することを目的とした「居場所づくり型」等を展開し、健康寿命延伸に寄与していく。

| | 29 年度 | 30 年度 |
|---------|-------|-------|
| 居場所づくり型 | 28 団体 | 55 団体 |

※補助金交付団体数

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|----------------|--------|--------|--------|----------------|--------|
| 介護予防・閉じこもり防止デイ | 146 か所 | 147 か所 | 147 か所 | — (28 年度終了) | — |
| 地域拠点型 | — | — | — | 119 か所 | 112 か所 |

②シルバーカレッジ

シルバーカレッジは、「再び学んで他のために」という建学精神のもと、満 57 歳以上の市内在住者を対象に、高齢者とその豊富な経験や知識・技能をさらに高め、その成果を社会に還元するための学習の場を提供している。30 年度からは再入学制度を導入することで、入学者への間口を広げた。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施状況 | 395 人 | 404 人 | 419 人 | 323 人 | 401 人 |

※シルバーカレッジ入学者数

③老人クラブ

老人クラブは、子育て支援活動や地域における見守り活動等の地域福祉活動を実施しており、その活動に要する経費を補助している。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 活動団体 | 487 | 496 | 489 | 470 | 452 |

※老人クラブ団体数

④市民推進員制度

市民推進員だよりを年 2 回（11 月、3 月頃）郵送で市民推進員に配布し、健康に関する情報を提供している。また、区を通じて市民推進員の活動支援を行っている。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市民推進員数 | 414 | 419 | 424 | 422 | 404 |

⑤健康創造都市 K O B E の推進

WHO 神戸センターや医療産業都市との連携の成果を踏まえながら、誰もが健康になれるまち「健康創

造都市 KOBE」をめざし、29 年 7 月に「健康創造都市推進 KOBE 推進会議」を設立。

健康創造都市推進 KOBE 推進会議総会を 1 回、幹事会を 3 回開催し、健康ポイント制度のあり方、健康格差対策にかかる調査、企業の健康経営等を議論。

健康経営に関する専門部会である、健康創造都市推進 KOBE 推進会議健康経営部会を 3 回、コンテンツ部会を 3 回開催

市民が自分自身の健康データを経年的に管理し、ICT を活用した健康アドバイスを受けることが出来る市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」を理化学研究所を中心としたリサーチコンプレックス事業と連携して開発。

「MY CONDITION KOBE」の登録者を対象に、運動（主にウォーキング）や健康イベントの参加等の健康行動に対しポイントを付与し、貯めたポイントを特典と交換できる健康ポイント制度を市民 PHR システムに実装。

市民 PHR システムの中の実装する保健指導プログラムを開発することを目的に、ICT 保健指導にかかる WG を 6 回開催。

20 歳以上 65 歳未満の市民 2 万人を対象に、「市民の健康とくらしに関するアンケート調査」を実施し、健康課題の分析を行った。

企業の健康経営を推進するため、「こうべ健康経営会議 2019」を開催し、政策紹介、基調講演、先進事例を紹介。

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算 | H30 決算 |
|-----------------|------------|------------|
| 居場所づくり型一般介護予防事業 | 4,500 千円 | 2,239 千円 |
| 地域拠点型一般介護予防事業 | 232,483 千円 | 170,381 千円 |
| シルバーカレッジ運営 | 159,330 千円 | 158,470 千円 |
| 老人クラブ | 107,629 千円 | 103,130 千円 |
| 健康創造都市地域活動支援 | 231 千円 | 203 千円 |
| 健康創造都市 KOBE の推進 | 5,000 千円 | 4,213 千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の「居場所づくり型」について、区によって申請数にばらつきがある。
- ・「地域拠点型」については、小学校区に 1 箇所の設置を目指しているが、実施していない空白地域が存在する。また、校区範囲が広い地域での、移手段の確保が課題として挙がっている。
- ・シルバーカレッジについては、地域の担い手のさらなる養成に向けて、地域との“つなぎ”機能の充実や、大学の公開講座と連携した新たな学習機会の提供等に取り組む必要がある。また、既存の学習カリキュラムについて、大学運営のノウハウを取り入れた継続的な見直し・改善を行う等、経営変革を図る必要がある。
- ・老人クラブ自体の問題として、老人クラブの会員数の減少、高齢化がある。
- ・市民推進員制度は、404 人の登録があるが、他の制度との連携等役割分担が明確化されていない。
- ・「健康創造都市 KOBE」を目指し、市民に対する広報をどのようにしていくか、検討が必要。
- ・市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」の加入者をどのように増やすか検討が必要。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- ・「居場所づくり型」について、新規事業で周知が不足していたため申請数が伸びなかったと考えられる。
- ・「地域拠点型」について、29 年度の制度改正によって、事業者の撤退が相次ぎ、実施箇所数が減少した。また、参加者数の伸び悩みや運営側の高齢化によって、継続を断念する事業者も微増している。
- ・シルバーカレッジの在学生・卒業生による地域での社会貢献活動が活発に行われており、学んだ内容の社会還元が一定行われている。一方、地域福祉の担い手養成は喫緊の課題であり、地域活動との“つなぎ”機能のさらなる充実が必要である。
- ・老人クラブの研修事業やスポーツ事業、友愛奉仕活動、福祉事業、文化事業、老人クラブ強化育成事業等に対し補助金を交付し、高齢者の健康寿命の延伸等に寄与している。

- ・市民推進員制度について、健康情報の提供等はできたが、今後の活動の方向性や他制度との役割分担について十分に検討できていない。
- ・健康創造都市 KOBE 推進会議での議論を踏まえ、健康創造都市 KOBE を目指して「市民の健康と暮らしに関するアンケート調査」を実施し、健康課題の分析を行った。また、市民 PHR「MY CONDITION KOBE」の運用を開始し、具体的な取組みが進んでいる。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・「居場所づくり型」について、各区社会福祉協議会等との連携により、周知を進める。
- ・「地域拠点型」について、実施地域や参加者数の拡大を図るために、広報・啓発活動を行い、市内 165 箇所（小学校区に 1 箇所）の設置を目指す。また、参加者のモチベーションの向上を目的に「体力測定」を行い、数値や結果を通じて、健康寿命延伸を図る。
- ・高齢者が行う地域の担い手活動に対してポイントを付与することで、高齢者のつどいの場やフレイル予防の取組の担い手を確保する。
- ・シルバーカレッジについて、カリキュラムの見直しを進めるとともに、従来から多様な社会貢献活動を実施しているものの、対外的な発信が不十分であったため、活動内容を具体的な数値も含めて積極的に発信することを検討していく。
- ・老人クラブについて、減少傾向にある会員数を確保することを当面の課題とし、後継者不足により小規模となったクラブが続けて活動できるよう新たな補助を設けた。
- ・市民推進員日より、セミナーについては継続し、支援を継続する。現在ある他制度との住み分け・連携等、市民推進員の活動や役割を明確化し、運用については、健康アプリ「MY CONDITION KOBE」内で実施する。
- ・誰もが健康になることをテーマにしたまちづくりを推進するため、WHO 神戸センターや医療産業都市との連携の成果を活かして、神戸らしい健康づくりの在り方を提唱し、市民と産官学の協働により、健康創造都市 KOBE の実現に向けて取り組んでいく。具体的には、以下の取組を行う。
 - ①健康創造都市 KOBE 推進会議総会を年 1 回、幹事会を年 3 回程度開催し、必要に応じて健康経営部会等の専門部会を開催することで市民の健康づくりに対する議論を深めていく。
 - ②市民の健康情報を集約・可視化した市民 PHR「MY CONDITION KOBE」を利用し、個人の暮らしに合わせた健康への働きかけを行う。

キ. 委員の意見

○目的が健康寿命の延伸であるならば、健康寿命を成果指標とする必要がある。また、シルバーカレッジなど研修については、セカンドキャリアの形成を成果指標とするべきではないか。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P37

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～

中項目：(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策

小項目：② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり

所管課：くらし支援課・市民参画推進局市民協働課・教育委員会

ア. 個別目標

◇若者や、働く世代の様々な活動を契機とし、地域福祉活動への参加に切れ目なくつながるよう、開かれた地域づくりを支援していく。

◇そのため、身近なくらしの課題について分かりやすく提供するなど、地域の課題を「見える化」する取組みを進めていく。

◇小学生や中学生・高校生など次世代を対象とした地域とのつながりの大切さへの理解など福祉学習の推進に取り組む。

◇市内の企業や大学等の組織に対し、活動時間が限られる勤労者や学生が地域福祉活動に参加しやすくなるための取組みへの理解と協力を働きかけていく。

イ. 主な取組みの実施状況

①中・高生の福祉体験学習（ワークキャンプ）

中・高生を対象に、福祉施設での体験を通して福祉に対する関心・理解を深め、次世代を担う青少年の地域福祉活動への参加を促進するとともに、福祉を担う人材育成につながるよう、教育委員会及び市内福祉施設との連携により中・高生の福祉体験学習（ワークキャンプ）を実施している。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施状況 | 1,692 人 | 1,970 人 | 1,553 人 | 1,660 人 | 1,723 人 |

※ワークキャンプ参加者数

②若い世代の担い手の発掘・育成（神戸ソーシャルブリッジ）

若い世代をはじめとして、地域活動の担い手を育成・発掘するため、地域コミュニティ基礎講座・こうべまちづくり学校・ふたば縁塾など学習の場を提供する他、社会貢献の一環として、30 年度からは社会貢献活動を希望する人材が自身のスキルを活かして地域社会課題に取り組む NPO や地域団体の運営上の課題解決を目指す「神戸ソーシャルブリッジ」を実施している。

| | 30 年度開始 |
|--------------|------------|
| 1week トライアル | 11 団体 48 名 |
| ステップアップチャレンジ | 6 団体 31 名 |

※神戸ソーシャルブリッジ 実施状況

③学校における取り組み

学校教育では、小学校 6 年間で、「地域の人々の仕事や学校における自分たちの役割等から学ぶ時期」と捉え、低学年では街の探検や家庭・身近な人の仕事調べなど、身の回りの仕事や環境への関心や意欲の向上をねらい、中高学年ではまちの施設や仕事調べ、校区の工場・商店や農家を訪ね自分たちの暮らしとの関わりを学ぶ取り組みを行っている。

また、中学校では、「自分の将来を見つめた職場体験から学ぶ時期」と捉え、将来を見つめる前段階として、自分の夢や希望を実現させるために、社会人を学校に招き職業人の話を聞く場を設けることや職業調べ、トライやる・ウィーク、出前授業等の職場・職業体験を実施している。

＜30 年度＞

トライやる・ウィーク活動状況（中学 2 年生で実施）
参加生徒数 延べ 13,822 人

【参考】トライやる・ウィーク
参加生徒数による比率

| | |
|-------------|--------|
| 職業体験活動 | 83.4% |
| ボランティア・福祉活動 | 10.2% |
| 文化・芸術創作体験活動 | 1.6% |
| 農林水産体験活動 | 1.2% |
| その他 | 3.6% |
| 計 | 100.0% |

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|----------------|-----------|-----------|
| ワークキャンプ | 5,889 千円 | 5,889 千円 |
| 神戸ソーシャルブリッジ | 18,869 千円 | 14,399 千円 |
| トライ・やるウィーク推進事業 | 69,000 千円 | 59,762 千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・ワークキャンプについて、少子化の中、受入施設の増にむけた新規施設への協力依頼など、生徒にとってより参加しやすく教育効果の高い改善が必要である。
- ・トライ・やるウィーク推進事業について該当学年の教員の負担の軽減について課題がある。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 A】

- ・参加者は、ワークキャンプに参加することにより、人と触れ合う楽しさと充実感を感じたり、自分を成長させる経験という認識が強くなったという声が多く聞かれており、福祉人材の確保という点からも一定の成果をあげられていると考えられる。
- ・学校における校外活動や外部講師など、地域の協力や各種団体等との連携等を通じて、子供たちが様々な体験をしながら成長し、将来のことを考えるきっかけとなっている。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・30年度は台風の影響で中止となったが、29年度から、ワークキャンプや5日間コースに参加した生徒が、さらにそれぞれの体験を共有しあう「ふりかえりワークショップ事業」を実施している。5日間コース・ふりかえりワークショップ事業の内容を一層充実させ、福祉についての関心を高める事業を引き続き展開する。
- ・地域コミュニティ基礎講座・こうべまちづくり学校・ふたば緑塾など学習の場の提供についてはH30から実施内容を見直しており、さらに充実させていく。
- ・神戸ソーシャルブリッジについてはNPOや地域団体等計11団体について支援を実施した。更に様々な団体へ展開できるようプロジェクト内容の再検討と地域団体に特化したプロジェクトについても実施していく予定である。
- ・学校における取組みについては、引き続き、子供たちが様々な体験をしながら成長していけるよう、教育環境の充実を図っていく。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| |
|--|
| 計画 P38 |
| 大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～ |
| 中項目：(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策 |
| 小項目：③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進 |
| 所管課：くらし支援課 |
| ア. 個別目標 |
| ◇社会福祉施設等が、施設等の分野を超えた地域の身近な相談場所となるよう、地域の社会福祉施設等と協働した取組みの推進について検討していく。 ◇今後も、社会福祉施設等は、施設ごとの強みを生かし、インフォーマルサービスを充実させていくことが期待されており、行政も地域団体、NPO等とも連携し、制度の狭間への対応といった様々な地域福祉課題に取り組んでいく。 |
| イ. 主な取組みの実施状況 |
| ①各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット） 社会福祉法の改正に伴って社会福祉法人に「地域における広域的な取り組み」を行う責務が明確化されたことを踏まえ、各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う「各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」の設置が進められている。 設置に当っては、区を単位としており、各区社会福祉協議会がそのけん引役となりながら、制度の狭間の課題や子どもの貧困などの地域の課題に対して、「地域づくり」「支え合い活動」の地域基盤づくりとなっている。29年度中に全ての区において設置された。 各区の特性に応じ、相談窓口の設置や居場所運営、生活改善事業（ゴミ屋敷）、法人と地域との連携などをおこなった。 |
| ウ. 関連する事業費 |
| |
| エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に） |
| ・複雑化、多様化する時代で、新たなニーズに沿った事業展開を図ることが課題である。 |
| オ. 評価＜所管部局による自己評価＞ A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である |
| 【総合評価 B】 ・生計困難者生活相談、子育て支援、ボランティアの育成、地域の総合相談、地域交流事業の実施などを行った。 ・一方、エに挙げた課題が残っている。 |
| カ. 今後の方向性・新たな取組み |
| ・社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）については、協議会が具体的な取り組みを進めるうえで、例えば生活困窮者等の社会的に孤立しがちな方々の早期発見や、身近な地域での支援・居場所の提供などについて連携していく。 |
| キ. 委員の意見 |
| ○ほっとかへんネットの総会などでは「ゴミ屋敷」と言うことばはつかっていない。なぜかという、その方のいろいろな今まで生活してきた思いが詰まっているものが捨てられなくて、ゴミのようになっているということで、「ゴミ屋敷」というのは余り好きじゃないかなと思い、「もの屋敷と言ってくれ」と言っているが、一般的には「ゴミ屋敷」というような表現をしている。 |

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P39

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～

中項目：(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策

小項目：④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開

所管課：介護保険課・国保年金医療課・企画調整局産学連携ラボ

ア. 個別目標

- ◇地域の課題を企業のCSRやCSVと結びつけることができるよう、企業と協働で取り組むべき課題を把握し、必要な活動につなげるとともに、事業化が必要な場合はともに研究、検討を行っていく。
- ◇NPOと企業のさらなる協働を進める取組みを検討していく。
- ◇企業の社員研修等を通じ、地域福祉の意識の醸成やセーフティネットを支える市民意識の醸成を図ります。
- ◇企業の従業員が働いている時期の健康管理はもちろん、退職後も視野に入れた健康づくりの環境を企業や行政が整備していけるよう、地域保健と職域保健の連携を強化し健康経営の考え方の浸透を進めます。

イ. 主な取組みの実施状況

阪神淡路大震災を契機に、市内のNPOや企業による制度外サービスや社会貢献活動が広がっている。例えば有償ボランティア活動や、地域見守り活動への協力、有償移送サービスや障がいのある方の作品を企業が売る等その形は様々である。

①介護予防カフェの展開

ネスレ日本株式会社と神戸市が介護予防に関する連携協定を締結。「こうべ元気！いきいき！！プロジェクト」の一つとして実施するもの。地域住民が主体となり、高齢者が集まる場や機会にネスレ日本よりコーヒーマシンを無償で提供していただき、介護予防に関する健康情報などを得ることができる集いの場の立上げのための一つのツールとして実施。高齢者の閉じこもり防止、活躍・生きがいがづくりの場が広く展開し、健康寿命延伸に寄与していく。(立ち上げ支援実績数 76 か所※元年5月末時点)

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施状況 | 39 か所 | 57 か所 | 59 か所 | 53 か所 | 56 か所 |

※ 稼動しているカフェの数

②ソーシャル・インパクト・ボンドの導入

29 年 7 月に、神戸市、(一財)社会的投資推進財団、(株)DPP ヘルスパートナーズ、(株)三井住友銀行および(株)SMBC 信託銀行の 5 機関で、日本で初となる本格的な「ソーシャル・インパクト・ボンド」を導入することに合意し、29 年 8 月～30 年 3 月に 105 名に対して、保健指導業務を行なった。

(注) SIB：民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果(社会的コストの効率化部分)を支払の原資とするもの。SIB には①社会的課題の効果的解決行政コスト・リスクの節減及び事業効果の見える化を実現(行政)②民間委託の拡大と資金調達の円滑化による事業機会、成長機会を増大(サービス提供者)③民間事業者の質の高いサービスを享受(サービス対象者)④社会的課題解決への貢献経済的なリターンを獲得(民間資金提供者)といったメリットがある。

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|----------------|-----------|-----------|
| 介護予防サロン推進事業 | 617 千円 | 71 千円 |
| 糖尿病性腎症等重症化予防事業 | 15,722 千円 | 15,722 千円 |

エ. 課題(現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に)

- ・介護予防カフェについては、区により実施箇所数にばらつきがある。また、新規カフェ立ち上げ件数が増えない為、立ち上げを支援する仕組みが必要。さらに、継続・安定して実施が可能となるような支援が必要。
- ・ソーシャル・インパクト・ボンドについて、今年度末までの特定健診結果を用いて、最終の評価指標である腎機能低下抑制率を評価する。その結果をもとに課題等を把握予定。

オ. 評価<所管部局による自己評価>

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 A】

- ・介護予防カフェの交流会を実施しカフェスタッフのモチベーションの維持向上につながった。民間企業と連携・協働しながら、地域課題の解決に向けた取り組みを行っている。
- ・ソーシャル・インパクト・ボンドの30年5月の中間成果評価では、プログラム修了率100%、生活習慣改善率95%と結果としては良好であり、順調に進んでいる。

カ. 今後の方向性・新たな取り組み

- ・「こうべ 元気!いきいき!!プロジェクト」の拡充として、更なる民間企業や市内大学との連携による介護予防の展開を目指す。介護予防カフェの展開：市内カフェ100か所を目指す。元年度は新規カフェの立ち上げ支援として、説明会を再開。
- ・ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)(注)について、今年度末までの特定検診結果をもとに、腎機能低下抑制率について、最終評価予定。

2-(2)-④

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| 計画 P41 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|------------|----------|----------|------------|------------|-------------------|-----------|----------|----------|----------|---------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中項目：(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小項目：⑤ 学校を拠点とした地域交流 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管課：教育委員会・市民参画推進局スポーツ振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア. 個別目標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◇学校施設が地域主体の生涯学習の拠点となるよう運動場や教室等を開放し、地域の子どもから高齢者までが集い交流する機会をつくっていく。 ◇地域による防災学習の取組みとして、学校・家庭・地域が連携する相乗効果により、地域（防災）力の向上を目指す。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ. 主な取組みの実施状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設開放事業は、昭和 40 年代から神戸市内の市立学校施設を学校教育に支障のない範囲で、現状有姿のまま地域住民の交流・生涯学習拠点となるよう施設利用を教育委員会が地域団体等の協力を得て運営していたが、27 年度からは地域住民による自主事業と位置づけ、地域主体の活動として運営されている。中でも地域スポーツクラブや文化サークル等の活動は団体登録による施設利用がなされ、地域の子どもから高齢者までが集い交流する場となっている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設開放事業 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>1,843 千人</td> <td>1,992 千人</td> <td>1,936 千人</td> <td>1,713 千人</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">※学校施設開放利用者総数</p> | | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 実施状況 | 1,843 千人 | 1,992 千人 | 1,936 千人 | 1,713 千人 | 集計中 | | | | | | |
| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | | | | | | | | | | | | | |
| 実施状況 | 1,843 千人 | 1,992 千人 | 1,936 千人 | 1,713 千人 | 集計中 | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸総合地域スポーツクラブ <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数</td> <td>167 クラブ</td> <td>164 クラブ</td> <td>163 クラブ</td> <td>163 クラブ</td> <td>163 クラブ</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>43,964 人</td> <td>43,415 人</td> <td>42,844 人</td> <td>43,627 人</td> <td>42,162 人</td> </tr> </tbody> </table> | | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | クラブ数 | 167 クラブ | 164 クラブ | 163 クラブ | 163 クラブ | 163 クラブ | 会員数 | 43,964 人 | 43,415 人 | 42,844 人 | 43,627 人 | 42,162 人 |
| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | | | | | | | | | | | | | |
| クラブ数 | 167 クラブ | 164 クラブ | 163 クラブ | 163 クラブ | 163 クラブ | | | | | | | | | | | | | |
| 会員数 | 43,964 人 | 43,415 人 | 42,844 人 | 43,627 人 | 42,162 人 | | | | | | | | | | | | | |
| ウ. 関連する事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>H30 予算額</th> <th>H30 決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校施設開放事業</td> <td>147,417 千円</td> <td>129,779 千円</td> </tr> <tr> <td>神戸総合型地域スポーツクラブの育成</td> <td>34,560 千円</td> <td>8,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> | 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | 学校施設開放事業 | 147,417 千円 | 129,779 千円 | 神戸総合型地域スポーツクラブの育成 | 34,560 千円 | 8,000 千円 | | | | | | | | | |
| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設開放事業 | 147,417 千円 | 129,779 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸総合型地域スポーツクラブの育成 | 34,560 千円 | 8,000 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・今後、学校施設開放事業の運営の主体となる各開放運営委員会の役員の代替わりや担い手不足が課題となっている。 ・神戸総合型地域スポーツクラブの会員数は昨年度より増加しているが、各クラブにおいては、クラブ運営の後継者・指導者不足、自主運営のための財源確保が課題となっている。また、クラブ内のそれぞれの種目が個々に活動しているだけで、総合型地域スポーツクラブとしての活動が十分にできていない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| オ. 評価＜所管部局による自己評価＞ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【総合評価 A】 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設開放事業 27 年度より地域住民による自主事業と位置付けた新たな制度に移行し、地域貢献事業を開始するなど、スポーツや文化、地域活動等の地域交流と生涯学習の拠点として、一定の役割を果たした。 ・神戸総合型地域スポーツクラブの育成 29 年度から神戸総合型地域スポーツクラブのあり方検討委員会を設立し、クラブが目指すべき将来の目標（ビジョン）を定めた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- 学校施設開放事業については、引き続き本事業を通して、学校施設を地域住民の交流・生涯学習の拠点として開放していく。運営を担う地域住民が普段から地域活動や施設管理に協力し、学校施設開放を接点に住民間の良好な関係を築くことが出来るように、運営のサポートや事務手続きの改善に取り組む。
- 神戸総合型地域スポーツクラブについては、将来の目標である「誰もが身近で気軽にやりたいスポーツやレクリエーション、文化活動ができるクラブ」、「地域に喜ばれるクラブ」の実現に向けて、成功事例の視察等を行いながら、モデルとなる事業の実施に取り組む。

2-(2)-⑤

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| | | | | | |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画 P42 | | | | | |
| 大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～ | | | | | |
| 中項目：(3) 市民の活動が定着するための方策 | | | | | |
| 小項目：① ボランティア・NPO 団体等への支援と協働の促進 | | | | | |
| 所管課：市民参画推進局市民協働課 | | | | | |
| ア. 個別目標 | | | | | |
| ◇既存の団体等の事業内容が支援を必要としている人々に適切に結びつくよう情報提供などについて工夫していく。 | | | | | |
| ◇また、長期間ボランティア活動をされている人の取組みを評価するイベントの充実など、活動が継続できる支援を行っていく。 | | | | | |
| ◇NPO 等と行政の協働を進めるため、協働の意義や事例周知など庁内研修を充実していく。 | | | | | |
| ◇NPO 等が提供している良質なサービスがより広がるように、また市民が受けたいと思うサービスをより増やせるように、NPO 等と協働による取組みを進める。 | | | | | |
| ◇庁内で連携して、NPO を地域団体に紹介する取組みを行う。 | | | | | |
| ◇地域団体と NPO との協働事例の紹介等を行うとともに、地域団体とボランティアの連携を検討していく。 | | | | | |
| ◇法人格を持たない草の根的な団体についての実態把握や支援策を検討していく | | | | | |
| イ. 主な取組みの実施状況 | | | | | |
| ①「協働と参画」推進助成（旧：パートナーシップ活動助成） | | | | | |
| 市民が自ら企画・提案し、実施するよりよい地域づくりのための活動及び阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動を支援した。 | | | | | |
| 【助成対象活動】 | | | | | |
| (1) 一般助成：地域課題を市と協働で解決するための初動期の活動で、かつその目的が複数の区にまたがる活動。 | | | | | |
| (2) テーマ別助成：市が提示するテーマに沿って、市と協働で取り組む活動。 | | | | | |
| (3) 被災地等支援助成：阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動。 | | | | | |
| (4) 認定 NPO 等支援助成：神戸市「協働と参画」推進寄附金（団体支援寄附）対象団体登録要領に基づく登録団体が行う社会課題を解決するための活動。 | | | | | |
| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| 一般助成 | 11 申請中 4 団体採択 | 8 申請中 5 団体採択 | 17 申請中 5 団体採択 | 6 申請中 3 団体採択 | 4 申請中 3 団体採択 |
| テーマ別助成 | — | 7 申請中 5 団体採択 | 8 申請中 7 団体採択 | 9 申請中 5 団体採択 | 3 申請中 3 団体採択 |
| 被災地等支援助成 | 15 申請中 7 団体採択 | 9 申請中 8 団体採択 | 9 申請中 7 団体採択 | 14 申請中 12 団体採択 | 10 申請中 8 団体採択 |
| 認定 NPO 等支援助成 | 1 申請中 1 団体採択 | 申請なし | 1 申請中 1 団体採択 | 2 申請中 2 団体採択 | 1 申請中 1 団体採択 |
| ②NPO 法人設立・運営への支援 | | | | | |
| NPO 法人に関する専門的な知識を有している中間支援団体（特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸、特定非営利活動法人しゃらく）に、法人設立や運営について必要な情報の提供や助言を行う相談窓口の設置、及び説明会の開催を委託し、NPO の設立支援、及び円滑な法人運営への支援を協働で行った。 | | | | | |
| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| 相談件数 （団体） | 642 件 (209 団体) | 463 件 (190 団体) | 308 件 (159 団体) | 454 件 (187 団体) | 530 件 (249 団体) |
| 説明会 参加者数 | 4 回 53 人 | 5 回 75 人 | 4 回 73 人 | 4 回 82 人 | 4 回 83 人 |

(参考) NPO法人設立認証件数

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 認証件数 | 55件 | 29件 | 34件 | 34件 | 36件 |

③メールマガジン「こうべNPOメールマガジン」・face book「神戸市NPO情報」の配信
NPO法人向けのメールマガジンを配信し、市民活動を行う上で役立つ情報の提供を行っている。
また、市内NPOの活動を紹介するfaceboocにて、市民活動に興味のある人々への情報発信を行っている。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---------|------|------|-------|--------|--------|
| メールマガジン | — | — | 1～16号 | 17～35号 | 36～44号 |

※ 元年6/5時点登録者数492名

○facebook(元年6/5時点) フォロワー数 264名

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|------------------|----------|---------|
| パートナーシップ活動助成 | 12,130千円 | 717千円 |
| NPO法人設立・運営相談窓口事業 | 6,533千円 | 6,533千円 |

エ. 課題(現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に)

オ. 評価<所管部局による自己評価>

A: 順調に進んでいる B: 概ね順調だが、不十分な点もある C: 推進できている部分もあるが不十分な点も多い D: 未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 A】

・27年度から、「単年度では自立が難しい場合があり、少額でも複数年度助成してほしい」とニーズに対応するため、一般助成について新たに複数年度コースを設け、制度の充実を図った。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

・メールマガジン登録者数、facebookフォロワー数をさらに増やしていくよう取り組む。

キ. 委員の意見

○「協働と参画」推進助成は、団体への補助が目的ではなく、事業の成果に対する補助であるという原則を確認すべきである。そのため、団体の活動にどのような成果を期待するのかを明確化し、その成果を行政がモニタリングして評価できる仕組みを構築することが重要である。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P43

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～

中項目：(3) 市民の活動が定着するための方策

小項目：② 地域ボランティア活動の促進

所管課：政策課・くらし支援課・こども家庭局こども青少年課

ア. 個別目標

◇身近な地域福祉センターなどにおいて、地域福祉やボランティアの講座を開催するなど、イベント、体験などの行事を通じて幅広い層の人々がボランティア活動に対する関心を持てるような取組みの機会を充実させていく。

◇ボランティアの講座や研修を受けた人が円滑な活動につなげることができる取組みを強化していく。

◇今後高齢化の進行に伴い、さらに多くの担い手が必要となってくることから、有償型のボランティア活動のあり方を検証し、地域ボランティア活動に参加しやすい条件の整備について検討を進めていく。

イ. 主な取組みの実施状況

①市民福祉大学、ボランティアセンターにおける研修・情報提供

市民福祉大学では、市民の福祉に関する理解と参加を推進するため、福祉に関する啓発セミナーやボランティア講座等を実施している。また、地域における福祉人材の養成・確保のため、市民、地域活動者を対象とした多様な研修を実施しており、地域活動者対象研修においては、地域の相談力の向上のため、民生委員・児童委員を対象にスキルアップ研修を実施した。また、各区社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア活動の講座や総合相談、情報提供、コーディネートなどを行った。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施状況 | 3,436 人 | 3,622 人 | 2,860 人 | 1,960 人 | 2,310 人 |

※市民福祉大学（市民対象講座）延べ参加者数

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 実施状況 | 4592 人 | 4534 人 | 5,108 人 | 2,762 人 | 2,714 人 |

※市民福祉大学（地域活動者向け研修）延べ参加者数

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施状況 | 6,192 人 | 7,348 人 | 8,560 人 | 7,471 人 | 6,701 人 |

※区ボランティアセンター実施講座延参加者数

②拠点児童館におけるシニアボランティアの養成

拠点児童館は、昨年度に引き続き全市 7 館で、各館 20～25 人程度のシニアボランティアを養成。養成されたシニアボランティアは、区内の子育て講座で託児スタッフとして活動を実施。

③ファミリー・サポート・センター

センター事務局が子育ての応援をしてほしい（依頼会員）に子育ての応援をしたい人（協力会員）を紹介することで、地域の人が子育て中の人を応援する、会員同士の相互援助活動を実施。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施状況 | 13,413 回 | 12,859 回 | 14,320 回 | 13,176 回 | 11,813 回 |

※活動件数

④シルバーカレッジ在学学生・卒業生によるボランティア活動

シルバーカレッジでは、高齢者の学習及び実践活動の場を提供。在学学生・卒業生が、学習成果を社会還元すること（「再び学んで他のために」）を目指して、授業内外で多様な取組みを実施。

授業内では、「社会貢献講座」を必修科目として新設するほか、全学生が居住区でボランティア活動を行う「地域交流活動」を実施。

| | 29 年度 | 30 年度 |
|------|------------|------------|
| 実施状況 | のべ 8,161 人 | のべ 8,463 人 |

- (例)・小学校の登下校の見守り
- ・藍那小学校(小規模特認校)における放課後見守り
→校区外から電車通学している児童が多く、全校一斉下校を行っているため、低学年の放課後見守りや最寄り駅までの見送りを実施。
- 授業外では、在学生在が自主的に結成した「ボランティアグループ」(30年度活動実績:のべ23,683人)や、卒業生が結成した「NPO法人社会還元センターグループわ」(29年度活動実績:のべ19,016人)がボランティア活動を実施。
- (例)・みんなの食堂の設置・運営
- 子どもの居場所づくりとして、気楽に子どもだけでも利用できる食堂を運営。
中道地域福祉センターで月1回開催。

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|-----------------|-----------|-----------|
| ボランティアセンター運営事業 | 34,496 千円 | 37,006 千円 |
| 拠点児童館事業 | 8,169 千円 | 8,832 千円 |
| ファミリー・サポート・センター | 14,582 千円 | 19,182 千円 |

エ. 課題(現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に)

- ・市民福祉大学以外で行われている研修との棲み分けや連携が課題である。
- ・市民福祉大学では研修終了後のマッチングまでできていないのが現状である。
- ・ボランティアコーディネーターには専門的な技術や経験が必要であるが、待遇面で長く続けることが難しく入れ替わりが激しい。今後も研修を通してコーディネーターのスキルアップを行い、長く続けられるコーディネーターを育成することが課題である。
- ・ファミリー・サポート・センターについては、依頼会員に対して、協力会員が不足している。

オ. 評価<所管部局による自己評価>

A: 順調に進んでいる B: 概ね順調だが、不十分な点もある C: 推進できている部分もあるが不十分な点も多い D: 未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- ・市民福祉大学(市社協)では各区ボランティアセンターとの連携を進めている。また、地域活動をする際のニーズに応じた研修を開催し、活動に必要な知識や活動方法を研修内で学ぶことができ、今日的な課題や地域福祉への理解を深める機会を提供できた。
- ・各区ボランティアセンターでは、ボランティア活動に必要な知識と習得を目的として各種講座を開催した。また、各区ボランティアセンターコーディネーター連絡会を毎月開催し、市民の支え合いであるボランティアの情報交換を行い、コーディネーターのスキルアップを図った。
- ・各拠点児童館にて開催している専門講座については、参加者から高い評価をもらっている。
- ・ファミリー・サポート・センター事業については、出張して講習会を実施し、また、子育ての応援をしたい人(協力会員)を主な対象としたサポート活動や子育てに活かせる講習会を拡充して実施した。
- ・一方、エに挙げた課題が残っている。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・少子・超高齢化・人口減少社会を迎え、今後ますます市民活動の活性化が期待されるところであり、既存研修を見直し、ボランティア養成講座の新たなあり方等研修体系の再構築を図っていきたい。福祉の担い手づくりについては、コミュニティビジネスを志向する市民や団体等への具体的な支援を実施するとともに、より多くの市民が福祉に関心を持ち、参加できるよう、様々な形で、ボランティアの養成等を行う。また、地域とNPO等が連携して課題解決に向けた取り組みが広がるような支援を引き続き行っていく。各局がおこなっている担い手育成講座については、重複を避け、市民目線で総合的・体系的に整理し、連携できる仕組みを作っていく。
- ・各区ボランティアコーディネーター連絡会の充実を図っていく。
- ・ファミリー・サポート・センターについて、継続して、広報をより一層強化し、協力会員の増加に努めていくとともに、依頼会員における登録時の利便性を高めていく。

キ. 委員の意見

○ファミリー・サポート事業については、依頼会員と協力会員の数が成果指標になるのではないかと

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| 計画 P44 | | | | | | |
|--|------------|------------|---------|--------------|------------|------------|
| 大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～ | | | | | | |
| 中項目：(1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築（区単位のネットワーク） | | | | | | |
| 小項目：① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応 | | | | | | |
| 所管課： 暮らし支援課 | | | | | | |
| ア. 個別目標 | | | | | | |
| ◇区社会福祉協議会が、新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築（地域福祉のプラットフォーム）の中核的役割を果たせるよう、市及び区政においても体制の強化に向けた支援等を行い、連携を深めていく。 ◇開かれた区社会福祉協議会となるよう、区社会福祉協議会のガバナンスの強化及び市社会福祉協議会の調整力の発揮に向けた取組みを支援していく。 | | | | | | |
| イ. 主な取組みの実施状況 | | | | | | |
| ① 地域福祉ネットワーク事業 ふれあいのまちづくり協議会、民生委員、児童委員、婦人会、その他の地域団体との連携を深めながら、地域福祉に関わる支援者全体の活動を向上させ、自立して課題の解決に向けて動ける地域づくりや、住民と専門職の連携を進めるなどの活動の支援を市社協・区社協が協働して行っている。 また、地域の支え合いのしくみづくりを行う「地域福祉ネットワーク事業」を全市展開するため、28年度から区社協に地域福祉ネットワークを配置している。 | | | | | | |
| ② 地域福祉ネットワークとの連携 地域福祉ネットワーク事業に関わる職員の相互の連携・情報の共有化を進める「地域福祉ネットワーク事業担当者会」を開催し、市社協・区社協の連携と役割分担のもと、より効果的に事業を展開した。 また、市社協・区社協がもつネットワーク機能を発揮し、民生委員・児童委員、ボランティアによる地域福祉活動と公的なサービスとの円滑な連携を図るため、あんしんすこやかセンターに配置された地域支え合い推進員によるささえあいネットワーク活動の充実に取り組んだ。 さらに、ネットワークを中心として、子育てコーディネーター・生活支援コーディネーター・ボランティアコーディネーター・生活福祉資金相談員が連携し、単身となった障がいをもつ方々への自立支援やひとり親世帯の子ども居場所づくり、子ども食堂団体のネットワークづくりなどの「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」を行った。(30年度 課題の把握件数:2,037件、支援件数:7,639件) | | | | | | |
| ウ. 関連する事業費 | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>H30 予算額</th> <th>H30 決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉ネットワーク事業</td> <td align="center">147,032 千円</td> <td align="center">156,124 千円</td> </tr> </tbody> </table> | 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | 地域福祉ネットワーク事業 | 147,032 千円 | 156,124 千円 |
| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | | | | |
| 地域福祉ネットワーク事業 | 147,032 千円 | 156,124 千円 | | | | |
| エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に） | | | | | | |
| ・地域福祉ネットワークは、制度の狭間にある相談者への支援を行うが、支援の延長にある生きがいづくりを含めた「出口づくり」が課題となっている。 | | | | | | |
| オ. 評価＜所管部局による自己評価＞ | | | | | | |
| A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である | | | | | | |
| 【総合評価 B】 | | | | | | |
| ・地域課題の把握件数や支援件数から、一定の効果が挙げられていると考えられる。 一方、課題に挙げたように、相談者の状況から、既存の制度では対応できない場合も増えており、「出口づくり」への課題が残っている。 | | | | | | |
| カ. 今後の方向性・新たな取組み | | | | | | |
| ・ネットワークを中心に「地域におけるニーズとキャッチのしくみづくり」や「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」に取り組む。また、区社協との連携のもと、ふれあいのまちづくり協議会をはじめとした地域団体や専門機関、区行政と連携・協働を進め、小地域単位で住民同士が支え合える仕組みづくりに取り組む。 | | | | | | |

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| |
|--|
| 計画 P46 |
| 大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～ |
| 中項目：（1）新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築（区単位のネットワーク） |
| 小項目：② 地域を支える多職種・多団体とのネットワーク作り |
| 所管課： 暮らし支援課 |
| ア. 個別目標 |
| <p>◇地域福祉ネットワークをはじめとした区社会福祉協議会により多くの情報が集まる仕組みづくりや円滑で柔軟な支援ができるような体制づくり、また地域福祉ネットワークの人員体制の拡大についても検討をしていく。</p> <p>◇地域で解決できない地域課題を区レベルの施策の反映につなげていく。</p> <p>◇それぞれの主体同士が容易につながるよう、多様な主体の「見える化」の仕組みづくりを検討していく。</p> <p>◇ネットワークを構築することに加え、ふれあいのまちづくり協議会など地域団体と専門機関、あるいは専門機関同士が自ら課題解決を図ることができるような支援、NPO等や社会福祉法人など多様な主体が自ら調整役となってネットワークを構築することができるような支援を行っていく。</p> <p>◇ハード・ソフトの両面で、地域の資源が広がるような支援を行う。</p> |
| イ. 主な取組みの実施状況 |
| <p>①地域福祉ネットワークのスキルアップ</p> <p>これまでの実績を踏まえ、事例集を作成するなど、地域福祉ネットワークをはじめ、各区社会福祉協議会のコーディネーターなど職員間で情報共有しながら、潜在的または複合的課題をかかえる市民への対応力の向上に努めている。</p> <p>地域福祉ネットワークと同様の役割を担うコミュニティ・ソーシャルワーク（CSW）機能を有する職員が配置されている他市（尼崎市・伊丹市）と合同で、CSW研究会を基本的に年間3回実施し、コミュニティ・ソーシャルワーカーの役割などを他市との比較の中で整理するとともに資質の向上等の課題研究を行った（24年度から累計17回）。</p> <p>30年度は、学識経験者による研修、連絡会での情報共有や課題検討等を行った。</p> |
| <p>② 地域課題に向けた仕組み</p> <p>29年度には、地域関係機関との更なる連携を図ることを目的とし、主に民生委員を対象に、事例紹介・研修形式で各区社会福祉協議会において「ネットワーク事業報告会」を開催した。</p> <p>30年度は、地域社会とつながりが希薄な人を対象に、生きがい、やりがいを感じることができる居場所や機会づくりに取り組んだ。</p> |
| <p>③「地域福祉ネットワーク事業」事例集の作成</p> <p>23年度からおこなっている「地域福祉ネットワーク事業」の今までの取り組みを関係機関や地域の方々に広く周知するとともに、地域福祉ネットワークのスキルアップを図ることを目的に、事業取り組み事例集を26年度に作成し、神戸市社会福祉協議会のホームページに掲載している。</p> <p>30年度は、関係機関との連携・協働を目的に、ネットワーク事業の事例集を作成し関係機関に配布した。</p> |
| ウ. 関連する事業費 |
| 3-(1)-①と同じ |
| エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に） |
| |
| オ. 評価＜所管部局による自己評価＞ |
| A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である |

【総合評価 A】

- ・地域福祉ネットワークが各区において取り組んでいる分野は様々であるが、いずれの取り組みも既存の仕組みでは対応できていない地域課題や制度の狭間・複合的な生活課題を抱える要援護者に対する支援などのニーズをくみ上げ、その課題解決を契機に従来つながっていなかった関係機関とのネットワーク化を実現している。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・地域福祉ネットワークについては、くらし支援窓口が開催する「支援調整会議」に出席するなど、地域における生活困窮者に対する支援の状況、及び地域づくりとネットワーク等に関して協議を行い、対象世帯の自立へ向けた支援に取り組む。

今後、各区社会福祉協議会のコーディネーターなど職員間での情報共有をしながら、潜在的または複合的課題をかかえる市民への対応力の向上に努め、地域の取組みを効果的に支援する体制づくりを強化していく。

また、地域福祉ネットワークと区社協内のコーディネーターや地域の協力者との新たな連携のあり方などの検討を行っていく。

- ・「社会的孤立」をテーマに、取り組み事例を基に、進め方や関係機関との連携、役割、地域共生等について整理していく。

キ. 委員の意見

- 「地域福祉ネットワーク事業」事例集の作成については、関係機関の配布によって、地域福祉ネットワークのスキルアップが図られたかどうかを検証しなければならない。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P47

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり
～地域福祉のプラットフォームの構築～

中項目：(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築（身近な地域におけるネットワーク）

小項目：① 地域における多様な主体による協議の場作り

所管課：障害者支援課・介護保険課・こども家庭局家庭支援課

ア. 個別目標

◇様々な地域の課題に対応するため、必要に応じて、地域における協議の場づくりを行っていく。
◇ネットワークで見出した共通する個別課題を地域課題ととらえて、関係者で共有し、できるだけ早い段階で発見できる支援策を検討するとともに、必要に応じて区レベルの施策の反映につなげていく。

イ. 主な取組みの実施状況

① 自立支援協議会による地域支援

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための場として神戸市自立支援協議会を、各区内の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて協議を行うための場として、各区に区自立支援協議会を設置している。30年度は、11月・3月に第23・24回神戸市自立支援協議会運営協議会を開催した。区自立支援協議会では、全体会、作業部会、個別支援会議、ネットワーク構築や活性化のためのイベント（講演会）等を実施している。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | 2回 | 2回 | 1回 | 1回 | 2回 |

※神戸市自立支援協議会運営協議会の実施

② 地域ケア会議の実施

地域団体や多職種が連携することにより住み慣れた場所で高齢者が住み続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムの構築を支援する仕組みや地域の課題を協議することを目的として、地域包括支援センター（以下、あんしんすこやかセンター）、区、市の3層の各段階で地域ケア会議を実施している。また、27年度から各区社会福祉協議会で協議体を開催し、地域課題を解決するための資源開発について協議を行っている。

本市では、第6期事業計画期間内（27年度～29年度）に76センター全てのあんしんすこやかセンター、各区の地域ケア会議を全区で実施した。

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---------|------|------|------|------|
| 区レベル | 2回 | 10回 | 11回 | 11回 |
| センターレベル | 204回 | 254回 | 241回 | 280回 |

※地域ケア会議開催回数

③ 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童や特定妊婦等への適切な支援を図ることを目的に、各関係機関が連携を取り合うことで情報の共有化を図っている。

本協議会は、こども家庭センターが事務局の「神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会」「(代表者会議)」と各区が事務局の「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」からなっている。

「神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会」、各区「代表者会議」では年2回程度、神戸市における児童虐待等相談の状況やこども家庭支援室の活動についてなどの情報交換を行い、「実務者会議」では各区月1回程度、要保護児童対応事案についての検討や協議会構成機関による定期的な情報交換を行っている。また、「個別ケース検討会議」では、要保護児童の個別事例における具体的な支援内容について随時検討している。

30年度より、要保護児童対策地域協議会の実務者会議に弁護士や大学教授等、豊富な専門知識を持つスーパーバイザーを加えるなど、協議会のより一層の強化を図っている。

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|----------------|----------|----------|
| 神戸市自立支援協議会の運営 | 439 千円 | 152 千円 |
| 地域包括支援センター運営事業 | 1,972 千円 | 1,872 千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・市自立支援協議会の活動内容が見えるように取り組む必要がある。
- ・地域ケア会議については、区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとの連携の強化や地域課題抽出後の課題解決に向けた資源開発やしくみ作り等の取組みを検討する実務者レベルの協議の場の整備が課題である。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 A】

- ・市自立支援協議会では、市全体の障がい福祉の関係者による連携及び支援の体制の仕組みに関する専門的意見聴取の場、また全体協議の場としての役割を果たしている。各区自立支援協議会では、支援者のネットワークの構築や各区の実情に応じた課題解決のための協議を実施している。
- ・地域ケア会議実施により、認知症への理解が進み、地域で高齢者を支えていくためには互いにどのようなことが出来るか、地域で出来ることは何か、民生委員児童委員、自治会、多職種が共に考えるきっかけづくりができた。また、高齢者支援のための地域の資源づくりとして、集いの場、通いの場の構築にも繋がっている。地域ケア会議を周知するため、今後もあんしんすこやかセンターによる地域への広報活動を積極的に行うよう指導していく。市としても、リーフレット作成など支援を継続的に行っていく。また、地域ケア会議において、参加者の意見を引き出し、会議をより一層実りあるものとするため、あんしんすこやかセンター職員を対象に、ファシリテーション研修を実施している。加えて、市では、地域ケア会議をあんしんすこやかセンター・区・全市の三層構造で構築し、あんしんすこやかセンターや区で実施する地域ケア会議において、地域課題を抽出し、全市の地域ケア会議で必要に応じて政策につなげたいと考えている。そのために、地域課題抽出の考え方についてのあんしんすこやかセンター職員向け研修を実施している。
- ・要保護児童対策地域協議会については、子ども家庭センターと各区の情報共有を強化するとともに、会議の構成員に弁護士や大学教授等、豊富な専門知識を持つスーパーバイザーを加えることで、更なる虐待防止体制の強化を図っている。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・今後も各区自立支援協議会の取組みを継続し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関・団体がネットワークを構築し、実効性のある連携の仕組みをつくることにより、各地域の課題について必要な取組みをすすめるとともに、区自立支援協議会の意見を活かしていくための検討を行っていく。
- ・今後は引き続き、地域ケア会議や地域包括ケアシステムについての広報を行い、地域の方との協議や身近にネットワークの構築ができ、地域住民の方が主体で会議を運営していけるような地域ケア会議の実施を目指す。また、あんしんすこやかセンター職員の資質の向上や実践に役立つことを目的とした研修を企画実施し、地域ケア会議の充実を図る。
- ・30年度より進捗管理等を行う実務者会議（区要保護児童対策地域協議会）にスーパーバイザー（学識経験者、弁護士等）と教育委員会の担当者（指導主事、スクールソーシャルワーカー）を構成員として加えた。スーパーバイザー等を構成員として加え、様々な角度から助言を受けることは、子どもや保護者等に対してより適切かつ効果的な支援の実施につながるとともに、職員自身のスキルアップにも効果がある。
- ・元年度からは、スーパーバイザーの派遣を年4回から6回に増やし、より支援内容の充実に取り組む。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P48

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり
～地域福祉のプラットホームの構築～

中項目：(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築（身近な地域におけるネットワーク）

小項目：② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携

所管課：市民参画推進局市民協働課

ア. 個別目標

- ◇近隣住民がちょっとした異変に気づいたときに、ふれあいのまちづくり協議会などに円滑につながる仕組みを構築していく。
- ◇福祉に関する困りごとを地域福祉センターで相談できる場づくりや、比較的軽度な困りごとやニーズに対しお互いが助け合う仕組みづくりについて、引き続き取組みを進める。
- ◇ホームページの活用など、ふれあいのまちづくり協議会の活動を「見える化」し、市民にふれあいのまちづくり協議会の役割を認識してもらう。
- ◇担い手不足など課題を抱えるふれあいのまちづくり協議会には、区社会福祉協議会やNPOなどが活動を支援していく環境づくりを図っていく。

イ. 主な取組みの実施状況

①身近な相談機能づくり

ふれあいのまちづくり協議会（以下「ふれまち協」）は、概ね小学校区域において、自治会、婦人会、民生委員児童委員協議会などの地域団体の代表者が中心となって自主的に結成され、地域福祉の推進主体として、地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施している。

ふれまち協への助成のメニューとして、「住民相互の生活支援事業」内に「身近な相談機能づくり」及び「地域での支えあいの仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）」を設定している（23年度から）。

「身近な相談機能づくり」は、住民にとって身近な場所にある地域福祉センターにおいて、福祉情報の提供、身近で簡単な相談の実施などに対して助成するもので、32地域で身近な相談機能づくりに取り組んだ。具体的には、ふれまち協のスタッフや民生委員、あるいは、あんしんすこやかセンター職員などの専門家と協力して、地域福祉センターで相談会を実施した。ふれあいサロンなどの既存行事の中で相談コーナーを設けてよるず相談や子育て相談等を実施するなど、工夫しながら取り組んでいる地域もある。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | 15団体 | 16団体 | 17団体 | 17団体 | 32団体 |

※ふれあいのまちづくり協議会 福祉情報提供・身近な相談機能づくり 実施団体数

②地域での支えあい仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）

身近な圏域で、ちょっとした困りごとなどについて、住民同士で支えあえる仕組みづくりに対して助成を行う。具体的には、高齢者や要援護者に対し、電球の交換・掃除・洗濯・買い物支援・通院の介助・庭の手入れ・ゴミ出しなど、ちょっとした困りごとに地域で支援をしていく仕組みづくりに取り組んだ。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | 3団体 | 3団体 | 3団体 | 4団体 | 8団体 |

※実施団体数

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|---------------|-----------|-----------|
| ふれあいのまちづくり助成金 | 38,731 千円 | 34,548 千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・ 定例的な活動として定着してきており、高齢者などの情報やニーズの把握につながっている一方、担い手の人材不足や、高齢化により新規事業に取り組む余力がないふれまち協があるのが課題である。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- ・ ふれあいのまちづくり協議会の事務負担軽減を図るため、ふれあいのまちづくり助成のメニューの見直しや提出書類の削減を行っている段階である。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・ 地域福祉センターをより身近で充実した場所として、福祉情報の提供及び身近な相談の窓口として定着するよう、継続的に地域に取り組んでいただく。また、既に実施している地域での取組みを分析し、地域の実情に応じてできることから始めてもらうことにより、実施地域の拡大につなげていく。ふれまち協での実施が困難な地域については、あんしんすこやかセンターなど他の社会資源との連携や新たな支援の方法などを検討していく。

3-(2)-②

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| 計画 P49 | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットホームの構築～ | | | | | | | | | | | | |
| 中項目：(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築（身近な地域におけるネットワーク） | | | | | | | | | | | | |
| 小項目：③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 | | | | | | | | | | | | |
| 所管課：くらし支援課 | | | | | | | | | | | | |
| ア. 個別目標 | | | | | | | | | | | | |
| <p>◇民生委員は、これまでも地域の中できめ細やかな福祉活動を担っているが、地域住民に寄り添いながら、その役割を最大限に発揮できるように、研修の充実を図るとともに、地域の住民組織・団体、専門機関、社会福祉協議会、行政その他関係機関の支援、ネットワーク強化の取組みを進めることにより、民生委員の活動を支援していく。</p> <p>◇社会福祉協議会、行政その他機関は、民生委員制度やその活動の役割を住民に対して積極的に明らかにして、民生委員制度に対する理解を促進させるなど住民との信頼感を向上させることにより、民生委員が活動しやすい環境づくりを進めていく。</p> | | | | | | | | | | | | |
| イ. 主な取組みの実施状況 | | | | | | | | | | | | |
| <p>① 民生委員活動のスキルアップ</p> <p>民生委員は、地域住民が安心して暮らせるような支援を行う身近な地域福祉の担い手として、地域のひとり暮らしの高齢者や障がい者の訪問、相談など、地域の中できめ細かな福祉活動を担っている。今後さらに増加が見込まれる福祉ニーズに対応するために、市民福祉大学において、民生委員のキャリアや立場に応じた様々な研修を実施し、民生委員活動のスキルアップを図った。</p> <p>30年度は新任研修2回、中堅研修1回、児童委員研修を1回、主任児童委員研修を1回、地区民生委員児童委員協議会会長・副会長研修1回、スキルアップ研修を2回開催。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>7回(1,670人)</td> <td>7回(1,633人)</td> <td>6回(2,024人)</td> <td>9回(1,814人)</td> <td>8回(1,653人)</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">※民生委員研修開催回数（のべ人数）</p> | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 実施状況 | 7回(1,670人) | 7回(1,633人) | 6回(2,024人) | 9回(1,814人) | 8回(1,653人) |
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | | | | | |
| 実施状況 | 7回(1,670人) | 7回(1,633人) | 6回(2,024人) | 9回(1,814人) | 8回(1,653人) | | | | | | | |
| <p>②広報</p> <p>また、市民の民生委員に対する信頼感が向上し、適切な活動が推進されるよう、民生委員の活動について、広報紙へ掲載（28年度は一斉改選にあたり、全民生委員の名簿を区民版に掲載）やPRカード等の配布・PR動画作成などにより、市民に幅広く広報するよう努めた。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>③民生委員の負担軽減</p> <p>民生委員の行政協力事務や証明事務などの民生委員業務の見直し（棚卸し）を実施し、負担軽減に努めた。また、活動費について、交付税措置額のほか市単独で実費弁償費の引き上げを行った。</p> | | | | | | | | | | | | |
| ウ. 関連する事業費 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>H30 予算額</th> <th>H30 決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生委員費</td> <td align="right">256,872 千円</td> <td align="right">253,640 千円</td> </tr> </tbody> </table> | 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | 民生委員費 | 256,872 千円 | 253,640 千円 | | | | | | |
| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 | | | | | | | | | | |
| 民生委員費 | 256,872 千円 | 253,640 千円 | | | | | | | | | | |
| エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に） | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・階層別、分野別の法定研修について、国制度や法改正に即した研修を行っている。地域実情に応じたケース検討など、地域での課題解決に向けた、個々のスキルを高める研修を行っていくことが必要である。 ・民生委員の本来の職務を地域住民や地域団体へ周知する必要がある。 ・なり手不足の解消につながるように、活動環境の整備を図る必要がある。 | | | | | | | | | | | | |
| オ. 評価＜所管部局による自己評価＞ | | | | | | | | | | | | |
| <p>A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である</p> | | | | | | | | | | | | |

【総合評価 B】

- ・近年、複雑・多様化している地域福祉課題や福祉関係法令の施行や改正に対応するため、それらの内容に即した研修を実施して、民生委員活動のスキルアップにつながる支援を行った。
- ・民生委員の委嘱時の広報紙への掲載、チラシ・PRカード等の配布などの啓発（28年は一斉改選にあたり、より啓発活動を強化）により、市民に対する民生委員の活動の周知を進めた。
- ・民生委員の負担軽減に向け、国・全国民生委員児童委員連合会の検討と併せ、市独自に業務の見直しを実施し、職務に専念できる環境整備に取り組んだ。
- ・一方、エに挙げた課題が残っている。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・今後ますます増加する、制度の狭間や、複合的な地域福祉課題をもつ生活困窮者や貧困家庭等に対応できるよう、引き続き民生委員活動の支援を図っていく。また、スキルアップにつながる研修等を企画し実施していく。
- ・地区内における民生委員の制度や職務の周知を具体的に展開していく。
- ・活動しやすい環境整備に向けて支援強化を図っていく。

キ. 委員の意見

○民生委員活動のスキルアップ研修については、参加者のスキルアップにつながったかどうかについて、参加者にアンケートをとり、研修そのものについてのPDCAサイクルを確立することが重要である。

○民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域で必要な存在である、が最近はなり手が少なく人材確保に苦勞している地域が少なくない。民生委員・児童委員の役割が多岐にわたり、秘密保持を求められるなども特殊性もあり、負担に感じる人もいるようである。検討要。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P50

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり
～地域福祉のプラットホームの構築～

中項目：(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築（身近な地域におけるネットワーク）

小項目：④ 医療・福祉の幅広い連携

所管課：介護保険課・地域医療課

ア. 個別目標

- ◇日頃から、支援者（団体）同士が関わる場を充実させることで、医療・福祉サービスを要する市民に対し、相互連携による適切な配慮を行う。
- ◇在宅で医療ケアを必要とする子どもから高齢者、障がい者まで、全ての人が利用できる地域の医療資源や福祉サービス等の情報を、必要に応じて提供できる仕組みなどを検討する。
- ◇病院と地域の医療・福祉等関係機関との連携により、市民に入院時から地域生活の継続を目指す医療・看護・リハビリテーションが提供され、退院後はこれらの専門職が、民生委員・地域住民組織や NPO、さらに、区役所・区社会福祉協議会等と連携し、在宅医療・看護・リハビリテーション・福祉サービス・見守り・支え合い活動等につながる仕組みを構築していく。
- ◇認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった支援体制の構築を図っていく。
- ◇「在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」を設置し、地域の医療・介護関係者の一層の連携強化を目指していく。
- ◇大きな災害などの際において、市民が必要な医療・福祉サービスを受けることができるよう、地域で支援を要する市民の情報共有の仕組みを検討する。

イ. 主な取組みの実施状況

① 認知症対策の推進

30 年 4 月より、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を施行。認知症の人にやさしいまちの実現に向け、市・市民・事業者が協働で認知症施策を総合的に推進していくこととした。

また、認知症になっても安心して暮らしていけるための取組み、認知症「神戸モデル」の創設に向け、医療・福祉・法律等各分野の専門家や関係者等で構成する「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会」で検討を行った。

認知症「神戸モデル」は、認知症の早期受診を支援する「認知症診断助成制度」と、認知症の方が起こした事故を救済する「認知症事故救済制度」を組み合わせ実施し、その財源は、超過課税の導入により市民の皆様から負担いただくという全国初の取り組みである。31 年 1 月に、「認知症診断助成制度」が先行してスタート。3 月末までに 6 千人を超える認知機能検診への申込みがあった。

| | |
|--------------|---------|
| 認知症神戸モデル | 30 年度 |
| 受診券申込数 | 6,601 件 |
| 認知機能検診受診者数 | 1,578 人 |
| 認知機能精密検査受診者数 | 169 人 |

さらに、認知症疾患医療センターを新たに 2 か所指定し（※市内合計 7 か所）、認知症の鑑別診断や急性期治療、専門医療相談など、地域での認知症医療提供を充実させるとともに、診断後の専門医療相談・日常生活相談窓口のための体制強化・財政支援（実施要綱での明確化と補助制度創設）について、国へ要望を行った（国への要望が実現し、令和元年 5 月から相談窓口開設）。

その他、かかりつけ医の認知症に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成（36 名養成。合計で 160 名）による、かかりつけ医の認知症対応力の向上や全市対応可能となった認知症初期集中支援チームによる、医療・介護サービスに繋がっていない方への対応の充実などを行った。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知症疾患医療センター※ | — | 2 箇所 | 5 箇所 | 5 箇所 | 7 箇所 |
| 認知症初期集中支援チーム | 1 区 | 3 区 | 3 区 | 9 区 | 9 区 |
| 認知症サポート医養成数 | 4 名 | 23 名 | 34 名 | 35 名 | 36 名 |

※神戸大学医学部附属病院・六甲アイランド甲南病院・神戸百年記念病院・新生病院・県立ひょうごこころの医療センター・宮地病院・市立医療センター西市民病院

② 地域包括ケアシステムづくり

高齢者の介護について、医療・介護の連携強化のため、医療・介護関係者及び行政からなる「神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会」を開催し意見交換を行った。また、地域包括ケアを推進するため、地域ケア会議を76箇所全てのあんしんすこやかセンターが実施した。

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------------------|------|------|------|------|
| センターレベル地域ケア会議 | 204 | 254 | 240 | 280 |
| 地域包括ケア推進部会 | — | 1 | 2 | 1 |
| 医療介護連携に関する専門部会 | — | — | 2 | 2 |
| 在宅療養者の服薬管理に関する専門部会 | — | — | 2 | — |
| 看取り支援に関する専門部会 | — | — | 2 | — |

※開催回数

③ 医療・介護の一体的サービス

医療と介護のサービスを一体的に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、29年度までに市内の全9区各1事業所（北区、西区は2事業所）の体制が整った。第7期神戸市介護保険事業計画においても、整備拡大を進めていくこととしており、30年度は北区・西区を除く7区で公募を実施し、東灘区・須磨区・垂水区で3事業所がサービスを開始した。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 実施状況 | 9事業所 | 11事業所 | 11事業所 | 11事業所 | 14事業所 |

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数

④ 医療介護サポートセンターの設置

28年度から29年度の2カ年で、医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談受付や多職種連携会議の開催を行う「医療介護サポートセンター」を全区に設置した。「医療介護サポートセンター」は、運営を神戸市医師会に委託し、センターに配置するコーディネーターの確保・育成を神戸在宅医療・介護推進財団に委託しており、在宅医療と介護を結びつける連携拠点としての役割を果たしている。

28年12月1日開設 東灘区・中央区・北区（2カ所）・垂水区

29年7月3日開設 灘区・兵庫区・長田区・須磨区・西区

| | 29年度 | 30年度 |
|---------|-------------|-------------|
| 相談件数 | 1,513件 | 1,431件 |
| 多職種連携会議 | 251回 8,276人 | 239回 8,162人 |

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|------------------|-----------|-----------|
| 認知症施策の推進（診断助成制度） | 40,500千円 | 42,260千円 |
| 地域包括支援センター運営事業 | 1,972千円 | 1,872千円 |
| 定期巡回サービスの普及・啓発 | 120千円 | 30千円 |
| 在宅医療・介護連携支援センター | 179,572千円 | 151,698千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・認知症疾患医療センターにおいて、専門医療相談・日常生活相談窓口や、認知症の方・ご家族の方の通いの場となる「認知症サロン」を開設するとともに、通院介助や生活援助などを行う（仮称）見守りヘルパー事業を開始し、診断後も切れ目のない継続的な支援を推進する必要がある。
- ・地域包括ケアシステムについて、退院後の地域の見守り、支えあい活動等へつながるしくみ作りが課題である。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス利用者の拡大（サービスの普及・啓発）が課題である。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 A】

- ・認知症「神戸モデル」を創設した。診断助成制度を先行実施し、多くの申込みがあった。
- ・認知症疾患医療センターを7か所に増設し、これまで以上の鑑別診断や急性期治療、専門医療相談に対応。初診の待機時間も短縮された。また、専門医療相談・日常生活相談のための体制強化・財政支

援について国への要望が実現した。

- ・初期集中支援チームの相談対応件数も増加した。
- ・認知症サポート医の養成は順調に進んでいる。
- ・医療と福祉の連携については、「神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会」及び4つの専門部会を設置し、医療と介護の連携強化をはじめ地域包括ケア推進に向けた検討体制を構築することができた。また、地域ケア会議モデル事業の実施により、あんしんすこやかセンターが中心となって、区や日常生活圏域における多職種間連携の課題を抽出することができた。さらに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が全区に整備されたことにより、医療と介護の連携における実践的な取組みが進んだ。
- ・「医療介護サポートセンター」の全区設置により、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を進めた。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・「認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会」での議論を踏まえ、認知症「神戸モデル」を推進していくとともに、認知症と診断された後も安心して暮らしていけるよう、診断後も切れ目のない継続的な支援を充実させ、「認知症の人にやさしいまち ～神戸～」の実現に向け取り組んでいく。
- ・医療と福祉の連携については、日常生活圏域レベルの地域ケア会議や全市レベルの地域包括ケア推進部会等において、多職種のネットワークの構築や情報共有方法等より具体的な連携方策の検討などを行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、事業者と連携しながら、普及に向けた取組みを進める。また、全区に設置した「医療介護サポートセンター」を中心に医療介護連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を進める。

キ. 委員の意見

○認知症の人は、入口と出口の施策はしっかりしたが、真ん中がない。認知症と診断された人でも、地域での暮らしが十分できる方々に対して、オレンジサポーターの人たちが十分対応できるような施策があるかといったら、ない。サポーターを養成した後、活動につながっていないという弱さがあるので、どうやって修了生の人たちをグループ化する、あるいは事業の中に、活動の中に組み込んでいくのかという視点も要る。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P51

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり
～地域福祉のプラットフォームの構築～

中項目：(3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み

小項目：① 「地域支え合い活動」の充実

所管課：高齢福祉課・介護保険課

ア. 個別目標

- ◇これまでの高齢者の「地域見守り活動」は、地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合う「地域支え合い活動」に発展させていく。
- ◇ライフステージや施策に応じた居場所づくりの取組みを進めていく。
- ◇市民・事業者・専門職・行政が協働して、地域における支援を必要とする人の実態に即した見守りのためのあらゆる手段を検討し、また活動の過程で見つけた地域福祉課題は新たな支援の仕組みづくりにつなげていく。

イ. 主な取組みの実施状況

市民・事業者・行政が協働して、地域において高齢者等の実態に即した見守りや支え合いを進めるため、様々な取組みを行っている。

① 地域見守り・支え合いシステム

あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員（30 年度末現在 78 名）を配置し、地域における見守りを中心的に担っている民生委員や友愛訪問ボランティア等と連携・協働を図りながら、住民相互に見守りや支え合いができるようなコミュニティづくりを支援する神戸市独自の地域見守り・支え合いシステムを展開している。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 実施状況 | 1,030 世帯 | 720 世帯 | 605 世帯 | 290 世帯 | 225 世帯 |

※地域支え合い推進員による見守り訪問世帯数

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施状況 | 313 か所 | 307 か所 | 288 か所 | 189 か所 | 141 か所 |

※育成支援コミュニティサポートグループ数

その他、ガスメーター等の ICT を活用した見守りサービス事業（30 年度末現在 79 台設置）により、見守り活動を補完している。

② 民間事業者との連携

日常的に高齢者と関わりのある民間事業者を活用した見守り体制の協力事業者として、配達事業者のほか、高齢者が利用する機会が多いコンビニエンスストアや住宅管理事業者、金融機関にも対象を拡充し、事業者と協定を締結し、ひとりぐらし高齢者等の安否を確認し、異常を察知した場合にはあんしんすこやかセンターへ通報する体制づくりを進めた（30 年度末現在 34 事業者と協定締結）。

| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施状況 | 47 件 | 54 件 | 63 件 | 140 件 | 74 件 |

※協力事業者からの通報件数

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|----------------------|------------|------------|
| 地域支え合い体制づくり事業 | 349,820 千円 | 351,000 千円 |
| コミュニティサポートグループ育成支援事業 | 8,350 千円 | 7,610 千円 |
| 高齢者自立支援拠点づくり事業 | 177,152 千円 | 151,622 千円 |
| 協力事業者による高齢者見守り事業 | 243 千円 | 0 円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・あんしんすこやかセンター（地域支え合い推進員等）の働きかけにより、コミュニティサポートグループ育成支援事業等を活用した住民主体グループが結成され、また自立した活動につながっている。しかし、住民だけで活動を運営できるよう、更なるノウハウや精度の情報提供等の自立支援が必要。

オ. 評価<所管部局による自己評価>

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- ・27年度より地域支え合い推進員を配置することにより、見守り活動を発展させ、住民相互に見守り支え合えるような地域づくりを始めることができた。
- ・協力事業者が増えたことにより、地域における重層的な高齢者の見守りが進んだ。
- ・住民主体グループについて、住民だけで活動を運営できるよう、更なるノウハウや精度の情報提供等の自立支援の課題がある。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・今後さらに高齢化が進み、単身高齢者等気になる高齢者が増えると予測される中で、さらに地域住民主体の支え合い活動を推し進めていく。
- ・高齢者自身を含めた多くの市民が見守りや地域活動の担い手となるように、あんしんすこやかセンターや地域支え合い推進員が中心となり、地域住民や関係者に働きかけていく。

キ. 委員の意見

○地域支え合い推進員による見守り訪問世帯数や育成支援コミュニティサポートグループ数による実施状況が、年々、減少している。これは、「地域見守り活動」を「地域支え合い活動」へ切り替えてゆくために発生していると思われるが、それならば「地域支え合い活動」の成果指標を示すことが必要である。

3-(3)-①

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

| 計画 P52 | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～ | | | | | | | | | | | | |
| 中項目：(3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み | | | | | | | | | | | | |
| 小項目：② 災害時における要援護者への支援体制の整備 | | | | | | | | | | | | |
| 所管課： 暮らし支援課・高齢福祉課・障害者支援課 | | | | | | | | | | | | |
| ア. 個別目標 | | | | | | | | | | | | |
| <p>◇共助の仕組みづくりのためには、地域において、日頃の見守りや支え合いをもとに、要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切である。関係機関は連携して、地域の実情に応じた支援体制づくりを普及啓発し、要援護者の個別の状況に配慮した取組みができるよう支援していく。</p> <p>◇災害時においても、要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、要援護者当事者の参画のもと、福祉避難室や福祉避難所での配慮のあり方について検討していく。また、市は医療・看護・介護等の専門職による要援護者相談チームの組織化や拠点的功能をもつ福祉避難所の充実などの災害対応力の強化を図り、助かった命をつなぎ健康を守れるよう、新たな仕組みづくりを進める。</p> | | | | | | | | | | | | |
| イ. 主な取組みの実施状況 | | | | | | | | | | | | |
| <p>①要援護者の避難体制づくり</p> <p>25 年 4 月に施行された「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、災害時に高齢者や障がい者などの支援を要する市民が安全に避難できるよう、関係機関との情報共有や地域主体の共助の取組みによる避難体制づくりへの支援を行っている。</p> <p>取組みの啓発のため、25 年度より、リーフレット等を作成し、支援団体の担い手となる防災福祉コミュニティ、ふれまち協、民生委員・児童委員協議会などに対して様々な機会をとらえて周知に努め、条例や先進取組み地区の活動の紹介、個人情報取り扱いについての説明などを行った。また、取組みを始める地区に対して、先進地区の代表者に取組み事例を紹介してもらい「講師派遣」や、防災訓練の計画づくりといった具体的な取組みを形にするための「専門家派遣」など、地域の実情に応じた支援を行っており、31 年 3 月末現在、76 地区・団体に取組まれている。</p> <p>また、30 年度は地域・地区で支援に必要な要援護者マップや、今後取組みが必要な地域・地区の分析などに活用し効果的な働きかけができるように、住宅地図上に要援護者位置情報やハザード情報などを表示させる G I S システムで管理する災害時要援護者の個別情報に、システム内に反映したハザードマップが示す被害想定区域に該当するかの情報を付与するシステム改修を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>42 か所</td> <td>49 か所</td> <td>56 か所</td> <td>67 か所</td> <td>76 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">※取組地区・団体数</p> | | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 実施状況 | 42 か所 | 49 か所 | 56 か所 | 67 か所 | 76 か所 |
| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | | | | | | | |
| 実施状況 | 42 か所 | 49 か所 | 56 か所 | 67 か所 | 76 か所 | | | | | | | |
| <p>②福祉避難所の整備</p> <p>避難生活において何らかの特別な配慮を要する要援護者への支援として、地域福祉センターや老人福祉施設等を二次的な避難所である福祉避難所として指定している。26・27 年度は宿泊施設や大学等との指定を進め、28 年度は障がい者施設等との協定を進めた。29 年度も引続き指定を進め、さらに、ポスターの作成および福祉避難所運営にかかるマニュアルの検討を行った。30 年度は、市内社会福祉法人を対象としたシンポジウムを開催。福祉施設における災害対応に関する啓発に取組んだ。また、新たに障がい者施設 6 施設と神戸市看護大学を指定し、31 年 3 月末時点で 364 施設となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>330 か所</td> <td>335 か所</td> <td>357 か所</td> <td>358 か所</td> <td>364 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">※指定施設数</p> | | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 実施状況 | 330 か所 | 335 か所 | 357 か所 | 358 か所 | 364 か所 |
| | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | | | | | | | |
| 実施状況 | 330 か所 | 335 か所 | 357 か所 | 358 か所 | 364 か所 | | | | | | | |
| <p>③要援護者支援センターの指定</p> <p>市内 21 ヶ所の高齢者介護支援センターを、災害時に要援護者の初動受入れを行う基幹福祉避難所としての機能を果たす要援護者支援センターとして指定し、災害時を想定した避難所解説訓練を行った。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>④障害者支援センターの設置</p> <p>30 年度から障がい者の相談や見守りなどの拠点として、障害者支援センターの全区設置に向けて整備</p> | | | | | | | | | | | | |

を進めている。30年度に開設した西区障害者支援センターに障害者見守り支援員を配置し、障がい者の見守り支援を行った。

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|----------------|------------|-----------|
| 災害時要援護者支援事業 | 6,972 千円 | 7,268 千円 |
| 福祉避難所 | 5,400 千円 | 3,934 千円 |
| 要援護者支援センター運営事業 | 103,500 千円 | 91,875 千円 |
| 見守り体制の構築 | 107,895 千円 | 73,864 千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- ・要援護者の避難体制づくりについて①地域の方が新たに取り組みを始めることへの負担感、②個人情報管理することへの不安、③要援護者の支援者の確保が課題である。
- ・福祉避難所について、①地域の関係者や避難所運営者を交えた開設訓練の実施や施設ごとの運営マニュアルの作成、②避難者への専門的支援を提供する人員確保のための仕組みづくり、③福祉避難所の役割や位置づけに関する周知が課題である。
- ・障害者支援センターについて、見守り台帳の整備を行っていく必要がある。災害時の想定訓練等を基幹福祉避難所（要援護者支援センター）と連携して実施予定。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- ・30年度においては、新たに9地区・団体で取組みを開始し、専門家派遣を行った団体や防災訓練等を新たに始めた団体もあり、災害時要援護者支援に関する取組みが進められている。
- ・この5年間で30以上の福祉避難所の指定を進めることができたが、要援護者の十分な避難先を確保するためには受け皿を増やしていく必要がある。また、高齢者・障がい者・妊産婦・病弱者など各々の抱える事情は異なり、受入施設の種類や体制についても充実をさせていく必要がある。
- ・要援護者支援センターにコーディネーターを配置し、備蓄の確保やマニュアルの整備、避難所開設訓練が実施できた。
- ・30年12月に開設した西区障害者支援センターにおいて、見守り支援事業を開始したところであるが、見守り台帳を活用した見守り体制の構築が今後の課題である。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- ・災害時の要援護者への支援については、地域の共助の取組みが進むよう、今後も引き続き各地域へ出向き、条例や先進的に取組んでいる地区の活動の紹介、個人情報の取扱いについての説明などを行っていく。
- ・要援護者の十分な受入先を確保するため、引き続き新規指定の増に取組むとともに、一般の避難所における要援護者対応の充実に向けて福祉避難スペースの検討を進める。
- ・福祉避難所の運営に携わる人人体制の確保について検討を進める。
- ・運営マニュアルの整備や訓練の実施に向けて、働きかけていく。
- ・市ホームページ、チラシ、出前講座などの各種媒体を活用しながら、福祉避難所の機能や位置づけについて市民の理解・周知を図る。
- ・要援護者支援センターについて、引き続き、風水害を想定した訓練や地域住民と連携した訓練を実施し、検証を行うことで要援護者支援の充実、災害対応力の強化を図っていく。
- ・障害者支援センターについて、見守り台帳活用による見守り体制を構築し、災害時にも対応できる体制づくりを進める。また、災害時の想定訓練等を基幹福祉避難所（要援護者支援センター）と連携して実施する。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P53

大項目：4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために～「しごと」と生活の安定～

中項目：(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり

小項目：① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開

所管課：介護保険課・市民参画推進局市民協働課・市民参画推進局男女活躍勤労課

ア. 個別目標

- ◇コミュニティビジネスに取り組む市民（個人）や事業者（団体）の活動がさらに広がるよう支援のあり方を検討し、推進していく。
- ◇事業者が地域と協働してコミュニティビジネスに取り組む、あるいは地域住民組織とともにコミュニティビジネスを結成して地域福祉活動に取り組むことができるよう、事業者と既存の地域福祉活動との連携を支援していく。
- ◇そのため、地域情報の提供、リーダーを含む人材の養成、拠点整備など系統的な支援を行う。
- ◇生活支援サービスの充実を図るため、事業者との協働により地域の生活支援のニーズを把握し、また、生活支援サービスの担い手を確保する取組みを進める。
- ◇これらの取組みを進め、地域に雇用、または必ずしも雇用契約に基づく一般的な就労に限らない多様な「しごと」を創出していく。

イ. 主な取組みの実施状況

①生活支援・介護予防サポーターの養成

27年度の介護保険制度の改正により、比較的軽度である要支援者の方が利用するサービスのうち訪問介護と通所介護について、国が定める全国一律のサービスから、市町村が地域の実情にあわせて独自の事業として実施する総合事業へ移行することとなった。

総合事業は、地域の実情に応じて、NPO や民間企業、ボランティアなどの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指している。

地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、地域活動の担い手養成として「生活支援・介護予防サポーター養成研修」を実施した。研修修了後、地域団体への参加や新規グループの立ち上げ支援を行っている。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|----------------|------|------|------|------|------|
| 生活支援・介護予防サポーター | 69人 | 168人 | 211人 | 62人 | 46人 |
| グループリーダー | — | — | — | 47人 | 16人 |

※養成研修修了者数

② ソーシャルビジネスを支援する取組み

コミュニティビジネス（注1）を含むソーシャルビジネス（注2）に取り組もうとしている団体を支援した。また、先進的に実施しているソーシャルビジネス事業にビジネスマーク認証を行っている。さらに、25年度よりソーシャルビジネス推進助成制度を実施した。

（注1）「コミュニティビジネス」：福祉、子育て、教育、まちおこしなどの地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動のこと。

（注2）「ソーシャルビジネス」：貧困問題、まちづくり等の社会的課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動のこと。

ビジネスマーク認証

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| ステップアップ | 1事業 | 3事業 | 2事業 | 4事業 | 3事業 |
| モデル | 0事業 | 0事業 | 0事業 | 1事業 | 1事業 |

※認証実績

ソーシャルビジネス推進助成

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 準備創業期 | 2事業 | 1事業 | 1事業 | 9事業 | 1事業 |
| 発展期 | 1事業 | 1事業 | 3事業 | 1事業 | 3事業 |

※認証実績

③ 研修の実施

また、神戸いきいき勤労財団では、コミュニティビジネスの起業に関心のある方々を対象に、先進事例の紹介や事業計画の立て方、事業の立ち上げまで支援を行う「コミュニティビジネス実践講座」について、地域課題の解決に取り組む人材育成を目的とする「社会貢献塾」と連携する形で開催し、地域活動リーダーの育成を図った。

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施状況 | 39人 | 40人 | 37人 | 43人 | 34人 |

※社会貢献塾参加者数

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|-----------------------|---------|---------|
| 生活支援・介護予防サポーター養成研修等業務 | 4,703千円 | 6,514千円 |
| ソーシャルビジネス推進事業 | 5,255千円 | 4,133千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- 生活支援・介護予防サポーター養成研修の案内の広報について工夫が必要。修了生へのフォローアップの体制整備が課題。より受講生の目的に合った研修内容にするため、見直しが必要。
- 今後も様々な手法で市内におけるソーシャルビジネスの普及に努めていく必要がある。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 A】

- 生活支援・介護予防サポーターの養成にあたっては、現場実習など研修内容の充実を図るなど、研修内容の改善を行った。修了生の多くが活動中もしくは活動を検討しているなど、実際のボランティアに結びついている。29年度より、グループリーダー研修を開始し、グループ運営が出来る人材の養成を行った。30年度は研修受講要件を厳しくし、人数は少ないながらも意欲の高い研修修了者を養成した。
- ソーシャルビジネス推進策の実施にあたっては、24年度以降、各支援機関との協働により実施しており、25年度からソーシャルビジネス推進助成を実施している。また、学識経験者、各支援機関、先輩起業家等で構成する「ソーシャルビジネス推進委員会」を年1回開催し、推進委員の意見を踏まえて広報の充実など推進策の改善を行っている。また、29年度から大学へソーシャルビジネスの出張セミナーを実施し、ソーシャルビジネスのキーデザインを作成する等広報にも力を入れ、申請団体の増加につながった。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- 地域における活動を安定的に継続していくために、引き続き「生活支援・介護予防サポーター養成研修」「生活支援・介護予防サポーター養成研修（グループリーダー研修）」を実施する。また、様々な活動へつながるように、研修開催箇所、回数、内容等検討を進める。
- 社会的課題解決に取り組むソーシャルビジネスに関しては、今後も各支援機関との協働によってソーシャルビジネス推進策を実施していくとともに、ソーシャルビジネス推進委員、K O B E ソーシャルビジネスマーク認証団体等の意見を踏まえ、さらなる広報の充実、新規事業の導入などより良い推進策となるように検討を進める。

キ. 委員の意見

○ソーシャルビジネスを支援する取り組みについては、起業数が成果指標になるのではないかと。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 30 年度まで）

計画 P54

大項目：4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために～「しごと」と生活の安定～

中項目：（1）誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり

小項目：② 多様な働き方の確保

所管課：保護課・障害者支援課・経済観光局経済政策課

ア. 個別目標

- ◇市では、若者・ひとり親・高齢者・障がい者・生活困窮者など、施策別にそれぞれの対象者に寄り添えるように、またその能力や適性に応じた就労支援を行っている。今後も対象者に応じた就労支援がより効果的に充実するよう、関係部局間の連携強化を図り、あらゆる対象者の就業機会の拡大に努めていく。
- ◇企業・NPO・社会福祉法人等の協力のもと、一般的な就労が困難な人に対する働く場、あるいは訓練の場である「中間的就労」を展開し、対象者が自信やスキルを身に付け、不安を少しずつ克服し、一般就労に向かい、地域社会とつながることを目指す。
- ◇表彰制度や事業所訪問などにより、企業に対してワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに、市民・事業者・行政が一体となって「しごと」と生活が両立できる環境整備に取り組んでいく。
- ◇経済界・労働界・教育界・NPO・行政などの各界で構成する「神戸ワーク・ネットワーク（就業促進連絡会議）」において就業に係る様々な課題や取り組むべき事項について検討し、就業環境の向上を図る。
- ◇地域に貢献しつつ謝礼程度の収入が得られる「しごと」の創出により、短期間・短時間といった個人のライフスタイルに合わせた働き方を確保していく。
- ◇地元企業・社会福祉法人・商店街・近隣センターなど身近な場所に「しごと」の提供を呼びかけ、就労に際して一定の配慮を要する人も役割・生きがいをもてる働き方を確保する。

イ. 主な取組みの実施状況

①障がい者の短時間雇用の創出に向けた取り組み

29年度より、東京大学（先端科学技術研究センター人間支援工学分野、近藤武夫准教授）への研究委託契約を締結し、事業の推進に必要な助言・支援を受け、超短時間雇用の創出に取り組むほか、短時間短時間雇用創出コーディネーターを中心とした協力企業の開拓及び企業と障がい者とのマッチングに取り組んでいる。また、市役所内においても、精神障がい者・発達障がい者を対象とした短時間訓練雇用を率先実施に取り組んでいる。

28年度「障害者の短時間雇用創出に向けた懇話会」開催

29年度「障害者の短時間雇用推進会議」開催

| | 29年度 | 30年度 |
|---------------------|------------------|------------------|
| 短時間雇用創出コーディネーター訪問件数 | 企業 191社・事業所 94か所 | 企業 246社・事業 158か所 |
| 就職者数 | 8名 | 14名（13社） |
| 市役所内短時間訓練雇用 | 2名 | 2名 |

②就労訓練事業所の認定

直ちに一般就労を目指すことが困難な生活困窮者に対して、一般就労に向けた支援付きの就労の機会を提供し、一般就労に就く上で必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所を認定することで、生活困窮者の円滑な就職及び世帯の自立の助長に寄与する。

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------|------|------|------|------|
| 就労訓練事業所認定数 | 1事業所 | 1事業所 | 3事業所 | 4事業所 |

③多様な働き方の推進

28年度より場所や時間にとらわれない働き方を推進するため、市民を対象にクラウドソーシングを推進するとともに、企業を対象にテレワークを推進してきた。

(1)市民対象のクラウドソーシング推進事業

初心者向けにクラウドソーシングについてのセミナーや未経験者でも実際にクラウドソーシングを活用できるように、パソコンを利用して仕事の受注を学ぶ実践講習会に加え、一定のレベルの参加者のための講座を取り入れるなど内容を拡充した。

(2) 企業対象のテレワーク推進事業

企業の人材確保・人材定着といった観点から、多様な働き方のひとつの形態として テレワークの導入による企業側のメリットを啓発するセミナーを実施し、まずは企業側のテレワークに対する理解を促した。

| 参加者数 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---------------|------|------|------|
| クラウドソーシングセミナー | 138名 | 131名 | 60名 |
| 実践講習会 | 26名 | 57名 | 172名 |
| テレワークセミナー | 16名 | 26名 | 11名 |

ウ. 関連する事業費

| 事業名 | H30 予算額 | H30 決算額 |
|------------------|---------|---------|
| 超短時間雇用の創出 | 8,079千円 | 5,837千円 |
| 中間的就労訓練事業所の開拓・育成 | 3,648千円 | 164千円 |
| 多様な働き方の推進 | 9,500千円 | 5,881千円 |

エ. 課題（現在取組が進んでいない点、今後必要とされる取組み等を具体的に）

- 障がい者が働きたいと思う主な動機は、障がいのない方と同様、経済面も含めた自立であり、一定時間働くことにより、ある程度の賃金を得ることを希望される方が多い。一方で、障がい者の心身の状況も踏まえた多様な働き方という観点から、週 20 時間未満勤務というの、働き方の選択肢の一つと考えられる。このため、障害特性に応じた働き方が可能となり、就労機会の拡大をもたらす就労形態である短時間雇用創出の取組みについて、企業や大学、ハローワーク等の関係機関と連携しながら具体的に進めていく必要がある。とりわけ、障害者雇用率制度や雇用関係助成金制度において、企業側のインセンティブが働きにくいことから、短時間雇用の趣旨やメリットを企業に十分発信しながら、企業が前向きに取り組める環境整備を図っていく必要がある。
- 就労訓練事業の認定については、事業所の自主事業としての位置付けとなっており、市の役割としては、事業実施する社会福祉法人等に対して就労訓練事業所としての認定を行うものとなっている。事業の周知啓発や、事業所への支援対象者のマッチングが課題となっている。
- 企業向けのテレワーク推進については、企業側でのセキュリティ対策や社内制度等が十分でなく、導入に向けては多くの課題がある。
また、セミナー等受講後、実際にしごととして受注を受けるにいたったかが見えていない。

オ. 評価＜所管部局による自己評価＞

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

【総合評価 B】

- 短時間雇用への協力企業の開拓及び企業と障がい者とのマッチングにより、短時間雇用による就職者数を増加できた。
- クラウドソーシングの実践講習会参加者数は年々増加しており、関心の高まりを感じられた。
- 一方、エに挙げた課題が残っている。

カ. 今後の方向性・新たな取組み

- 短時間訓練雇用を外郭団体にも拡充し、民間企業に取組みのモデルを示すとともに、障がい者雇用にかかる課題等の検証の場とすることで、民間企業等における短時間雇用の取組みを促していく。
- また、垂水駅前地区をモデル地区として、週 20 時間未満の超短時間雇用をさらに発展させ、新たな雇用を創出することとあわせてまちのにぎわいづくりにつなげていく。
- 29 年度から、地域での「居場所づくり」「しごとづくり」を進めるしごと開拓員を社会福祉協議会に委託するとともに、障害者支援施策と一体となって開拓に当るなどの工夫を行っており、今後とも、社会福祉法人の社会貢献の責務化などを視野に入れながら、さらに積極的に事業所の開拓を行いたいと考えている。
- 元年度は、市民が実際に在宅ワークとしてクラウドソーシングを行えるよう、より具体的な受注の仕方や、業務の質を向上させる方向に注力した講座を開催する。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020

～つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現～

2020 Comprehensive Plan for Community Care in Kobe

概要版



平成28年3月
神戸市



はじめに

神戸市では、昭和 52 年(1977 年)に、全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」(以下「市民福祉条例」という)を制定しました。

「市民福祉条例」では、福祉は、市民・事業者・行政が相互に主体となり、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。

この市民福祉条例に基づき、これまで時代に合った市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取組みを行ってきました。

本格的な人口減少社会の到来と超高齢社会の進行に加え、安定した雇用の減少による生活の不安定化、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、市民を取り巻く状況は大きく変化しています。

「こうべ」の市民福祉総合計画 2020 は、このような社会情勢の変化に伴い生じている市民福祉の諸課題に対応するための、新たな施策や重点化すべき施策についてとりまとめられたものであり、全ての市民の生活の質向上のため、広範囲にわたる市民福祉の総合的・体系的な推進を図るとともに、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く「地域福祉推進」のための計画です。

I.

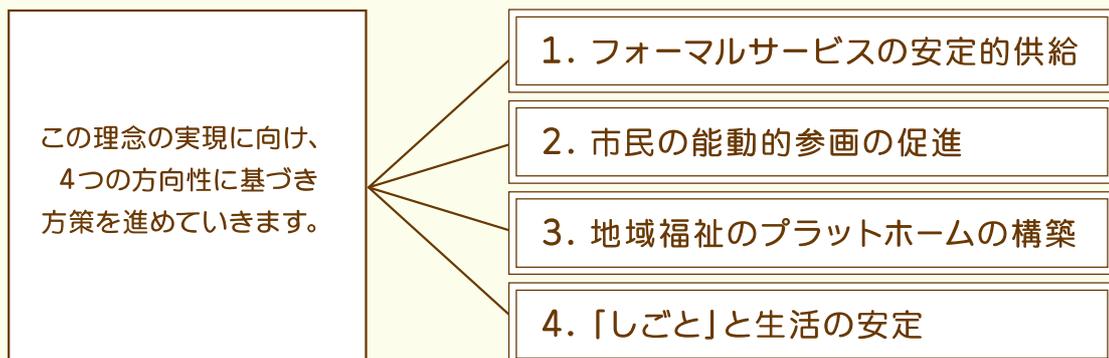
計画の基本理念

つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現(ソーシャル・インクルージョン)を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「※ローカルガバナンス」(自律と分権に基づく協治)を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。



II.

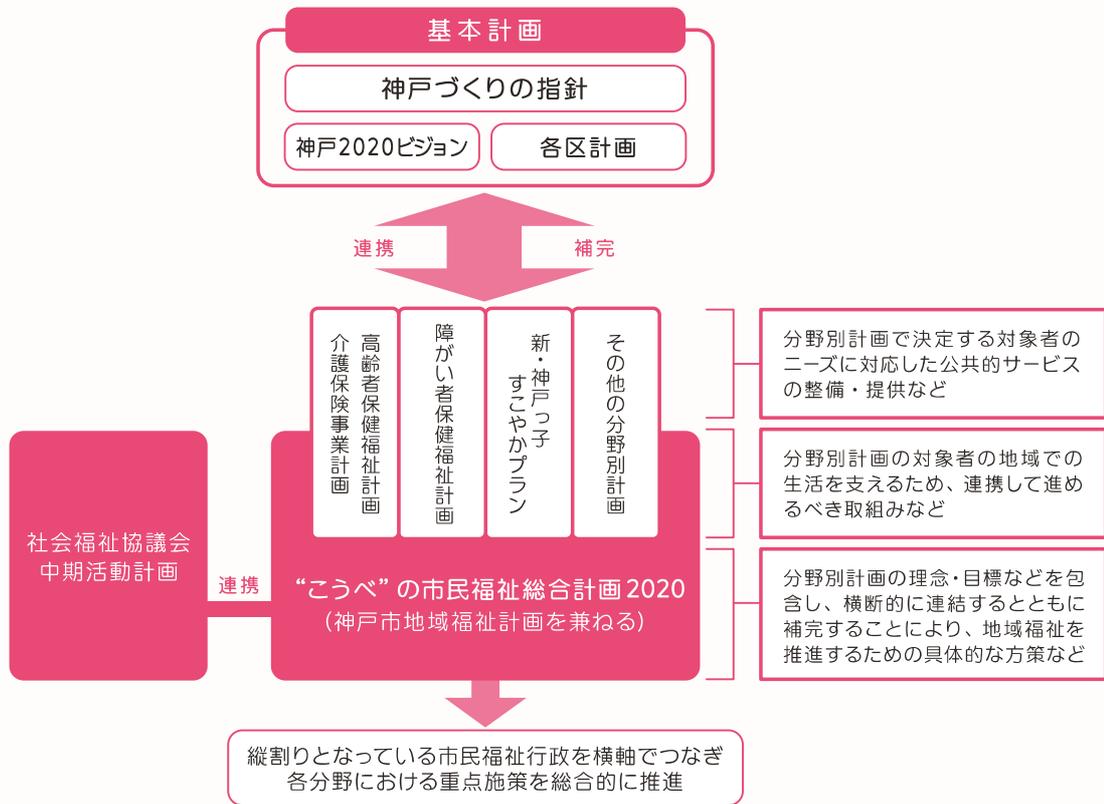
計画の位置づけ

本計画は、「市民福祉条例」に基づき策定される第 11 次 (昭和 52 年～) の市民福祉の総合計画であるとともに、「社会福祉法」に位置づけられる「市町村地域福祉計画」を兼ねています。

保健福祉分野の総合計画として、第 5 次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」及び「神戸 2020 ビジョン」と相互に連携・補完するとともに、地域における、高齢者・障がい者・子どもなどの各分野の施策を横断的につなぎ、総合的に推進するための役割を果たしています。

また、神戸市社会福祉協議会が策定する「“こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画 2020」と連携しながら、本計画を推進していきます。

計画期間は、平成 28 年度 (2016 年度) から 32 年度 (2020 年度) までの 5 年間とします。



(分野別計画 抜粋)

| 計画名称 | 計画期間 |
|--|---------------------------|
| 1. 第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画 「老人福祉法」に基づき、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画 (高齢者保健福祉計画) と、「介護保険法」に基づき、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定める計画 (介護保険事業計画) を、一体的に策定したものの。 | 平成 27 年度 ～ 平成 29 年度 |
| 2. 神戸市障がい者保健福祉計画 2020 「障害者基本法」に基づく、市の福祉・保健・医療など障がいのある人の基本的な施策に関する市町村障がい者計画 | 平成 28 年度 ～ 平成 32 年度 |
| 3. 新・神戸っ子すこやかプラン 「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間延長されたことにより、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に進めていくために策定されたもの | 平成 28 年度 ～ 平成 31 年度 |

III.

基本理念を実現するための “ともに取り組む” 具体的方策

1

市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 フォーマルサービスの安定的供給

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

[1] 福祉サービスの充実と包括的な供給

① 福祉サービスの充実

国や県、地域の動向を踏まえながら、計画等の目標に応じたサービス基盤の整備を進めます。また、事業者等に対する各種研修の充実など人材育成の支援を行うとともに、人材の確保に取り組みます。すべての市民が適切に福祉サービスを利用できるように、多面的な福祉情報の提供に努めます。

② 包括的な相談支援体制の整備

個別の専門機関・相談窓口だけでは十分な対応ができない多様化・複雑化する課題に対応し、また、社会的に孤立している人など、支援を行う側が地域に出向き早期に支援することができる仕組みや体制を構築していきます。

③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化

適切な福祉サービスの提供や地域福祉の推進のために、個人情報の保護と利用のバランスを考慮した情報共有のあり方について検討していきます。

④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止

「くらし支援窓口」や地域福祉ネットワークをはじめとした関係機関の連携により、課題を抱えて地域から孤立している生活困窮者を早期に発見し支援につなげます。また、庁内の関係部局間の連携を強化し、貧困の世代間連鎖の防止を総合的に推進します。

[2] その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

① 権利擁護／虐待防止の取組み

一人暮らしの認知症高齢者や障がい者のさらなる増加が予想されるなか、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の理解を深めるための広報・啓発、申立の支援などを進めていきます。また、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する実態把握と、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確な対応のできる体制づくりに努めます。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい・人がやさしい」ユニバーサル社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインの普及・啓発や心のバリアフリーの推進、障がい者の差別解消、マイノリティの理解促進とともに、建築物等のバリアフリー化を進めます。

③ 地域での居住の安定確保への支援

誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、ニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援、住宅セーフティネットの充実、地域等と連携した住情報の提供などに取り組みます。

④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開

同じ場所に子どもから高齢者、障がい者まで幅広い市民がともに集うことは、お互いにケアし合う効果や、地域社会とのつながりを実感できる効果があります。地域の資源・拠点を多機能に展開でき、住み慣れた地域でともに暮らす、共生ケアの取組みが進むよう支援策を検討していきます。



2

市民が地域福祉の主役になるために 市民の能動的参画の促進

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけでなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

[1] 市民が参画できる仕組みづくり

① 市民が参画しやすい環境整備

市民が地域福祉に参画するために、まずは、地域の実情や課題を共有することが必要です。地域に関するデータを分かりやすく提供していくとともに、専門家の派遣などによる、地域の合意形成に対する支援を行います。

[2] 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策

① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり

高齢者が見守りなどの地域活動に参加し、社会的役割を持つことは、健康づくりにもつながります。この意識啓発を行うとともに、高齢者が能力と意欲を発揮し、地域福祉の重要な担い手となるような活躍の場を創出し、担い手と活動をマッチングする仕組みをつくっていきます。

② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり

若者や、働く世代の様々な活動を契機とし、地域福祉活動への参加に切れ目なくつながるよう、開かれた地域づくりを支援していきます。また、小中学生など次世代を対象とし、地域とのつながりの大切さへの理解など、福祉学習の推進に取り組みます。

③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人による地域社会への貢献が制度化され、施設等の強みを生かし、地域と連携してインフォーマルサービスの充実に寄与することが期待されます。行政も地域団体、NPO等とも連携し、制度の狭間への対応など様々な地域福祉課題に取り組んでいきます。

④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開

地域の福祉課題が複雑多様化する中、地域の力に加えて、企業・事業所等との協働による取組みを進めていくことが必要です。

地域の課題を企業のCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）やCSV（Creating Shared Value：共有価値の創造の取組み）と結びつけることができるよう、取り組むべき課題を把握し、必要な活動につなげていきます。

⑤ 学校を拠点とした地域交流

学校施設を拠点とした地域活動は、地域人材や世代間交流の場になります。学校施設が地域主体の生涯学習の拠点となるよう運動場や教室等の開放など、地域の子どもから高齢者までが集い交流する機会をつくっていきます。

[3] 市民の活動が定着するための方策

① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進

ふれあいのまちづくり協議会など既存団体のボランティア活動が継続するように、活動を評価するイベントの充実などの支援を行っていきます。制度の狭間で市民の福祉ニーズに寄り添う公益的なサービスが充実するようNPO等との協働を進めていきます。

② 地域ボランティア活動の促進

地域福祉センターなど身近な場所において、幅広い層の人々がボランティア活動に対する関心を持てるような取組みの機会を充実させていきます。また、有償型の活動など、ボランティア活動に参加しやすい条件整備についても検討していきます。



3

市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり 地域福祉のプラットフォームの構築

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

[1] 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 （区単位のネットワーク）

① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応

地域福祉課題を解決する新たな仕組みや取組みを、多様な主体の話し合いを通じて施策に反映するための協議の場（地域福祉のプラットフォーム）が必要です。区社会福祉協議会がこのプラットフォームの中核的な役割を果たせるよう支援していきます。

② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり

複雑・多様化する地域課題に対応していくために、区域における多職種・多団体でつながるネットワークの一層の充実が求められています。区社会福祉協議会により多くの情報が集まるための仕組みづくりや、円滑で柔軟な支援ができる体制づくりを行います。

[2] 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 （身近な地域におけるネットワーク）

① 地域における多様な主体による協議の場づくり

地域の支え合い活動等で把握した課題の対応策を検討する、身近な地域における協議の場づくりを、区社会福祉協議会のコーディネーターが中心となって行います。地域課題を関係者で共有し、早期発見・早期解決できる支援策を検討するとともに、必要に応じて区単位の協議の場につなげます。

② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携

ふれあいのまちづくり協議会による地域の福祉・交流活動を通じ、支援を必要とする人の早期発見や様々な課題の把握が期待されます。福祉に関する困りごとを相談できる場づくりなど、お互いが助け合う仕組みづくりの取組みを支援していきます。

③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

民生委員は、住民からの相談や訪問活動などをはじめとした様々な活動を行っており、地域福祉の推進において重要な役割を果たしています。民生委員が、地域住民に寄り添いながら、その役割を最大限に発揮できるように、活動を支援していきます。

④ 医療・福祉の幅広い連携

子どもから高齢者、障がい者まで、地域（在宅）で医療・福祉サービスを必要とする人が増加する中、市民一人ひとりの生活の質を保つために、地域の医療・介護関係者の連携強化を図ります。また、それらの専門職と地域住民組織等との連携を進め、在宅医療・看護・リハビリ・福祉サービス・見守り・支え合い活動等のさらなる充実につなげていきます。

[3] プラットホームを活用した福祉課題への取組み

① 「地域支え合い活動」の充実

地域で援助を必要としている人を住民同士で見守り支え合える地域づくりが求められています。この「地域支え合い活動」の充実を図るとともに、市民・事業者・行政の協働により、実態に即した見守り・支え合い活動を検討し、活動の過程でつけた地域福祉課題を新たな支援の仕組みづくりにつなげていきます。

② 災害時における要援護者への支援体制の整備

地域における災害時要援護者支援体制づくりを地域の实情に応じて支援するとともに、要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、当事者の参画のもと、避難所等での配慮のあり方の検討や拠点的機能をもつ福祉避難所の充実など災害対応力の強化を図ります。



4

市民が地域社会でいきがいを感ずるために 「しごと」と生活の安定

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

[1] 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり

① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開

市民の支え合いによるサービスが提供される仕組みであるコミュニティビジネスを推進し、また、ニーズが高まる生活支援サービスの充実を図ることにより、地域に雇用、または必ずしも雇用契約に基づく一般的な就労に限らない多様な「しごと」を創出していきます。

② 多様な働き方の確保

各分野別に行う就労支援による就業機会の拡大をはじめ、企業・NPO・社会福祉法人等との協力のもと、一般的な就労が困難な人に対する働く場、訓練の場である「中間的就労」の展開や、子育てや介護等と就労を両立できる環境整備、社会参加への対価が得られる「しごと」の創出など、多様な働き方の確保に取り組みます。

IV. 計画の進行管理

計画の進捗状況を確認するため、*市民福祉調査委員会のもとに、さらに個別・具体的な事項を議論する場を設け、市民・事業者・行政がともに参加することにより計画の検証・評価及び見直しを行い、さらに情勢の変化を踏まえた新たな協働の取組み方策の企画・立案を図っていきます。

* 市民福祉調査委員会とは・・・

市民代表、事業者、学識経験者等から構成され、市民生活の実情や市民意識の科学的把握を行うとともに市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策の策定等について調査・審議するために設置された市長と教育委員会の附属機関です。

平成 28 年 3 月発行
神戸市保健福祉局総務部計画調整課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
電話 (078) 322-5198

神戸市広報印刷物登録平成 27 年度第 757 号
(広報印刷物規格 A-6 類)

BE KOBE



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

